

決 算 特 別 委 員 会 (2 日 目)

1. 開会及び延会 令和元年9月20日(金) 午前9時30分 開会
午後6時07分 延会

2. 場 所 葛城市役所 新庄庁舎 第1委員会室

3. 出席した委員

委員長	増田順弘
副委員長	内野悦子
委員	杉本訓規
〃	吉村始
〃	谷原一安
〃	川村優子
〃	岡本吉司
〃	西井覚

欠席した委員 なし

4. 委員以外の出席議員

議長	藤井本浩
議員	梨本洪珪
〃	奥本佳史
〃	松林謙司

5. 委員会条例第19条の規定により、説明のため出席した者の職氏名

市長	阿古和彦
副市長	松山善之
教育長	杉澤茂二
企画部長	吉川正人
総務部長	吉村雅央
総務財政課長	米田匡勝
税務課長	椿本真司
収納促進課長	和田善弘
管財課長	吉田和裕
生活安全課長	竹本淳逸
市民生活部長	前村芳安
保険課長	新澤明子
人権政策課長	水島悦美

クンセンター所長	白 澤 真 治
環境課長	庄 田 康 則
産業観光部長	早 田 幸 介
農林課長	芝 浩 文
商工観光課長	吉 村 和 則
都市整備部長	松 本 秀 樹
都市計画課長	奥 田 雅 彦
建設課長	安 川 博 敏
社会福祉課長	林 本 裕 明
子育て福祉課長	井 上 理 恵
教育部長	森 井 敏 英
学校教育課長	内 蔵 清
教育総務課長	吉 井 忠
生涯学習課長	西 川 育 子
体育振興課長	植 田 和 明
中央公民館長	吉 田 賢 二
図書館長	吉 村 賀 央
新庄文化会館兼 當麻文化会館長	竹 内 和 代
会計管理者	門 口 昌 義

6. 職務のため出席した者の職氏名

事務局長	岩 永 睦 治
書 記	吉 村 浩 尚
〃	高 松 和 弘
〃	関 元 瞳
〃	福 原 有 美

7. 付 議 事 件 (付託議案の審査)

- 認第1号 平成30年度葛城市一般会計決算の認定について
- 認第2号 平成30年度葛城市国民健康保険特別会計決算の認定について
- 認第9号 平成30年度葛城市後期高齢者医療保険特別会計決算の認定について
- 認第7号 平成30年度葛城市霊苑事業特別会計決算の認定について
- 認第3号 平成30年度葛城市介護保険特別会計決算の認定について
- 認第8号 平成30年度葛城市・広陵町介護認定審査会特別会計決算の認定について
- 認第5号 平成30年度葛城市学校給食特別会計決算の認定について
- 認第6号 平成30年度葛城市住宅新築資金等貸付金特別会計決算の認定について

認第4号 平成30年度葛城市下水道事業特別会計決算の認定について

認第10号 平成30年度葛城市水道事業会計決算の認定について

開 会 午前9時30分

増田委員長 ただいまの出席委員は7名で、定足数に達しておりますので、昨日に引き続き、5款農林商工費、6款土木費の質疑に関して、引き続き決算特別委員会を開会いたします。

昨日に引き続きまして、2日目の決算特別委員会でございます。きのうはいろいろとご議論ございまして、若干予定より遅くなったわけでございますけれども、本日も皆さん方のご協力によりましてスムーズな進行できますように、慎重審議のほどよろしくお願い申し上げます。冒頭のご挨拶とさせていただきます。

委員外議員、奥本議員でございます。松林議員です。

それでは、議案審議に移ります前に、理事者側より昨日の答弁につきまして訂正の申し出がございますので、これを許可いたします。

芝農林課長。

芝 農林課長 農林課の芝でございます。よろしくお願ひいたします。

きのうの岡本委員の経営所得安定対策事業、これの報償費についてですけれども、現地調査のときのお手伝いいただいた方に対する報償費の支払いを、個人に支払っていると申しましたけれども、実際は支部長に続いて支払いさせてもらっているということでございます。間違っております。訂正させていただきます。申しわけございませんでした。

以上です。

増田委員長 よろしいですか。

門口会計管理者。

門口会計管理者 その件に基づきまして、岡本委員の質問の中で、領収書のお問ひというのがあったと思います。会計課としても領収印等の確認をし、適正な執行をさせていただいておりますので、申し添えて言いたいと思います。よろしくお願ひします。

増田委員長 松山副市長。

松山副市長 副市長の松山でございます。

先ほど農林課長から説明がございましたとおりでございますので、昨日の岡本委員からのご質問につきまして、対象者の確認等の手法については、これをきのうご意見を賜ったということで、これはまた担当部局の方でそのあたりの対応についてはしっかりと検討してまいりたいと存じます。

それとともに、その質問の一連の委員のご発言の中で、領収書もないのに払っているのかといったご発言がございましたが、その部分につきましては、きちっと添付資料の管理を支払っております。それを今、門口会計管理者が申し上げたということでございます。

以上でございます。

増田委員長 よろしいですか。

それでは、昨日に引き続き、5款、6款の質疑に入ります。

質疑はありませんか。

岡本委員。

岡本委員 おはようございます。昨日に引き続き、よろしくお願ひしたいと思います。

まず91ページの9目有線放送のことです。今、関東で台風が起きて、千葉県で大きな被害が出たと。そこで電柱がかなり折れておるということから、有線柱、あるいは有線の線と言いますか、これが撤去されてないということですけども、今後無線化になって優先廃止になった。そのときに線の垂れ下がり、あるいは電柱の倒壊というか、そういうようなことについてどういうふうにご検討されているか。もし垂れ下がって事故でも起きたら、この責任がどこに行くか。行政に責任が行くか、それとも事故を起こしたもんが悪いかというようなことになってきますんで、その辺のことを踏まえながら、どういう考えを持っていらっしゃるのかお聞きをしていきたいというふうに思います。

それから、団体営土地改良事業、92ページですけども、一応毎年繰越しをしてるわけで、農地費も一緒で、お金が余ったらしゃあないということやけども、繰越しについては契約繰越し、これは基本やけども、でけへん場合もあるということで、全部使えということではないわけやけども、繰越しするときにある程度の見通しを立てて、えろう不用の出やんような格好にしてもらいたいなというふうに思います。

その中で、負担金のところで、県の土地改良事業団体連合会411万円、それから県営ため池整備事業負担金1,200万円と出てるわけやけど、それぞれ各大字、あるいはまた各一定の負担金があるように思いますんで、その内容だけ教えていただきたいとします。

増田委員長 竹本課長。

竹本生活安全課長 おはようございます。生活安全課、竹本です。どうぞよろしくお願ひします。

ただいま岡本委員ご質問の、有線放送の当時の電柱等に共架されてる有線の線でございますが、まず撤去の方は防災行政無線のデジタル化の際には、一旦、新庄庁舎から各大字、公民館の方へはNTTの回線を利用させていただく関係で、それは使用の廃止を終わって、そちらの方はもうNTTの管理の方に戻っております。あと、各大字公民館から各ご家庭への引き込みにつきましては、その際の撤去の方、同時撤去はできておらないのが現状でございます。

その中で、昨年度も時折、道路の工事であったり開発工事によって支障になる部分とか、民有地を上空占用してる部分とか、あとトラブルにより切れた部分については適時対応させていただいているところが現状でございます。ただ、ますます今後古くなりますので、計画的な撤去は考えていかないといけないということで、今のところ来年度に向けてまたそのあたりを担当課としても検討しているところでございます。

あと、もし垂れたときの、それによるトラブル、事故等の保障についてですけども、現状としましては、その有線の部分については、道路間に占用している部分は市の財産になりますので、それはそのケースバイケースになりますが、そのときに応じて対応する部分是对応させてもらうことになる。ただ、各ご家庭への最寄りの電柱からの引き込みにつきましては、各ご本人が引き込みされてる部分なんで、それは撤去に関しても各ご家庭での対応ということなんで、そういう形になるかと思ひます。

以上でございます。

増田委員長 芝課長。

芝 農林課長 農林課の芝でございます。よろしくお願いたします。

まず、団体営土地改良事業費の工事請負費の中の繰越明許費でございます。これは、笛吹農作業道整備工事でございます。5月の末には完了しました。既に完了しておるといことでございます。

それと、県営ため池等整備事業負担金でございます。これは、県営で行っていただいておりますため池整備事業に対する負担金でございます。事業費の16%を負担するということになっております。金額としましては、事業費が7,993万2,950円、これの16%ということになって1,278万9,272円となっております。

工事場所としましては、仁王門池の工事、それと上新池の測量設計、大屋下池の土質調査、それと山田下池の測量設計調査、それと南藤井内池の測量と土質調査という形になっております。

土地改良事業団体連合会、これの負担金ですけども、この中に特別賦課金と言いまして、これは土地改良事業団体連合会の定款におきまして、前年度に実施しました農業農村整備事業及び災害復旧事業費から事務費を除いた額に事業別に賦課率をかけた額となっております。平成30年度におきましては、農地有効活用促進事業笛吹地区、新村地区、竹内地区、脇田地区、新在家地区、適正化事業の當麻古池地区、ため池防災対策推進事業の施設点検、耐震調査、ハザードマップの事業を行ってございまして、それに対する賦課率が0.0055%、県営ため池事業の負担分が0.025%となりまして、合計としましては51万1,400円となっております。それと、この中に、土地改良施設維持管理適正化事業という事業がございまして、これが金額としましては356万220円というふうになっております。

以上でございます。

増田委員長 岡本委員。

岡本委員 それぞれ答弁をしていただきましたけども、有線放送についてはひとつも前向きな答弁でない。今言われてるのは、NTTは初めからわかった話やから、昨年も言うたように、大字の中が早急にしないとあかんということやけど、道路についてはいかにも道路の保険使うようなことを言うてはるわけやけど、そういうこけてもたらしゃあないわけやから、やっぱり今言うたように計画立てて、一遍にでけへんねから今年はどこをすとかしてやっていかないと、台風はいつ来るかわからん。千葉県みたいになってしもて、どんどん電柱が倒れるわ、車はそこへ突っ込んでしまうわなって事故が起きたら難儀やから言うてるわけで、もうちょっと前向きな答弁をしてもらわないと、「検討していきます」と言われたら、「ああ、そうですか」と言うわけにはいかへんと思うねんな。絶対事故が起きひんて補償がない。そやから、やっぱりもう早い時期にせんと、もう無線できてから半年や1年と違うわけや。平成29年からできてるわけやろう。もうこれ平成30年度で、ここで2年になるわけ。今年で3年になるわけ、平成31年やったらな。それに手つかずで来たあるということについては、もうちょっと考えないかんなど。やっぱり前向きにやってもらいたいというふうに思いますんで、もう一遍答弁をお願いしたいと思います。

農林につきましては、一応笛吹農道が5月に完了しとるといことやし、県の土地改良事

業団体連合会、この分については極端に言うたら、こういう箇所の工事をしますよ、それに対してある程度の負担金を払いなさいよと、こういう解釈でええわけやんな。細かいやつは別として。逆に言うたら、その県営ため池については、先にお金を預けなさいよと、預けたそのお金で補助金みたいな恰好で事業費に充てますよと、こういう解釈でええわけかいな。ちょっと解釈違うか。逆か。土地改良事業が先に納めるわけか。ため池のやつは後かいな。また答弁お願いします。

増田委員長 阿古市長。

阿古市長 委員のご質問にお答えいたします。

デジタル防災無線整備に当たりまして、実はちょっと欠落していた内容がございます。本来でしたら、その時点で有線放送の線の部分の撤去もやはり織り込むべきであったと思います。ただ、当初計画の中にそれが織り込んでおりませんでしたので、後付けの形になります。当然、単費になると思うんですけども、委員ご指摘のとおり、必ず撤去しないとイケないものですから、次年度から計画的に撤去作業に入りたいと思います。ただ、費用がどの程度かかるのかというのは、まだ全体事業費わかりませんので、その辺はその事業費を見ながら計画的な撤去に入りたいと思います。

以上でございます。

増田委員長 芝課長。

芝 農林課長 農林課の芝でございます。よろしくお願ひいたします。

県営ため池事業に関しましては、その当該年度の16%が負担金となります。

それと、先ほどの土地改良事業団体連合会の中の負担金ですけども、土地改良施設維持管理適正化事業、これの方が積み立てを行いまして事業を実施していくというふうなシステムで行っております。

以上でございます。

増田委員長 岡本委員。

岡本委員 逆になってるわけやね。県営ため池の方は先に工事をして、その分として負担を払うと。

この上の改良事業団体連合会のやつは、先にお金を預けといて払うと、こういうことやねんな。なるほど、わかりました。有線放送は市長から答弁していただきました。非常に、どのくらいかかるんかこれはわかりませんので、全体計画出していただいて、何千万円かかるんか、それを何年でやるか計画を立てて、「今、一遍にすぐせえ」と、これも無理な話かもわからんけども、できるだけ早い時期に完了できるようにお願いをしておきたいというふうに思います。

増田委員長 ほかに質疑はありませんか。

吉村始委員。

吉村始委員 おはようございます。かなり素朴な疑問にお教えいただけたらと思うんですが、まず96ページです。相撲館ですけども、14使用料及び賃借料で暖房器具賃借料という9万5,000円何がしかあるんですが、これをどういったものかを伺いたいのと、2つ目は、105ページの公園管理費の中の14節使用料及び賃借料で土地借上料というのが出てきておりますけど、

この内訳について、これは590万円ですね。この内訳をお教えいただけたらありがたいなど。もう一つ、これもかなり素朴な疑問なんですが、18節備品購入費の中で、公用車購入費というのがありまして、46万5,696円というのがありまして、値段見て、これはかなり激安と言いますか、どういったものを購入されたのかなというのを、この3点を伺えたらと思います。

増田委員長 吉村課長。

吉村商工観光課長 商工観光課の吉村でございます。どうぞよろしく願いいたします。

ただいま吉村委員の方から御質問いただきました賃借料の関係でございますが、この9万5,000円につきましては、本年1月末、年度で言いますと昨年度になりますが、相撲館の空調機が故障をいたしました。それに伴いまして、冬場のことでございますので来館者の方が非常に寒いということでございましたので、急遽、暖房機をリースしたということでございますので、よろしく願いをいたします。

増田委員長 安川課長。

安川建設課長 建設課の安川でございます。よろしく願いします。

賃借料土地借上料についてですが、ひとまる児童公園、木戸池公園、大池公園、當麻瓦堂池公園土地使用料です。あと新在家北池土地の分、南今市の樋尻池の土地、二上山ふるさと公園用地の賃借料、あと弥宮池公園の用地の賃借料となっております。

それと、備品購入費についてですが、購入したものは公園の管理における軽トラック、新車で軽トラックを購入いたしました。

以上でございます。

増田委員長 植田課長。

植田体育振興課長 体育振興課の植田でございます。

体育振興課の所管の分で土地借上料がございまして、新町運動公園の敷地、池の部分でございすけども、2,147平米、120万円の賃借料がございす。

以上でございます。

増田委員長 吉村始委員。

吉村始委員 暖房器具については、急なことやったんで、急遽流用されたということでよろしいですね。

それから、あと、土地借上料は水利組合とかそういうところから借りておられるということでしょうか。

それから、あと、公用車というのは新車と今ご答弁ありましたが、値段交渉してかなり安く購入できたというふうな理解でよろしいでしょうか。ご答弁お願いします。

増田委員長 どの分ですか。軽トラですか。

吉村始委員 軽トラですね。

増田委員長 安川課長。

安川建設課長 建設課、安川です。よろしく願いします。

軽トラックの購入については、入札におきまして価格が落ちたということで購入したとい

う経緯でございます。

増田委員長 吉村始委員。

吉村始委員 いろいろ努力をしてくださってるということがわかりましたんで、感謝いたします。ありがとうございます。

増田委員長 ほかに質疑はありませんか。

杉本委員。

杉本委員 おはようございます。よろしく願いいたします。まずは104ページ、土木費、3目公園管理費の13節委託料の一番下、公園施設長寿命化計画策定業務委託料408万240円、こちら、この報告書にも書いてあるんですけど、策定されたところ、どういった内容なのかお聞かせ願いたいのと、報告書の1ページに戻っていただいて41ページ、この真ん中ら辺に公園管理費の各児童公園遊具修繕一式464万4,000円というのは、これどういった修繕されているのか。まずは、この2点お願いします。

増田委員長 奥田課長。

奥田都市整備課長 おはようございます。都市計画課の奥田と申します。よろしく願いいたします。

ただいま杉本委員様からご質問いただきました公園施設長寿命化計画策定業務委託につきましてご説明申し上げます。

この委託内容でございますけども、葛城山麓公園の長寿命化計画の策定を行っております。内容ですけども、今後進展します公園施設の長寿命化に対する安全性の確保及びライフサイクルコストの縮減の観点から、公園の施設の計画的な改修、改築に係ります取り組みを推進するため公園施設長寿命化計画を策定いたしまして、適切な施設点検、維持補修等による既存ストックの計画的な改修、更新を行うことを目的としております。

その計画の内容でございますけども、葛城山麓公園の建築当時の資料等を参考にさせていただきまして、その辺の情報を集めまして、公園施設、遊具施設、建築物等の現地調査と健全度判定を行いまして、予防保全型を行う施設につきましてはライフサイクルコストの算出を行い、また事後保全型を行う施設につきましては更新見込み年度及び更新費の算出を行い、予算の平準化の視点を加味しまして、10年間の期間で年次計画を策定させていただいております。

以上でございます。

増田委員長 安川課長。

安川建設課長 建設課の安川でございます。

各公園の遊具施設の修繕の状況でございます。平成29年度に調査を行いました。修繕箇所の公園数については、6カ所です。修繕物件については、イトーピア児童公園滑り台、イトーピア南児童公園2人乗りブランコ、木製ベンチ、鉄棒、当麻荘園児童公園につきましては滑り台、ブランコ、長尾北児童公園については滑り台、ブランコ、尺土日立団地北児童公園については滑り台とブランコ、最後に、笛堂ふれあい公園につきましては東屋とベンチを修理しております。

以上でございます。

増田委員長 庄田課長。

庄田環境課長 環境課の庄田でございます。よろしくお願いします。

公園の修繕料ですが、葛城山麓公園の修繕料もこの中に入っております、修繕の内容でございますが、山麓公園の木製ブランコの修繕、木製遊具の修繕、あとローラー滑り台の修繕、公園の放送設備、アンプの修繕等が入っております。金額として、90万7,920円になります。

以上でございます。

増田委員長 杉本委員。

杉本委員 ありがとうございます。長寿命化の方はちょっとつかみどころがなかったので、具体的にこうして行くというのがまだ出てないということですかね。まだわからないか。何が聞きたいかと言いますと、またこの長寿命化はいろいろと対応していただけたらと思うんですけど、前、僕は一般質問でもさせてもらったと思うんですけど、プラスチック遊具なんですけども、その遊具の導入についてどういう動きになってるかお聞きしたいんですけど、まだそこまで行ってないと思うんですけど、またこれ屋敷山公園とかも対象になってくると思うんで、できるだけ早くやってほしい。今、修繕費、いろいろどこやったかお聞きしましたけど、やっぱり修繕、修繕と嵩んできてると思うんですけども、子どもたちのお母さんから、「プラスチック遊具で遊びたい」という声をかなり聞きますんで、せっかく一般質問させていただいて、市長も「前向きに検討する」といただけてるんで、できるだけ早くやっていただきたいです。答弁よろしいです。

以上です。

増田委員長 ほかに質疑はありませんか。

川村委員。

川村委員 2点ございます。

まず93ページ、農林商工費の中の林業振興費、この19節の中にごございます鳥獣害の件でございます。増田委員長も、いつもイノシシ対策等についてご質問を毎回いただけてるんですけども、きょうは委員長来ていただけてますので、私の方からも少し質問させていただきたいと思います。

平成30年度のイノシシ対策、最近、アライグマ等のタヌキ系のそういう被害も非常に多発しております。この件について、平成30年度の取り組みをお聞かせいただきたいと思います。

それから、戻りまして、89ページの中にあります農林商工費の5目畜産業費、この中にごございます13節委託料の中にあります測量設計委託料、そしてその15節にごございます工事請負費の237万4,920円、予算委員会に予算が上がってましたけども、私、予算委員会に出ておりませんでしたので、もう一度この内容説明をお聞かせいただけますでしょうか。

増田委員長 芝課長。

芝 農林課長 農林課の芝でございます。よろしくお願いいたします。

まず、林業振興費の鳥獣害防止対策協議会負担金ですけども、これは平成30年度、罾と檻の購入を追加させていただいております。この分で120万円の負担金を払わせていただい

おります。

それと、畜産業費の、まず委託料ですけども、これはコンポスト、脱臭槽の改修ということで執行させていただいております。この脱臭槽が、このコンポスト施設自体が平成12年度、13年度あたりで国庫の補助をいただきまして、畜産施設から出ました排泄物、その処理をするそういう施設を、市が事業主体となりまして畜産業者に協力を求めまして設置させていただきました。

いろいろもう年数もたっております、そこから出ますにおい、臭気が、ある大字内の方でかなりきついということがありまして、今までからいろいろ苦情もありまして、私どももずっと調査してまいりました。何が原因かというのがなかなかつかめなかったんですけども、どうも脱臭槽であろうということにして、その脱臭槽の中に木製のチップというのが入っておるんですけども、平成30年度におきましてそのチップの入れかえをやりました。そのチップと、そして脱臭槽自体、当時はそういう設計でしたんで雨ざらしになってるような状態にして、それに対してパイプハウスを設置するというふうな工事をさせていただいております。このパイプハウスの設計、それがこの委託料として執行させてもっております。

それと、工事に関しましては、チップの入れかえ工事、それとそのチップの入れかえをしたときに中空床言いまして、空間をつくるための床を上げてるような、そういう組み立てされてる、それは木材で組み立てされておったんですけども、その腐食がかなり進んでまして再利用できるような状態でなかったんで、そのつけかえというのをさせてもっております。

それと、そのチップ自体は堆肥として使えますんで、それを利用させていただいて、道の駅かつらぎの隣の多目的広場、あそこで農業者の方からスイセンの球根をいただきまして、それを植えるのにその堆肥を使わせてもらったというふうな形になっております。

場所は、山田地内2件分の脱臭槽の改修ということでございます。

以上でございます。

増田委員長 川村委員。

川村委員 まず、鳥獣害でございますが、平成30年度、これ今、罾と檻は、イノシシもアライグマもどちらもということで理解させていただいてよろしいでしょうか。

確保していく手だてということで、いろいろとそういった罾を買っていくと。そして、そこに退治をしていく方法として進めていただくということなんですけども、私も先日、アライグマの檻のことでお問い合わせがありまして、時期的には夏場の野菜が狙われるという状況なんで、罾を個人的に買えばいいんですけど、市の方に相談すると、みんなで使うことを共有していかないといけないからということで、「まだ待ってるんです」ということなんですけども、これからこの対策について、更にもうちょっとボリュームアップして進めていただけるのかということ、次の年度でまた平成31年度でどのような対策になるかということもまたお聞かせいただくんですけども、平成30年度でまずはこういう方策をもって始めていただいたということ。

イノシシ対策が非常にまだまだ厳しいと思うんですけども、イノシシの確保した後のこと

とかもあるんですけども、そのあたりはどのようなお考えでいらっしゃるのか、もう一回お聞かせいただきたいと思います。

それと、山田地区の2件というのは理解させていただきますけれども、結構な費用もかかっていますけれども、これは計画、市の方がこの対策について臭気対策ということで、振興地もふえておりますし、今後この臭気対策、この臭気でもって畜産業者が非常にしんどい思いをするということは私もよくないと思ってますし、これをもっとこれからも進めていくような、今、山田だけ2件でしたけれども、ほかの酪農地域についてはどうなのかと。例えば、それによって地下水の水の方に影響しないかとか、そういったことでちょっといろいろ耳にするんですけども、忍海地区なんかどうもあるようでございますけれども、その辺も含めて葛城市全体のこの畜産業者のお悩みの部分、この対策について、次の予算には入ってなかったですけども、進めていかれたらいいのかなというふうに私は思っております。この件について、今後の方向性ということもお聞かせをいただきたいと思います。

増田委員長 芝課長。

芝 農林課長 農林課の芝でございます。よろしく願いいたします。

捕獲したイノシシの処理ですけども、今は猟友会の方をお願いしております。頭数もかなりとれますし、猟友会の方からもなかなか処分する場所がないということで、いろいろ部の中でも場所を探しているところです。今は、その猟友会の方の個人の土地で処分していただいておりますけども、それも確保が難しいということは前から相談されてまして、それはこれから探していこうというふうに考えております。

それと、畜産業ですけども、確かに忍海地区の方でもいろいろ苦情はあります。その都度、その都度、環境課と一緒に対応はさせていただいておりますけども、なかなかこれと言ってうまく話し合いできない状態にして、うちの方でもこれからどうしていったいいいかいするのはしっかりと考えていきたいと考えております。

以上でございます。

増田委員長 阿古市長。

阿古市長 まず、イノシシ、アライグマの方でございます。実は、昨年度から方向転換をいたしました。従前ですとフェンス等を張って、特に電柵等も含めまして、イノシシの場合ですと来ないような方向性の形のことを考えておったわけなんですけども、やはりもう全体の頭数を落とさないといけないと、もう山麓エリアでは農業そのものがない状態になってきておりますので、ですからもう頭数を減らすという方向に変えました。

それで、昨年、平成30年度につきましては、猟友会の方とお話をいたしまして、罠の部分を増強いたしました。まず、ワイヤーで200から300やったと思います。ふやしました。それと、特に罠の、これはもう今年度の予算にも反映したんですけども、新しい罠の購入、もしくは修理の予算を入れております。ですから、もう基本的には頭数を落としていくということを前提に考えております。その作業に入らないと、多分これから特に山麓エリアの農業というものが維持できないという前提に立った対応でございます。

それともう一つ、委員ご指摘の酪農の部分、これはこれから非常に大きな問題になってい

くであろうという予測をしております。と申しますのが、特に昨今、忍海エリアの住宅開発が非常に頻繁に行われております。忍海エリアにつきましては、やはり葛城市の酪農の中心エリアでございますので、当然、におい等、ハエ等の問題がこれから大きくなっていくであろうということを感じております。原課の方も環境課とともにその対応に当たっているところなんですけども、ある種これはちょっと考え方の整理をしないといけないのかなと、大きな整理をしないといけないのかなという思いでおります。

やはり、葛城市にとって酪農というものは大切な産業でございますし、かと言って、今、酪農されている方の年代層の問題、結局はこれも農業とあいまあったところがあるんですけども、収益的な部分がございます。ですから、再投資ができるんかできないのか非常に微妙なところでございますので、それを果たして、これから税の公平性という部分がございますので、ですから、それとも鑑みながらどういう支援ができるのかということを中心に考えていけないといけないのかなという思いでございます。

やはり、これは長いスパンで言いますと、山麓エリアの方にそういう産業と言いますか、そういう分野を集約する必要が葛城市においては将来的においてあるであろうという全体的な考え方は持っておりますが、そこに行きつくまでの過程をどのようにしていくのかということ、これから大きな議論をしていかないといけない分野やと感じております。

以上でございます。

増田委員長 川村委員。

川村委員 ご答弁ありがとうございます。非常に、イノシシ対策、頭数をもう減らしていかないと、どの地域も餌等のいろんな事情によって、人が住むところに寄ってくるというのは、クマもそうですけれども、全国的な悩みの1つになっているところは、これも理解するところではございますけども、今までは来ないようにするというのを、今度はもう来てるそのもの、イノシシやいろんな鳥獣害をそれを確保していくということでございます。その過程の中で、とったんはいいけども、それをどうしていくかという、これが今後の大きな悩みになってくると思います。これにつきましても、いろんな数多くの意見も頂戴しておりますし、非常に実際に確保された方が、埋める状況の中で、もう大変なご苦労をいただいているという話、これはもちろんご存じだと思いますけれども、大きな課題だと思っておりますので、どうぞ真剣にこの件につきましては、お取り組みいただきたいと思っております。

それから、畜産業です。確かに後継者の問題等がございます。市長が言われるのはもちろんわかりますが、ただ、葛城市に人が住みついてくれると、人口増をこれから考えていく中で、近々の問題としてどうしていくかというところ、将来的、これから何年先のスパンを考えるかというところですけども、人口増という部分にも非常にバランスの難しいところがあると思っておりますが、しっかりと精査していただきまして、酪農業界にとりましても公平な対策をぜひとも講じていただきたいと思いますというところでございます。

以上です。

(正副委員長交代)

内野副委員長 それでは、委員長にかわりまして、暫時、委員長の職務を行います。

質疑を行います。

増田委員長 すいません。少し関連で、鳥獣害のことについて再度お尋ねをさせていただきます。

先ほど、川村委員の方からもご指摘ございましたように、私も一般質問で、最終の処分のことについてお尋ねをしました。手法としては、ジビエ肉の加工をするというふうな方法も、五條市などでは市の補助金を使って処理場を建てられたと、こういう事例もございます。

それから、イノシシを確保した処理については以前にもご説明いただきましたように、穴を掘って処理をするという方法と、ほかの自治体では焼却処分をされてるという方法と2つあるということもお聞きをしました。

本市においても、こういう焼却処分、もしくは穴を掘って埋める支援についてお尋ねもしましたし、今後検討するということが猟友会の方といろいろとご協議をいただいているところ。ところが、いい結論が出ないと。先ほど、芝課長も、「今後考える」ということで、1年、2年前から同じような苦勞をされておると、2年間一向に進んでないということなんです。その間、猟友会の方は、これはもう鉄砲で撃つ、撃つとるという方法、罠でとるという方法もやっておられるんですけども、何せその最後の始末が、高齢化も手伝って非常にご苦勞されておるということで、先ほど市長もおっしゃられたこの捕獲作業が進みにくいと。とってばかりで、これのしまいをせんなんという作業とセットでいごかんんということなんで、非常にご苦勞されておる、進んでないと、こういうことなんですわ。

これは、以前にもちょっとアドバイスで、市の公有地の適当なところで、先ほど個人の場所に埋めていただいているということなんです。これは、非常に個人の方、その犠牲になつての方にとっては、今後のことも考えると、この土地に今度何かするときに穴掘ったら骨出てきたと、またこの間のいろんな話と同じようなことになりかねないので、これはせめてその場所の確保、それからそこに伴う埋設する穴の掘る重機のリース代等の確保、これはもう罠を買うのとセットでやってもらうべきやなど私は思うんですけども、その辺のところの見解、もう少し踏み込んだご見解をお聞きしたいなと思います。

それから、86ページの農業委員会費の、概要のところでも活動状況ということで、定例総会を毎月やっていただいて、役員会、全国大会等々、いろんな活動をしていただいていると。それから、農地法に基づく申請処理状況についても、第3条で47件等々、第4条、第5条転用も含めて、非常に多くの処理をしていただいていると。これは、特にミニ開発等も進んでおって、こういう転用事務も非常に多くなつてんのかなというふうに思います。

そんな中で、年に1回ですか、申請出して許可おけるという処理、農用地除外申請。これ、葛城市は年1回なんですよね。県下で年1回と年2回とが大体半々ぐらいかなと、私、推測ですけども、わかったら教えてください。

このような、件数が増加してる、環境もこういうふうに変わっている中で、1年に1回ということは、申請出される方にとっては非常にタイミングを失うと言いますか、これもやっぱり事業として転用される、除外申請出されるわけなんで、お困りのところもあるかなと、実際に聞いてるんですけども。今後、この1回を2回にというふうなことも十分ご検討いただいている、考えていただいているのかなと思うんですけども、この2点についてお尋ねをいた

します。

内野副委員長 芝課長。

芝 農林課長 農林課の芝でございます。よろしくお願いいたします。

まず、獣害の方ですけども、以前から確かに市有地のところで処理できないかというふうなことをいろいろ探してます。ただ、市有地といいましても、なかなか平地の方では処理が難しいかなと考えておりまして、山手の方でどっかないかなというふうには思ってます。

あと、猟友会の方からも、掘削機械のリースの件も相談も受けてます。この辺もいろいろと考えて、なかなか進んでない状態ですけども、まず候補地を絞りまして、使えそうなところというのを選定しまして、大体聞きますと、2年ほどたつともう土に返るというふうなことを聞いてますんで、打って返すような形で何箇所か候補地見つけて、早いうちに決めていきたいと思っています。リースの件はまた何かで相談させていただきたいなと思っております。

それと、農用地除外の件ですけども、葛城市は年1回の除外申請を受けてまして、毎年5月を締め切りにさせていただいて、そこから市の中で検討させてもらって決めていくと。その中には、除外できないところも中には出てきてます。これは、いろんな諸要件が合わない場合、これはもう除外できませんので、してない場合もございます。

ただ、この手続に関しましても、なかなか作業は大変でございまして、1回で除外の申し込みが毎年20件ほどになってるんですけども、その調査もありますし、確かにふだんの転用なり売買のそういう相談、申請いただいているそういう作業もございます。なかなか少ない人数でやっておりますんで、それを1回から2回に変えていくというのは、まだこれから検討させていただきたいなというふうに考えております。

以上です。

内野副委員長 松山副市长。

松山副市长 副市長の松山でございます。

2点目の、農振の除外の方のお問いでございます。制度の概要につきましては、もう増田委員長はよくご存じのこととは思いますが、あえて申し上げたいと存じますが、もともとこれは農振除外と表現なさいましたが、農業振興地域の整備に関する法律ということで、本来はどうやって農業を盛り立てていくかというその整備計画でございます。

これは、農地に対するそういった総合計画でございますので、都市計画、あるいは山村振興計画、いろいろな土地の利用計画と並ぶものでございますので、決して土地を他に転用する権利があって、しかもそれをできるだけ早く進めると、そういったものではございませんので、そういった意味におきましても、やはり葛城市の農業の全体の今後のあり方も含めた中で、条件に合致する場合に、これは一般的には除外という表現をしておりますが、これも実は法律上は除外ではございまして、農振農用地区域の計画区域の変更でございます。変更をするにふさわしいかどうかということをお判断するわけでございますので、そういった意味では慎重に審議をする必要もあろうかと存じます。

一方では、これも土地の利用計画自体が、複数の法律がそれぞれ同じ土地を重複している

んな計画が重なっておりますので、これも委員長よくご承知おきいただいているとおり、農地個々については農地法という形で農地転用の手続もしてございますし、それに合わせて葛城市におきましては、都市計画法の調整区域における開発許可、これについて特例的な手続をしようということで、逆に言いますと一定の条件のもとに開発許可を容認しようというその第34条の特区がかかっている部分もございます。

そうしたことも踏まえまして、あるいは市長が最近打ち出しておられます人口5万人構想に向けてどういった今後の葛城市の将来的な姿をつくっていくかということも含めまして、これはいろんなことを勘案しながら促進をする、アクセルを踏む観点、それからその農業振興のためにブレーキを踏む観点、両方ございますので、それにつきましては、先ほど担当課長が人手が足りないからということを書きかけましたが、そういったことじゃなくて、葛城市における農業振興のあり方を十分に考えながら、その中で必要があれば、その回数についても見直しも視野に入れながら、そこは検討していきたいと存じます。

以上でございます。

内野副委員長 増田委員長。

増田委員長 わかりました。鳥獣害の処理については、芝課長のお話聞いてたら、「ああ、なるほどな」と、もう後は公用地のどこを決めんのかのどこまで詰まってんねんと、場所決めるだけの判断ですんで、そのところは、「いや、場所がないねん」と言うんやなしに、たくさんある公用地の中のどこにしようかなという段階やと思うんで、今年度中にご判断いただけたらと、よろしく願います。これはもう喫緊の課題でございますんで、農業振興にとっては。

私もこの間、當麻の仁王門からずっと細い道から瓦堂池へ上る、ずっと右へカーブして上り坂の右側のところに、イノシシの親が1匹と子ども3匹、ちょろちょろあそこで道の真ん中を子連れで歩いてると、そういう状況を見受けまして、「ああ、ここまでもうイノシシが生活範囲になっとなねんな」ということで、おびえることなく堂々と道を渡ってたという光景をつい1カ月前に見まして、猟友会の方にも、「ちょっとあの辺おるで」ということで、檻の設置もお願いしたところでございます。

そういう状況の中で、市長もおっしゃられている山麓沿いの農業を、今後、重要地域として農業振興していくんだということであれば、やはりついて回る鳥獣害被害の対策を十分に策としてとっていただきたいということをお願いいたします。

それから、転用に関しては、私も農業振興を、全体の24%の農地を今後農業としてどのようにして振興していくかという重要な産業の1つであるという農業を粗末にしたことは1度もございませんし、ただ先ほどご説明いただきました第34条の特区等の開発など、農地が転用される機会が非常に多くなってる中で、県下の半分以上の自治体がそういう除外申請の機会を年2回やってるのんと、葛城市は1回、どういうことで2回にならないのか。なぜ2回やってはんのかなということも含めて、再度お尋ねをしたいなと思います。

内野副委員長 松山副市長。

松山副市長 副市長の松山でございます。

先ほどもご答弁申し上げましたので、引き続き私の方からご答弁申し上げたいと思います。いろいろな状況を検討、研究もさせていただきたいというご答弁を先ほど申し上げたと思いますので、そのご答弁でご理解をいただきたいと存じます。

多分、それぞれの市町村も、逆に言いますと、これまでも多分委員長ご存じのとおりで、法律に何回やれと決まっているわけではございません。ただ、申し上げましたように、基本的には農地転用は、これは確かに1筆1筆1件1件の個別の審査でございますが、こちらは地域計画の変更でございますので、基本的には軽々に取り扱うものではないという中から、そんなに回数が多く、それも例えば1件出てくるごとにやるようなものとは基本的に制度が違うと。ややこしいんでございますが、そこはもう日本の国の成り立ちと言いますか、そういった制度ができ上がっているという中の運用でございますので、ただ、今、委員長がおっしゃったようなことも含めていろいろと研究をしてみたいというご答弁を申し上げますので、それでご理解をいただきたいと存じます。

以上でございます。

内野副委員長 増田委員長。

増田委員長 私も、くどいようですが、何で2回してはるとこと1回とあんのかなと。それは需要と供給のバランスと言いますか、2回やる必要が出てきたから2回になってきたんかなと。それぞれ、もともとは年1回とそういうものであったというふうに推測をするんですけど、そういう需要と言いますか、2回やる必要性が出てきたことなんかなというふうに感じましたんで、であれば、葛城市もそのような要望にお答えするような、そういう考え方も必要かなというふうに思いますんで、よろしくご検討のほどお願いいたします。

内野副委員長 それでは、ここで委員長と交代をいたします。

(正副委員長交代)

増田委員長 それでは、質疑はありませんか。

岡本委員。

岡本委員 94ページから95ページにかけて、観光費の関係でございます。

まず、11節需要費の印刷製本費の中で、予算が111万3,000円、執行額は111万2,000円、単純に割りますと、請負率が99.95%。私、予定価格わかりませんので、これ多分、観光マップやと思うんです。その中で、増刷をされたんか、新しくつくられたんかということによって違うと思うんですけども、例えば増刷をされたというのであれば、一番当初どのぐらいで契約されたんか。例えば、これが一般競争入札に適したあんのか。あるいは一番最初に落札された業者は必ず判持っておるわけやから、例えばその判代引いたら半値以下でできるというような方法もあるわけやんな。ところが、これ見てたら、ほんまに一から初めてするような感じに受けるわけやけども、その辺の中身を教えてもらいたいと思います。

それと、いわゆる訪日外国人環境対策、洋式トイレという形で、当初1,965万5,000円の工事請負を組まれた。その中で、工事費から116万円減額をして委託料に回されて、設計委託料100万円の予算に対して194万4,000円、倍ほどの執行されてると。流用されてるわけですね。この流用の理由、それからいつの時期に流用されたんか。何遍もしつこいようですけど

も、補正する時期がなかったんか。

それと、我々と私は、3月補正で、補助金はつきませんでしたということを聞いてた。ところが今の予算委員会で、補助金はついたってんけども、設計しとってんけどもというふうな話出てきて、「工事がでけへんで返しましてん」ということが今わかった。それで、今言うてる流用までして設計をした。それに対して、設計も工事も全部補助金がつく。それに今、先に設計されて、新たに平成31年度で補正で補助金がついてきた。設計はできてますねん。約200万円のこのお金が、半分の100万円の補助金ももらわれないというようなことになった。そういうやり方が本当に正しいんか。

きのうからもいろんな質問させてもらったら、「きちっとやっていますよ」、「法的にやっています」、こう言うてはるわけ。それは、法的にはきちっと問題ないやろう。しかし、そのやり方として、黙ってられへん。やり方として、これがええんか。我々は、「補助金はつかへん」、「つかんかった」と聞いているわけや。ところが、よう聞いていると、「補助金ついてんけども」と、こんな話聞いたら、何でんのんと。「予算の執行どないしてはりまんの」と言わざるを得んと私は思うわけ。そやから、しつこいけど聞いているわけですわ。私は決して批判も何もしてません。

それと、負担金補助及び交付金の中の観光協会補助金、一応理由があって年々増額もしていただいているし、竹内街道、これも指定もされて観光に力を入れていくということですけども、観光協会が事務局として観光協会の監査というんか、きちっとやっておられるんかどうか。例えば、観光協会だけじゃないですけども、ほかの団体も一緒ですけども、いわゆる未執行分があってプールをしてある場合があるとしたら、やっぱりその分については、こんだけ財政難やから、もしプールしてはるとしたら今年度は100万円渡すやつを例えばその分を差し引いて渡すとか何らかの方向をしていかんと、補助金カットはなかなか難しい。やっぱり観光事業は重要な事業ですので、これは増額したらあかんとかそんなこと言うてんのやなしに、その辺をきちっとやっておられるんかお聞きをしたいというふうに思います。

増田委員長 岡本委員、先ほどの発言で、副市長は法的に基づいてやっていると発言はしてないとおっしゃられてるんで、今後その発言は慎んでいただくようお願いします。

岡本委員 これは別として、何もわし言い合いするつもりはない。しかし、流用については法で認められてるということを言われてるわけや。

増田委員長 いや、その発言はしてないとおっしゃってるんで。

松山副市長。

松山副市長 副市長の松山でございます。発言の機会を与えていただきましてありがとうございます。

昨日来、再三にわたり時間をかけてできるだけ誠意を持って丁寧に説明をしまいたつもりでございます。岡本委員、何度も発言なさいますが、法律に認められている、違法ではないので何をやっても構わないといった、そういった短縮をされて表現をされるような形での説明は一切しておりません。それぞれ個々に、緊急性なり必要性なり、あるいは軽微性なり、いろんな事情があって、それを個別に1件1件判断をしてやっているものでございますと説明をしておりますので、それを踏まえまして、今回のご指摘の件におきましても、それ

がやむを得ないものであったのか、あるいは結果的に判断的にもっとほかの方法があったんではないかということであるのかということについては、個別の事案として個別にご事情を聞いてご判断いただければと存じます。

重ねて申し上げますが、何度も委員ご発言なさっておりますが、違法ではないから何をやっていいとか、そういった発言は、そういった短縮をした短絡的な説明は一切しておりませんので、よろしく願いいたしたいと存じます。

以上でございます。

増田委員長 岡本委員。

岡本委員 副市長はそうか知らんけど、私の言いたいのは、理解してほしいというのが、やっぱり議会というものがあるわけやから、この流用がほんまに正しいんかどうかということで、それはそういう議論に入ってきたら法がどうのこうのはあるか知らん。きのうも言うたように、予算を議決してるわけや。そういうことを踏まえてもうたら、やっぱり議会軽視に当たるん違うかということ言うてるわけです。それは、副市長言うてるように、「理由があるから流用してんねん」と。それはそうかもわからん。そやから、1つずつ聞いてるがな。きのうでも、上げ足取んのやないけど、流用できるようなことも言われてんや。そやから、その子を責めるわけにもいかへんがな。そやから、わしは何もきがきつうやったらあかんとか言うてるの違うて、やっぱり予算の組み方どうなったんねんということぐらいは、お宅らプロですやんか。専門家から、そういうふうにはボンボン返されるのは結構でっせ。しかし、それやったらあまりにも議会軽視違うんかいなということをもた言うておられるわけや。そやろう、もうこんな議論したら時間何ぼでもたつきかいに、それは副市長は副市長でそんでよろしいやん。わしはわしでその考えで行きまんがな。続いてもう回答してもうたらよろしいがな。

増田委員長 吉村課長。

吉村商工観光課長 商工観光課の吉村でございます。どうぞよろしくお願いをいたします。

まず、印刷製本費の件でございますが、これはおっしゃるとおり、中身につきましては観光イラストマップ4万部と、観光マップ2万部を作成させていただいております。もともとございましたものの増刷という部分でございますが、当初は合併後間もなくになりますが、日付の方はこの手元にはございませんので申しわけございません、つくられたものでございまして、予算の際にそれぞれ精査した中で金額を確認した上で予算を計上し執行しているものというふうに思っております。

それから、流用の件でございますが、商工観光課の中の工事請負費から設計委託料の方への流用の中身についてでございますが、平成30年12月20日におきまして、工事請負費の方から116万円を設計委託料の方に流用させていただいております。これは、市内観光施設の洋式化トイレ、インバウンドに係りますトイレを和式から洋式にトイレ改修するための事業に関する設計に係る費用に伴う流用というふうになっております。

それから、観光協会の補助金の関係でございますが、これにつきましては2名の幹事をこの葛城市観光協会の中から選出をしていただいております、この2名の方にきちっとした書類の審査等をしていただいているところでございます。なお、未執行の予算があるという

部分でございますが、これにつきましては確かに幾分かはございますが、毎年毎年、翌年度の事業に対して、その未執行額につきましては翌年度適正に執行できるような形でそれぞれ新年度の予算を計上しているというところでございますので、よろしく願いをいたします。

以上でございます。

増田委員長 早田部長。

早田産業観光部長 産業観光部の早田でございます。

ただいまの課長の答弁に補足をさせていただきます。先日の予算委員会の中でもご答弁させていただいて、水曜日、木曜日と過去昨年度の書類を確認させていただきました。まず、トイレの洋式化につきましては、当初予算で委託料も工事請負費も歳入の予算を組んでおりまして、10月に工事の部分について内示が来ております。その中で、設計図書の方は、その段階でまだできておりませんでした。そういうことで、設計の補助を乗せようと思うと、工事と設計、両方年度内に成立しないと補助の採択にはならないということはわかっておったのではないかと思います。

そういう意味からして、もし今、委員がご指摘されましたように、単費で発注するにしても、設計委託の分については、10月の段階で12月補正をかけるべきであったのかなと思っております。今、先ほど課長が答弁させていただきましたように、12月に流用をしてる伝票の方を確認させていただいて、1月末に設計の委託契約を結んでおります。そういった委託契約の中で、アスベストの内容がわかってきて工事の発注ができなかったと。そういうことで2月に事業の中止の報告をさせていただいて、補助金はいただいております。その理由として、アスベストの内容が明記されております。

以上でございます。

増田委員長 松山副市長。

松山副市長 副市長の松山でございます。

同一の案件につきまして、答弁者が3人続いて申しわけございません。

個別の案件でございますが、自身の記憶を頼りに申し上げますので、多少詳細まで言えない部分もございますが、年度内にその設計と工事と両方完了しようという中で、それを完結するために、残念ながら当初見積もった委託料が若干足りない部分があると。それを含めて全体として事業を完遂するために、一旦は工事から委託料に流用して、詳細な設計をした結果、全体の事業計画のある箇所にアスベストの含有している部分が見つかって、そうすると工事までできないということが判明をしたので工事の実施については断念したと。その結果の決算といたしましては、これは委員ご指摘のとおり、同一年度に実施をすれば両方補助対象になったであろうものが残念ながらならなかったといった事態でございますが、これにつきましては、アスベストの含有自体が事前にわからなかったというところについて、どれだけ事前に調査の精度の確実さ、あるいは甘さがあったのかという部分についても含めて、これは今後の反省の材料でございますが、その時点時点におきましては、これも流用しても年度内に完遂しようということで一旦やったといった判断をしたということであったかと思っております。

以上でございます。

増田委員長 岡本委員。

岡本委員 正直に話す人と、いかにも責任ないという言い方をしたらまた言い合いになるか分からんけど、私が担当しとったら、10月にその内示が来たんか知りませんよ。しかし、年度はいっ始まんねん。4月から始まるわけや。担当としてたら、本当に補助金がついたかつかへんのかということを確認するというのが職員の常識と違うのかと私は思いますよ。「内示来るまで放っときましてん」、言い方悪いけどね。で、こうや、「アスベストが出てきたさかいどうや」とか、それやったら3月補正のときにそういう説明があつたらええけども、「補助金つきませんでした」言われたら、正直に補助金つかへんと思うてるわけや。そやから、今言うたように、「補助金つかへんのに、何で先に設計すんねん」という話になってくるわけや。それをきちっと言うてくれたら、わしかて何もそんな突っ込んだような言い方せえへん。

そやから、今言うてるように、この流用もや。今、副市長が言うてるはるように、正しい流用かということをもた詰めていかないかんことになるやん。そんなこと、俺、職員に詰める気は全然ないから言わへんけども、部長、正直に言うてはるやねん。課長言うてはったように、12月20日に流用した言うてるわけや。そのときに、10月に来たときに、もうお金が足らんちゅうのはわかってるわけやろう。そやから、流用して発注してるわけやねん。その態度、その考え方がどうなってんのと聞いてるわけや。

誰が指導すんのか知らんけども、きのうのやつやないけど、そのレッテル張りやないけど、「1つのことでこんなん言われたらかなん」と言わはつたらしいけど、わしもうっかりしてたさかい、それは聞いてなかった。言葉はどうでもええがな。何も1つのことを取って、全てこうやと私が言うてるのでも何でもなし。そやけど、私はきちっとやってもらいたいということで、何遍も同じことを言うてるわけや。きちっとやってもうたら一番ええわけや。職員とは何やねん。市民の幸せづくりのために仕事をさせてもうてるわけや。したってんの違うで、させてもうてるわけや。そういう認識を持ってもらいたいということから、私はこんな嫌われることばかり言うてるわけや。

これかて、全部の職員でないがな、ほんの一部の職員が怠けてるだけのことや。全部怠けてんのと違う。一生懸命やってる人もおる。真面目に、予算つくんかつかへんのかいうて確認してる職員もおるやん。そんな市の職員もおる。しかし、じっと待ってる職員もおる。そやから、それをうまいことやってもらいたいというふうに言うてるわけやから、だからもうまたあんまり言うたら委員長から長いと言われたらあかんさかいに言わへんけども、やっぱりそういうことをきちっと今後やってもらいたいということだけはもうお願いしとかなしやあないと思うわけ。こんなん答弁もうたって時間かかるだけやしな。もうそのぐらいにしときますわ。

増田委員長 松山副市長。

松山副市長 副市長の松山でございます。

再三再四お願いを申し上げます。できるだけ詳細に誠実にご答弁を申し上げているつもりではございますが、先ほど委員のご発言の中に、正直にというご発言がございました。

それは話の流れを聞いておりますと、あたかも私が嘘を申し上げたといった発言に聞こえます。申しわけございませんが、今後とも発言にはご留意いただきたいと存じますし、正直にという部分、撤回していただけるのであれば、そうお願いしたいと存じます。

以上でございます。

(「しませんよ、私は」の声あり)

増田委員長 はい、わかりました。

ここで暫時休憩いたします。

休 憩 午前10時53分

再 開 午前11時10分

増田委員長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

先ほどの岡本委員からのご質問の一部答弁漏れがあるというふうにお聞きをしてるんですけども、岡本委員、再度。

岡本委員 すんません。観光マップのことですけども、部数2万部、4万部言うていただきました。

当初予算どおりの部数やと思うんですが、この印刷の中で先ほどちょっと触れたけども、増刷やということをやられたわけやんな。それに対して、今言うた版代、1から入れた場合にほとんど7年ぐらいは版代になると思うわけやんな。今このごろでカラーのやつだと思うんやけど、大体何ページぐらいになるのか。例えば、増刷であんなのであったら一般競争がええのか、それとも随契でその業者に渡して印刷代だけやという形でしてもらったら、例えば半分ぐらいで済んだんではないかなと、極端に言うたらですよ。そういうことを検討して発注していただいたのか。そこらが先ほど説明なかったように思うんで、それを聞かせてほしい。

増田委員長 吉村課長。

吉村商工観光課長 商工観光課の吉村でございます。よろしくお願いたします。

先ほどご質問いただきました印刷に係る回答でございますが、観光イラストマップ、観光マップ、それぞれ合併後間もなくの時期でございます。これは手元に書類がございませんので、明確な日付等は今ちょっとお答えしにくいのでございますが、当時、入札をもとに業者の方を選定いただいております。それから以後につきましては、そのおっしゃる版權の部分を考慮した中で、それぞれ増刷に当たりましては見積もりを聴取いたしまして、そういった流れの中で増刷執行をしておるということで、1者の随契ということになっております。そういったことから、予算額と執行額との差が99.95%というような結果になっておるのが現状でございます。まことに申しわけございません。当時の価格等々につきましては、本当に今手元に書類がない関係上お答えしにくい部分でございますので、その辺はちょっとすいません。

増田委員長 岡本委員。

岡本委員 古いというんか、そういうことを今手元にないということはようわかりますけども、これについては私何遍も、要するにこれがどうのこうのいうんはないけども、あまりに我々が比較するのは予算とこの決算金額しか比較でけへん。単純に割ったら99.95%ということにな

ってきたら、お宅らが努力していただいても努力が見えてこないというような形になるんで、こういう聞き方してる。今後、そういうようなことについては、私は随契はあかんと言うてるんやないわけやから、やっぱり経費を節減していこうと思うたら、それなりの理由をつけて随契をやっていく。版があったらこの金額になるんか。それと、枚数があると思うねんね。カラーの5色とか10色とかいろいろあるわけやから、それは一概には言われへんのはわかるけども、やっぱり予算要求するときにはきちっとそういうことをやりながら予算要求もしてもらいたいし、執行もしてもらいたいというふうに思います。

増田委員長 早田部長。

早田産業観光部長 産業観光部の早田です。よろしく申し上げます。

今、岡本委員のご指摘のとおり、当然、印刷の増刷でございますので、予算要求のときに前契約業者に見積もりをいただきまして随意契約でさせていただいておりますので、90何%という落札率になっておるということでございます。

以上でございます。

増田委員長 ほかに質疑はありませんか。

杉本委員。

杉本委員 すいません。ちょっと関連で、今、岡本委員からページ数を聞かされたと思うんです。それをちょっとお答えして、あと印刷物でしたらサイズがあると思うんですけど、そのサイズをお聞かせ願いたいのと、あと印刷物というのは、今言わはったみたいに版代と印刷代があると思うんですけども、一番最初につくるときはもちろん版代がかかると思うんですけども、その版代込みの価格と追い刷りの場合の価格を見積もりしてくださいというような形で最初オーダーは出さないんですかね。もう全部いっしょくたで、また再版はまた再版でという形になるんですかね。この2点お願いしたい。

増田委員長 吉村課長。

吉村商工観光課長 商工観光課の吉村でございます。よろしく願いいたします。

まず1つ目のご質問の、どういったものかという部分でございますが、二通りのマップでございますが、それぞれA4サイズ2つ折りというような形式で作成をさせていただいております。当初、入札の際には、もちろんその版代も含めての一式という部分で発注をしております。以後、増刷につきましては、その版代を除く部分ということでの契約で進めるような形でこれまでとっておるということでございますので、よろしく願いいたします。

増田委員長 杉本委員。

杉本委員 A4二つ折りですか。わかりました。多分、追い刷りするときに、このマップを追い刷りと言われて、ほかの業者は出せないじゃないですか。版代がないわけなんで、それを踏まえた形で見積もりを取って、引き続きやってもらうような形の業者を選ぶようにしていいたら、こういう問題にならないような気がするんですけど、どうでしょうか。

増田委員長 吉村課長。

吉村商工観光課長 当初のときには、それも含めた形での入札をさせていただいて、以後、1者随契というのは、どうしてもその版代の関係で来てしまってるという部分でございますけども、

長いスパンで業務というのは考えているんですけども、ただ、また定期的に様式も変わってくるということもありますので、そういったときにまたその辺も含めてまた次の業者を選定していくというような今後の流れになると思います。おっしゃるような流れでこれまでもやっておりますので、ということで。

増田委員長 早田部長。

早田産業観光部長 先ほども答弁させていただきましたように、当然、印刷物の増刷ですので、前契約業者と1社随契をさせていただきます。新たな発行物、同じパンフレットであっても、刷新する場合については入札により指名競争入札で発注の方を行っております。

以上でございます。

増田委員長 ほかに質疑はありませんか。

谷原委員。

谷原委員 よろしくお願ひします。3点ほどお伺ひします。

1点目は、先ほど岡本委員からもありました95ページの観光費の中の19節負担金のところでありまして、観光協会補助金及び観光振興補助金というところでありまして、これにつきましては、この3年間毎年金額が変わっております。観光協会補助金の方はイベントに応じて支出されるというふうなことでございまして、観光振興補助金の方は観光協会が行う観光PR事業への補助を行うというだけでございまして、毎年大きく金額が変わっているということは何故なのか。この基準がどういうところにあるのかということをお伺ひいたします。

それから、2つ目でありまして、2つ目は、98ページの6款土木費の1目道路橋りょう維持費の中の15節工事請負費のところでありまして、この工事請負費の明細が、平成30年度決算に係る主要な施策の成果に関する報告書の中にありまして、どういう事業をやったかというのは具体的に書かれておりますけれども、当初予算のときに配付していただいております予算についての概要、それと比べますと、当初予算のこの予算案の概要、これから見ると全てが行われているようではないようなふうに見えるんです。実際にこちらの方で上がっているのに執行されてない事業があるのかどうかについてお伺ひいたします。

それから、最後ですけれども、99ページ、同じく6款土木費の1目道路橋りょう維持費の中の19節負担金補助及び交付金のところですけど、予算が1,430万円ほど計上されてるんですけども、支出が690万円、不用額が730万円程度で、不用額の方が多い結果になっておるんです。つまり、予算の見積もりに対して非常に不用額が多いので、どういう見通しの違いなのか、どういうことなのかということについてお伺ひいたします。

増田委員長 吉村課長。

吉村商工観光課長 商工観光課の吉村でございます。どうぞよろしくお願いをいたします。

まず、観光協会の補助金の件でございます。これにつきましては、例年ずっと年額420万円という補助金でこれまでずっと来たんですけども、この去年の決算では下がるとという部分なんですけれども、これは毎年、そのうち300万円を花火の費用ということで、補助金を観光協会を経由して花火実行委員会の方に流しておったということでございます。昨年は花

火大会がございませんでしたので、この執行がなかったということでご理解をいただきたいかなと思います。これらにつきましては、先だつての6月に補正をしていただいた関係も含めて600万円というふうになってございます。

あと、それ以外の120万円でトータル720万円というふうになっておりますので、今年度はまた極端に上がってくると、来年の決算のときにはなるということになりますが、そういった事情でございます。

それから、観光振興補助金の件でございますが、これは昨日にもご説明をちらっとさせていただいたんですけども、これまで国民文化祭の補助金の関係で、平成29年度までは観光協会の事業自身の費用を賄っていただいております。1つは、けはやまつりに係る分、それから日本遺産、竹内街道の関連事業、それから蓮花ちゃん関連の事業、そういった事業の費用として、これまで170万円相当の経費をそちらの補助金で賄っていただいておりますけれども、それが補助金が終わったということございまして、それまでかかっている経費自身の400万円の補助金の額に変わったということでございます。よろしいでしょうか。

増田委員長 安川課長。

安川建設課長 建設課の安川でございます。よろしく申し上げます。

先ほどの質問ですが、予算に対して執行していない工事分があるというところにつきましては、その予算について執行してない額ということによかったですか。

谷原委員 いや、予算案の概要に、どここの道路補修と、どこどこどここと大字名も挙げて書いてあるのが、予算の概要と決算の説明の方とちょっとよくわからないので、あるのかということですか。

安川建設課長 わかりました。予算の概要と決算の概要と記載させていただいてる項目がちょっと違ひまして、今、見比べたところ、予算の概要に出ている分では疋田の道路維持については執行はしていないということとなっております。決算の概要につきまして載せさせていただいているのは金額の大きい分だけとなっております。確認したところ、予算の概要に載せてる分については全部執行してるということでございます。

続きまして、負担金及び交付金の件ですが、不用額が大きいという話であったかと思えます。それにつきましては、まずは負担金及び交付金1,430万1,000円についてです。これにつきましては、踏切改良工事負担金において、踏切道及びその取り合い部分における舗装の更新、改良、補修に要する費用を折半にて近鉄と協議書を締結して執行しております。

従来は年1カ所として進めてまいりましたが、地元の要望もあり、平成30年度において2カ所施工する運びとなりました。見積もり段階におきまして、2カ所の施工時期が未定なこともあり、個別な見積もりを徴収し、負担金といたしましては248万5,000円プラス618万7,000円で、867万2,000円の予算にて計上いたしておりました。しかしながら、近鉄側より工程管理をしていただいた後、同時に施工が可能となり、人件費や経費削減が可能となり、支出としては442万6,814円となり、424万5,186円の残が出るということになりました。

それと、集落環境整備事業補助金500万円についてです。旧大字が行った大字内道路及び水路整備に関し、集落環境整備事業要綱に基づき補助金を交付いたしました。工事につきま

しては50%を補助、原材料費につきましては100%の補助としております。大字からの申請及び事業量につきましては把握することができませんでしたので、例年どおり予算は500万円として請求いたしております。今年度につきましては、既に5大字の申請がありまして、現時点で278万1,839円となっております。

以上でございます。

大和平野土地改良費脱退金につきましては、脱退金を支払う件数がなかったということでございます。

増田委員長 質問内容をメモしといてくださいね。

よろしいか、谷原委員。

谷原委員。

谷原委員 最初の観光協会のところなんですけれども、もうちょっとお聞きしたいんですが、この観光協会の事業というのは、葛城市の観光事業のソフト面を担っているところだろうと思えます。この観光協会の収入源は、市がほとんど、この補助金がほとんどと考えていいのかわるか、それともほかに収入源があってこの協会が何らかの形で運営されてるのか、そのことについて伺いたします。

それから、道路事業の件につきましては、了解いたしました。これについては、我々も、今年度はここへ予算ついたなというふうに思ってるわけですよ。地元の人も喜んでもらえるなどと思って、現場へ行けばわかりますけれども、決算見てその対応がうまくできなかったもんですから、全部完了できたのかどうか確かめさせていただきただけですので、ありがとうございます。

それから、次の負担金のところの不用額が大変多いことについてですけれども、これについては最終の形でどっかで補正を出されるということは考えられなかったのかどうかということについて伺いたします。

増田委員長 吉村課長。

吉村商工観光課長 商工観光課の吉村でございます。よろしく申し上げます。

ただいまご質問いただきました観光協会の収入源でございますが、まずは市からの補助金がございます。それから、その他の収入といたしましては、ぼたん祭りの際の近鉄からの協力金、あるいはグッズ等の販売費用とか、あとビジターズビューローの関係で外国人のお客さんをお招きしております。それに関してかかる収入ということで、これにつきましてはほぼほぼお土産等で入ってきますけれども、かかわる力士とかあるいは甚句の会とかそういった費用を差し引きますとほぼほぼチャラになっておるとというのが現状でございますが、一旦は観光協会に向けての事業ということになっておりますので、そういった部分で通常の観光協会の収入は賄っております。

以上でございます。

増田委員長 安川課長。

安川建設課長 建設課の安川です。よろしく申し上げます。

先ほどの補正をできる機会があったのではないかとというような質問であったかと思えます。

まず、大和平野土地改良費脱退金につきましては、用地取得の関係がありまして最終までわからないというところがありますのでということです。

踏切改良工事負担金につきましては、当初、協議書を結びまして、最終2月、3月に精算払いを行うということになりますので、その補正には対応できない時期になってしまうということになるかと思えます。

集落環境整備事業補助金につきましては、年度中に申請が上がってくるという範囲を見えますので、補正には対応できないものだという事でお願ひしたいと思えます。

増田委員長 谷原委員。

谷原委員 ありがとうございます。あと意見でございますけれども、観光協会の問題につきましては、インバウンドのことも含めて今非常に力を入れていただいて、インバウンドの客もこの4、5年で7、8倍と伸びてるということです、大変力を入れていただけてますし、それから相撲館などは、けはやまつり、それから相撲甚句会も含めて、地域のコミュニティとしても非常に大事になってきてるなと思えます。観光基本法にある、住んでいいまち、来ていいまちということで、住民の方も一緒になって取り組む観光事業ということで、このソフト面も非常に大事になってくるかと思うんですが、実はこの平成30年度決算に係る主要な施策の成果に関する報告書では、観光協会が補助しまして、これだけしかないんですね。だから、今お聞きすると、ほとんど多分市の補助金によって成り立ってる協会でありますから、この間、私監査の強化ということで、まだそこまで手は及んでないですけど、外部補助金団体への監査、もうこれはできるわけですし、こういうほとんど市の補助金で成り立ってるどころ、この補助金の行き先は多額ですので、本当に有効に使われてるかどうかということ、今後とも観光を盛り上げるためにも大事かと思えますので、ちょっとこの成果品だけでは難しいところがあって、どこかで観光事業の内容について詳しく報告いただけるような機会があればなと思っておりますので、よろしくお願ひいたします。

それから、一般会計補正の方に挙げられなかったかということですが、こういう事情で挙げられないということですね。それはよくわかりました。私の問題意識としては、余ってるんだったら、年度途中に一般補正でもしていただいて、その不用額があれば年度内で再度住民のための施策、足りないところへまた挙げていただくということも可能かと思えますので、そういうことで聞かせていただきましたけども、この件についてはそういうことで補正ができない性質のもんだということをお聞きしました。ありがとうございます。

増田委員長 ほかに質疑はありませんか。

岡本委員。

岡本委員 それと、時間も押してるということですので、1つずつ行きたいですけども、特に今、土木費の関係です。単独あるいは補助事業とあるわけやけども、この中で、いつも言うてますように繰越しの考え方ですけども、今これ見てたら、繰越しをしながら大きな金額、例えば社会資本なんかで2,000万円ほど残してる。ところが、現場がするところがあるのに残してるというようなことになつとるんで、まず1点目、その繰越しのことについて、今年平成30年度はしゃあないけども、平成31年度はまだあと半年あるわけやから、繰越ししない方法、

発注の時期、いつに発注をしたら繰越しをせん、極端に言うたら、もう用地の場合は8月末までに用地でけんたら今年発注できませんよ、入札も12月までに入札できひんかったら工事はできませんよというふうな1つの基準を設けてやらないと、何ぼでも繰越し出てくる。

前からも言うてますように、一遍尺土駅前で1年休憩した、とまったということもあったと思うわけやけども、そういうようなことをしてでも整理をしないと、なかなかずっと行ったら職員に荷ばっかりかかってきてなかなか事業が進まんということやから、その繰越しについて今後どういうふうな考えをされてんのかということですね。

それと、その事業にかかわって、入札の関係ですけども、先ほどこちょっと言いましたけども、入札で設計についても工事についても、工期の取り方、これも1つの基準があつて、例えば何千万円の工事であったら何カ月、そういうことでなってるわけやけど、例えばその設計の中で、どことは言いませんけども、6月に設計委託をした、工期が2月末になってます、工事請負組んでます、こういうふうな予算の執行の仕方をされてるところがある。あんまりもう言うたらまだあかんので、そういうふうなことで今言うてるように、工期の取り方、そういうことをきちっとやってもらってんのかということ、それから落札率、そればっかり、あとは知らないけども、どうも土木関係については非常に落札率が低い。それは何か言うたら、最低制限価格、ほとんど最低制限価格。ところが造園関係については、どういうことか知らんけども落札率が高い。いわゆるその造園関係については競争率が働いてんのか、土木については競争率が働かん全部最低で行くということになったあんのか。その辺で、いわゆる入札の方法を見直しされたというふうにするんです。

今まで総合評価落札方式ということから、一般競争に平成30年度から変わったということやけども、総合評価から一般競争に変えた、この理由ですね。どういうふうな考え方で変えられたのか。総合評価というのはいろいろ問題があつて、もう国、県が早くから総合評価はやめてる。今現在、国の事業では予定価格も公表されてない。最低価格も公表されてない。こういうふうな今状況になっておると思います。県も大きな事業については予定価格も公表されてないというようなことで、まだ葛城市の場合は、予定価格、最低価格は公表されてるというようなことで、いわゆる入札の方法というんか、それも含めて回答してもらいたいなと。全体も言うて難しいかわからんけども、時間もないんで簡単にお願ひしときますわ。

増田委員長 松山副市長。

松山副市長 副市長の松山でございます。

岡本委員から、公共工事入札関係につきまして貴重なご意見を賜りました。委員おっしゃるとおりでございまして、常に何がいいかというやり方については探っていきたいと思ひます。もともと、総合評価落札方式につきましても、いろいろ指名競争等の弊害の中でどういったやり方がいいかということで、1度提示されて実行もされていたことありまして、かつて申したことがあるかもしれませんが、神のごとき存在が集まってこの方法を実施すれば、決して方法としては間違いじゃなくて優れた方針をしつつやると認識もしておりますが、残念ながら本市におきましては、この方式を使つての不正行為と言ひますか、違法行為に発展するような、逮捕者も出るようなこともございまして、それも含めまして、確かにこれ

は一般競争でやりますととても事務的には時間も手間もかかるものがふえてまいります、
いろんな方式の検討をしてみたいと思います。

造園につきましても委員ご指摘のとおりで、それにつきましては、いろんな方法で条件を
変えてみたりしながら、いろいろ適正化を図りながら契約については模索をしているところ
でございます。

以上でございます。

増田委員長 奥田課長。

奥田都市整備課長 都市計画課の奥田でございます。よろしくお願いいたします。

岡本委員ご指摘いただきました委託に関する工期の設定の件でございます。恐らくうちの
吸収源対策公園緑地事業におきまして、公園整備を予定しています公園箇所の設定業務委託
の工期の末が令和2年2月28日となっている点について、ご指摘いただいていると思います。

この工期設定につきましては、公園を整備するに当たりまして、大字の方の役員様と打ち
合せ、協議をまず行わせていただきました。その中で、今回、公園用地として協力をお願い
できるであろう土地に対しまして里道が真ん中を挟む形でありましたので、大字の方から公
園の一体利用の面から里道の方を北側につけかえてもらえないかなという案も検討してほし
いということもありましたので、これらの要望に対しまして、里道のつけかえに対する作業
期間等を考慮して、少し長い形の工期を取らせていただいたという次第でございます。

以上でございます。

増田委員長 岡本委員。

岡本委員 今、それはようけかどうかわからんけども、まず1つ言うたんは、繰越しのことやんか。

繰越しをしないということはでけへんと思うけども、例えば、単独事業で道路新設改良、道
路維持、全く単独、たまに補助つくときもあるけど、これも繰越ししてると。安易にしてる
とは言わんけども、やっぱり単独であつたら、もし事業を、今、谷原委員が言われたように、
私も言いたいけども、当初予算こんだけしますと、実際やったところが違うところがある、
これはわかりますが。だからそんなとこでもう私は言わへんけど、そやけどもやっぱり10
カ所なら10カ所予定してましたと。しかし理由があるんやろう。理由があるから繰越しをす
る。ところが、単独の場合はもうそれを不用に落として、例えば次年度に行く方法もあるや
ろう。しかし、次年度は財源的に非常に苦しい、そやから認めてもらえない部分がある。そ
やから繰越しして、その分を次年度で使わせてもらう。これも繰越しの1つの方法やわな。

そやけども、今見とつたら、毎年言うてるけども、繰越しばかりになったわけや。その
単独事業の繰越しも補助事業の繰越しも、考え方は一緒かいということになると思うんねん
ね。補助事業については、今言われてるようにせつかく補助がついてんから、やっぱりでき
るだけ補助を使って工事をしていく。財源的に、例えば半分は国から来るわけやから倍の仕
事ができる、そういうような数字からして補助事業をどんどんやっていくというのが1つの
基本やと私は思ってます。

しかし、補助事業は、今言うてるように繰越しばかりやってきたら、いわゆる前年度1
億円繰越しました。また当該年度また1億円ありますねんとなつたら、例えば2人でできる

やつが、4人も5人分も2人でせなあかんというようなことになるから、やっぱりできるだけ繰越しをしないでやっていく方法はないのかなと。その考え方と言うとるわけや。

工期については、俺、課長から公園のやつが出てくるとは思わなかった。全体的な工期の取り方やということで私は質問したつもりやけども、課長、なかなかそういうこと言うてくれはったけども、やっぱり今言うた地元協議とかいうのは、その設計事業に入る前にきちっとやって設計に入る。工事についても、きちっと用地買収も全部でけて、それから工事に入る。これは基本やから、今後そういうことに気いつけてもろたらええけども、今言うてるように、全体として、土木なら土木全体として工期の取り方が、その担当課によって違うから1つの基準はありますやろ。だから、工期はどういうふうにされてるんか。

例えば、今言うてるように発注の繰越しが、工事発注されて新しい新年度、工事発注しよう思うても、工期がずれてきたら、例えば今来て12月末まで繰越しの事業の工期がありますよとなってきたら、新年度の工事の発注がでけへんということになってくるわけ。発注は1月でも2月でも、それはしようと思うたらできるやろう。しかし、まだ現場で工事をやってたら、その業者以外は入って行かれない。そういうようなことも考えて、ある程度の工期を決めていかなあかんの違うんかと。いわゆる法的な工期はざっと1,000万円1カ月、目安ですよ。それで来たああるけども、例えばそれがいろんな事情があつて二月、三月かかる場合もそれはあるかもわからん。そやけど、大体これぐらいの金額であつたらどんだけの工期と決まるとるわけやから、それを守ることによって繰越しが少なくできるというのでも1つの方法ではないかなと思うから、工期はどうされてるんかと聞いているわけですな。

それと、今言うたけども発注の時期、発注の時期がいつももうそんな12月や1月やということになってきたら、もう繰越しありきの発注になってしまう。契約繰越しはまだええけども、未契約繰越しが多い。そやから、金額も例えば2,000万円繰越しました。ところが1,000万円しか執行できませんよ。これが1つの、もう前から言うてるわけ。そやから、それは言うのは簡単かわからんけども、やっぱりみんな自分らはプロやから、そういうことをきちっとやってもらいたいというて質問してるわけやけども、答えが返ってけえへん。返ってくるか。時間あらへんねや。簡単にだけ言うて。

増田委員長 松本部長。

松本都市整備部長 都市整備部の松本でございます。よろしく申し上げます。

繰越しをしない方法、適正な事業の執行ということでご指摘をいただいたところでございますが、まず用地等に関しまして、今8月ごろにもう執行残にしたらどうやという話でございますが、やっぱり基本的にはもう最後まで用地交渉して、その事業、補助事業がほとんどでございますが、努力していきたいというところで毎回繰越しをさせていただいておるところでございます。

あと、工事につきましては、いろんな種類がございます。条件によって、今、委員がおっしゃられたとおり、前年度からの繰越しで工期が取れないとか、事業のボリュームによっても1月に出しても終わる事業でありますとか、いろんな状況がございますので、繰越しの理由といたしましては地元との協議の中で遅れたということがほとんどでございます。

工期の取り方につきましても、それも金額によつての設定もございますし、地元との協議の中で取らせていただきたいというところもございまして、今後ともそういうことには十分注意して繰越しのないよう進めていきたいとは考えております。

以上です。

増田委員長 よろしいか。

岡本委員。

岡本委員 もうちょっとええ答えもらえると思つたんやけど、なかなかあかん。とにかく、今言わんとすることはわかつてる。それは、用地交渉に行つてんから、それはずっと続けていかなあかん。それは、次の年に工事をしますということの用地交渉の仕方。今年絶対にやらなあかんというたら、どない考えても8月いっぱい終わらないと、設計もでけへん工事も発注でけへんということやから。例えば、2年先で工事発注しまんねんというのやったら、今、部長が言うてるような交渉の仕方でもええと思う。しかし、単年度でやっていかなあかんとなつたら、そういう交渉の仕方ではとても単年度に執行でけへんということやから、毎年同じこと言うとのやけど、それを肝に銘じてほしいというふうに思います。もう時間ないんであんまり細かいことを言うたらいかんけども、今言うてるように、工期、これはやっぱりきちっと取ってもらいたい。そうせんと、今言われたように執行でけへん。もう言いつ放しになるか知らんけど、それやってほしいということだけはもうお願いしときます。

増田委員長 ほかに質疑はありませんか。

内野副委員長。

内野副委員長 1つだけお聞かせいただきたいんですけれども、この決算書には今回挙がってなくて、予算書の方に、尺土駅前の整備事業の中にバリアフリー基本構想推進協議会の委員会の報償費というのが17万6,000円で載っていいたんですけれども、今回そのバリアフリーに関してのいろんな協議がとられなかったというふうに理解させてもうたらよろしいんですか。なぜなかったかという理由、お聞かせいただけたらと思います。

増田委員長 安川課長。

安川建設課長 建設課の安川でございます。よろしく申し上げます。

尺土駅前周辺整備事業に係る報償費の中で、バリアフリー基本構想推進協議会の報償費8,000円掛ける11人分を見込んでおりました件なんですが、この報償費につきましては、平成22年に策定しましたバリアフリー基本構想の推進協議会の報償費でございます。推進協議会といたしましては、策定から5年後の平成27年に短期計画の見直しを行う中で、中期、長期計画についておおむね10年程度で見直しが必要とされており、平成30年度の開催については10年の見直し期間でないということ、また尺土駅前広場についても当初の完成予定より大幅に遅れていることから、平成30年度における開催を見送りまして、次回の見直しについては令和2年度をめどに計画の見直しを行うこととなりましたので、協議会の開催は行わず未執行となっております。

以上でございます。

増田委員長 内野副委員長。

内野副委員長 このバリアフリー基本構想という、このバリアフリー化なんですけども、バリアフリーということで尺土駅前は今工事中でありますけれども、いろいろと市民の皆様が尺土駅に行くときに、高齢者であるとか障がいの方々がエスカレーターしかないということで、エレベーターの設置というの、同党の議員もいろいろ質問の中で言わせていただいているんですけども、今後、尺土駅前はまだ着々と進めていただいているんですけども、その間だけでもエレベーターの設置というのが可能ではないでしょうか。可能なかどうかいうところを教えてくださいたいと思います。

増田委員長 安川課長。

安川建設課長 尺土駅のエレベーターの設置の件についてですが、以前にも部長の方から答弁はされておると思うんですが、今の計画の中にないのと、費用の面というのはやっぱり大分増大するということになりますので、ちょっと難しいかなというところではございますが、エスカレーターで対応できるという話を以前答えさせていただいているかと思えます。それについては、エスカレーターをある操作によって1段分を2段に変えるようになっておるということで、その操作をして身障者に対応するということになっているというところではございます。以上です。

増田委員長 内野副委員長。

内野副委員長 その話はもう重々私も聞かせていただいてわかってるんですけども、やはり利用する方というのは、そこまでエスカレーターの対応というのは非常に大変かなと思えますので、北側もありますので、どこかエレベーターがつけば、そんな方々がどなたにも迷惑をかけずに上がって行けるんじゃないかなと思えますので、一応、要望だけさせていただきます。

増田委員長 ほかに質疑はありませんか。

岡本委員。

岡本委員 それから、都市計画の方にまいって行きたいと思えます。

まず、決算書にはないですけども、大和平野の市街化区域の線引きの見直し、一番当初、昭和45年12月28日をもって第1回の線引きをされた。その後、5回ぐらいして平成23年の線引きされてると。今、準備をされてるといふふうに思いますが、どの辺まで行っているのかと、今、この葛城市で、きょうも新聞に載っているように工業地域は地価が上昇している。しかし、宅地、ほかの人はずっと十何年下落しているというふうな新聞もきょう載つとるわけで、葛城市内で工業地域はもう本当に微々たる面積しかないし、大きな工場を誘致できるような市街化区域はない。そんな中で、言うたら、県あるいは国の事業で市だけで勝手にでけへんけども、やっぱり市からも県に対して要望するとか、時期を早めるとか、そういうような方法ができないのかということをお聞きしたい。

それと、公園管理、もうこんなところ行かへんさかいに、例えば公園管理の中で剪定業務、あるいは木の伐採業務があると思うわけやけども、先ほど言うたように、どうも造園関係の入札が高いということで、その公園に関係するところで、もう時間ないんで、5年間ぐらいの落札率のやつを表にほしい。それで、改善すべきは改善してもらいたい。今、多分、部長は首をひねったと思うけども、今年ぐらいから確かに落札率が低くなっていることは事実やと

思う。その原因はわかってるはずやけども、そういうようなことをきちっとやってもらいたい。ほんで、私は、業者を泣かせということやなしに、やっぱり業者として協力願えるということも頭に入れながら業者に指導していくということも一番大事やなというふうに思います。

それともう一つ、コミュニティセンター。この公園の予算で行ってるわけやけども、私が気いつくのは、今はコミュニティセンター言いましたけども、各公共施設の中で、例えばコミュニティセンターの東側は市道が走ってます。その市道の東側の法面、草生えてます。これは道路管理者やから道路でやってくださいよという方法がええのか、あるいは各施設の、歴史博物館も皆あるわけやけども、やっぱり各施設の近隣で、例えば道路とかあった場合、例えば交差点もあるわけやから、そういうようなところについては施設の方で自主的に交通安全から考えて草刈りをするとか、そういう方法がでけへんのかと。それは行政というのは縦割りやけども、過去はそういうような形で各施設で責任を持って、そんな何ぼでも行けということやないけども、少なくとも、そういう交差点とか少ない場所であつたら、その施設のもんが自主的に出て直営で皆やってたもんや。今、そんな時代と違うんか知らんけども、事故が起きてしもうたときに、さっきの有線やないけど、そういうところに事故が起きたら、それは運転してんのが悪いんかわからんけども、例えば道路管理者の責任になるかもわからへんで、やっぱり公園管理の中でも、もっと全体に言うたら学校施設、教育委員会も関係するかわからんけども、その辺も範囲として広げる方法はないのかということだけをお聞きしたいと思います。

増田委員長 奥田課長。

奥田都市整備課長 都市計画課の奥田でございます。よろしくお願ひいたします。

先ほど岡本委員様からご質問がございました、奈良県大和都市計画区域の線引きの見直しの現在の状況でございます。委員ご指摘のように、前回の第5回目の見直しが平成23年5月10日に行われておりまして、その4回目の見直しが平成13年5月15日にされておまして、4回目か5回目のスパンとしまして大体10年という形で、その10年の期間で行きますと令和3年ごろが次の線引きの見直し期間になるのかなと思っておりますが、現在は奈良県の都市計画マスタープランの改定中でありまして、この策定状況次第で今後の線引きの見直しの期間が決まってくるのではないかと考えております。

その中で、都市計画課としましては、意見聴取という形で現在の市の状況も含めまして問題点等を県の方には伝えさせていただいております。そのマスタープラン改定後に線引きが行われるわけですが、その線引き見直しの前にも、恐らく市の意見聴取があると思われまますので、同様の意見を県の方には伝えていかせてもらいたいと考えております。

以上でございます。

増田委員長 安川課長。

安川建設課長 建設課の安川でございます。

先ほどの公園関係の除草作業に係る契約資料について、5年間の資料についてですが、現在持ち合わせておりませんので、後日提示させていただきたいと思っております。

以上です。

増田委員長 安川課長。

安川建設課長 すいません。除草作業の件の問い合わせがあったと思います。それにつきましては、広範囲にわたりますことと、施設との関係がありますので、今のところすぐに回答ができないという状況ですので、各関係施設等と話し合いを持ちまして、また考えさせていただきたいと思います。

増田委員長 いやいや、言うてはんのは、原則論は道路管理者でしょうと。そこがするべきやねんけども、状況に応じてそういうところに振ってる事例も含めて、歩道関係のとことかあるでしょう。建設としては道路管理者としての責任で管理してはんねけども、そのやり取りというのは臨機応変にやってはんのかと聞いてはるわけですよ。せなあかんの違うかと言うてはる、ということですか。

岡本委員。

岡本委員 大和都市計画の線引きの関係、課長がおっしゃるように、こっちから「こないせえ」、「あないせえ」、それはでけへんのはようわかる。だから、市としてもいろんな準備をしていかなならんということと、今言うた令和3年まで恐らく見直さないやろうということになってきたら、今、市長が抱えている工場誘致をどうするんかという考え方、今、企業の引き合いがあっても土地がないというのが葛城市の実態。ですから、その間に、希望のある工場が来たときに、そのできる方法を検討しておかないと、今、何も課長を責めてるわけやないけども、「いや、令和3年まで無理や思いまんねん」と言うといいて、例えば今年、来年に大きな企業、シャープのような8万平方メートルほど要りますというような企業が来たときにどうする、「いや、今土地ないんで結構ですわ」と言うのか、「いやいや、話に乗りますよ」という形に持っていくのか、その辺もよう考えとかんと、これは商工観光課と計画課の担当になると思うわけやけど、窓口は商工観光課か知らんけども、やっぱり誘致は商工観光課か知らんけど、開発とかなってきたら計画課やから、そういうことは横の連携を取りながらやっていかないかんということで、すぐにどうこうせえと言うことはないけども、線引きがおくれとすることはこれは事実。しかし、今言うた昭和48年12月28日の第1回のときは5年でやり変えますよということで来てるわけ。それが7年になり8年になり、今は10年になっとる。それなりの事情はあるやろうけども、それは国なり県の方に言わんと、ここでやかましゅう言うてもしゃあない話かわからんけど、やっぱり追々県の方にも、「早うせえ」と、「してください」というふうに持って行くのが道ではないかなと思うから、線引きは聞かせてもらいました。

それと、除草作業。今、委員長言うてくれはったけども、基本はそれは道路管理は建設課やと。そやけども、ただ今、市長の話から具体的に場所を言えというふうな話があったけども、例えば一番問題になるのは第1健民、それから新町公園、テニスコート。あのところで、右岸側は大字で全部刈ってるわけや、右岸側はな。左岸側は刈ってない。それ、建設課で発注してる。そのぐらい1年に何回も発注でけへん。今、何回もやってはるけどな。それやったら、例えば今言うてる道路管理者であっても、ちょっと道越えたら1メートルの幅も刈

ったら十分や。そやから、例えば新町公園の予算の中でそういうことをできないんかということを知ってるわけや。屋敷町の場合やったら、真ん中に県道が走っとるわけや。例えば、県道に歩道がある。歩道のところに草が生えとる。それをいちいち県にやってくれと、それはそうかもわからん。しかし、公民館に誰が来られるんだと、市民の人が来られるとなったら、やっぱりそこで除草するとか、それは1つの市民サービスやと思う。

この前、博物館、建設課にお世話になって、私も電話して悪かったけども、「すまんけど、昼帰って刈ったってくれ」と。「雨降って子どもがずくずくになってんねん」というて言われたら、やっぱり博物館に言うよりも、機械持ってるのは建設課や。だから、「すぐに行ってきたってくれ」と。すぐ対応してもらった。それは道路管理かわからんけども、そんなんでも、例えば博物館の歩道とかそういうようなことで草も生えたりしとんであれば、博物館の予算ですとかそういうようなことがでけへんのかと。そやから、課長の方は、「関係課寄って協議します」と前向きな答弁をしかけてくれたから、そういうことをしてもらえるとということに終わっていきたいと思います。

一応、落札率、後で結構ですんで、5年分はいただいたら結構ですさかいに、そんで結構やと思います。

増田委員長 ほかに質疑ありませんか。

谷原委員。

谷原委員 それでは、私の方は簡単に質問させていただきたいと思います。102ページのところの6款土木費の6目社会資本道路改良交付金事業費の15節工事請負費、これは葛城川東線の道路改良工事だと思いますが、これはもう繰越明許費も含めて完了したのかどうかだけお伺いします。これは歳入の方でまた関係あることをお聞きしますので、こういうことだけ確かめさせていただきます。

それから104ページになります、3目の公園管理費ですけれども、公園管理費の13節委託料のところでもあります。これは、施策の成果に関する報告書の方の42ページのところにその内容が書いてあるわけですけども、測量設計等委託料ですけれども、公園施設長寿命化対策支援事業に伴う新町公園スタンド管理棟建設設計業務委託と2件ほどあるんですけれども、これは具体的にどういう内容の工事をこれから行おうとされているのかについてお伺いいたします。

それから、107ページです。6款土木費の1目住宅管理費でありますけれども、16節工事請負費のところの工事請負費ということで、これも施策の成果に関する報告書の43ページにその内容が書いてあるわけでありましてけれども、市営住宅管理事業として市営住宅の空き家解体工事ということでこの工事請負費が計上されてるんですが、この後の利用、この住宅の計画についてどうなっているのかについてお伺いいたします。

増田委員長 安川課長。

安川建設課長 建設課の安川でございます。よろしく申し上げます。

まず、社会資本道路改良交付金事業についてですが、東側線の工事についてです。繰越分については完了しております。現年度につきましては、今現在、設計の見直しの発注を委託、

それを行います。

続きまして、住宅の工事請負費、住宅を解体しましてその後計画があるのかという問いについてですが、長寿命化計画においては解体としかなっていないため、団地内の住宅全て解体が終了すれば、今後の利用方法については今後検討していきますということでございます。以上です。

増田委員長 奥田課長。

奥田都市整備課長 都市計画課の奥田でございます。よろしくお願いいたします。

委員様ご指摘いただきました、公園管理費の中の委託料の分でございます。新町公園スタンド管理棟の設計業務委託の内容でございますけども、新町スタンドの管理棟の既設建築物の図面、また現地確認におきまして、建物の建築構造等の調査を行いました。この中には、コミュニティセンター及びスタンド管理棟の間取り、構造等が含まれます。2つ目としましては、スタンド管理棟や上屋の解体に伴います概算費用の算出。3つ目としまして、同じ箇所におきまして、管理棟と上屋を新築する場合の設計費用及び工事費の概算費用の算出。4つ目としまして、新たに同じようなものを西側に管理棟として建てる場合の概算費用の算出等を行っております。

同じく設計業務委託の中で、新町公園の施設改修業務委託というのを発注しております。この分につきましても、公園長寿命化計画に基づきまして、新町公園内の長尺フェンス、北側のグラウンドですけども、高さ5メートルほどの長尺フェンスなんですけども、この門扉の更新に係ります実施設計業務を委託しております。発注した理由でございますけども、フェンス更新を実施するに当たりまして、現在の構造で設計した場合、電気等の更新が多岐にわたりましたことから、公園設計の専門知識を持っている委託業者に対して業務委託をしたものでございます。

それに伴う公園の長寿命化の今後の予定ですけども、平成30年度としましては、新町公園の舗装工事としまして、スタンド管理棟の東側の歩道になっている部分、これは園路なんですけども、そこのカラー舗装のやりかえと点字ブロックの更新、また北側の駐車場の舗装の更新を行っております。2カ所目としましては、同じく新町公園の先ほど申しました長尺フェンスの更新工事を行っております。今年度も同じく新町公園の北側のフェンスの更新を引き続きやっていきたいと考えております。

以上でございます。

増田委員長 谷原委員。

谷原委員 ありがとうございます。葛城川東線の件なんですけど、ちょっとよくわからなかったんですけど、繰越明許費の分は終わってると。今年度は4,700万円ほど計上されてるわけですけど、決算出てるわけですけど、この分については引き続き工事は完了せずに継続しているということでありましょうか。わかりました。それで結構です。

続いて、市営住宅の件でありますけれども、今後検討事項だということでもありますけれども、今年度の市営住宅の応募があったと思います。その応募の競争率、応募者の人数等がわかりましたらお願いします。例年、どの程度市営住宅に対して入居希望があるのかどうか、

ちょっとお伺いしておきたいと思います。

それから、最後の公園のスタンド整備とか管理棟の整備ということでありますけれども、このことについて少しお伺いいたします。これはかなり大規模な改修になるかと思うんですけれども、ワールドマスターズ、綱引きの大会になるということもあって、外国人の方も大勢、多分この選手として来られるんだろうと思います。その意味では、そういう点で改修も必要なんかなと思うんですが、私としては国体等も県知事の方がアドバルーンを上げてやられてるということがあって、県内で2面天然芝のサッカー場があるのは本当に希少な場所です。国体誘致となれば、こういう葛城市のサッカー場というんか、あの新町公園グラウンドが非常に値打ちがあるんかなと私は思ってるんです。

それで、この長期的な見通しの中で、私としてはできるだけ市の予算を使わずに、県のお金なり国の補助金なり、それをしっかり使って、市単独事業にならないようにいろいろ工夫が要るんかなと思うんです。今回の長寿命化についても、もちろん国の補助等あるんだろうと思うんですけれども、そこら辺の考えを少しお伺いしたいと思います。

増田委員長 安川課長。

安川建設課長 建設課、安川でございます。よろしく申し上げます。

市営住宅の応募と選考につきましてですが、今年度の募集は空き家が2戸ありまして、応募者7名ありました。そのうち1名につきましては、書類の段階で失格となりまして、6名の中から抽選により2名が決定したということでございます。

以上です。

増田委員長 奥田課長。

奥田都市整備課長 都市計画課の奥田でございます。

スタンドの管理棟の更新の件ですけれども、先ほど申しました設計委託業務におきまして、当初の図面等、また現地等の調査を行いましたところ、管理棟単体で建ってるのではなくて、大きな大屋根があると思うんですけれども、それと地中梁一体となった構造となっているので、解体する場合は両方とも解体して建替えしないといけないということがわかりまして、その費用につきましても当初見込んでた費用よりも当然大きくなってきたということもありまして、その辺の予算のことも考えまして適正な時期に更新はしていきたいと思っておりますけれども、その委員ご指摘いただきました国体誘致、その辺の補助があるかどうかということも含めて、県の方と調整させてもらえたらなと思っております。

以上でございます。

増田委員長 谷原委員。

谷原委員 新町公園の利用価値につきましては、今年度、委員の努力等もあって、天然芝ということで整備されて、全国中学校体育大会で評判も高いということで、先日、吉村優子議員もおっしゃっていましたが、これだったら1時間1万円でも借りてやりたいというふうな社会人の方も出て来られたり、ツイッターとかそういうところで、こういうところは質が高いものは広がっていくわけでありますから、今後、ここはスポーツゾーン計画ということで葛城市の都市計画の中でも位置づけられているところですので、値打ちを高めていくために、

できるだけ最小費用で最大効果を狙っていただくということで、国体等もぜひ、もし国体ということが決まるのであれば、誘致も含めてこの施設をしっかりと整えていただけたらと思います。

それから、市営住宅の件なんでありますけれども、今年は7名の応募があったということです。今後、この市営住宅の跡地をどうするのか、建てるのか建てないのかということについてまた議論があろうかと思っておりますけれども、この点については今後そういう需要があるのかという見通しにもかかわってくると思うんですけれども、私が議員活動をやっているのは、やはり年金生活者の方が大変今苦しくなっております、高齢の方はかなり高額の高齢年金をいただいているわけですが、我々の世代になりますと、どっちかが亡くなると1人の年金でおおよそ暮らせないぐらいの年金になっております、私の年齢でも。それより以下の方はもっと大変になると私は思うんですけど、そういう年金の状況に今なっているわけです。よく伺うのは、今でも借家住まいの方がおられるんですが、やはり年金が目減りする中で、市営住宅に何とか入りたいというご相談をよく受けるんです。しかし、まだ「いや、ちょっと所得難しいですよ」というふうなお話もさせていただけるんですけども、これから高齢化社会の中で年金もそういうふうに段階的に下がっていく中で、今、葛城市内に賃貸で住まわれている高齢者の方は結構おられると思います。そういう点では、ぜひ市営住宅につきましても、もちろん若い方に対する支援ということもそうありますけれども、そういう高齢者の方、今後、長寿でかなり先までお元気で生活されるときに、なかなか賃貸で不安を持っておられる方も多いですので、ぜひ新設をお願いしたいと、ここから要望でありますけど、申し述べておきます。

以上です。

増田委員長 ほかに質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

増田委員長 ないようであれば、5款農林商工費、6款土木費の質疑を終結いたします。

ここで暫時休憩をいたします。

休 憩 午後0時21分

再 開 午後1時30分

増田委員長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、7款消防費から歳出の最後、12款予備費までの説明を求めます。

門口会計管理者

門口会計管理者 会計管理者の門口でございます。

それでは、7款から12款まで説明をさせていただきます。決算書の107ページをご覧くださいと思います。

7款消防費につきましては、全体で5億5,190万8,349円の支出でございます。

1項1目広域消防費につきましては、5億1,039万9,000円の支出でございます。

2目非常備消防費につきましては、3,267万1,778円の支出でございます。主なものとしたしましては、1節報酬2,114万9,000円、11節需用費480万2,748円でございます。

めくっていただきまして、3目消防施設費につきましては、350万1,461円でございます。主なものといたしましては、13節委託料227万2,320円でございます。

4目災害対策費につきましては、533万6,110円でございます。主なものといたしましては、19節負担金補助及び交付金320万4,448円でございます。

続きまして、8款教育費につきましては、全体といたしまして15億4,296万1,774円でございます。また、継続費逡次繰越としまして8,046万5,000円、繰越明許費としまして1億1,543万1,000円を繰越しいたします。

1項1目教育委員会費につきましては、149万1,712円でございます。

めくっていただきまして、2目事務局費につきましては、3億5,910万778円でございます。主なものといたしましては、13節委託料2,147万3,170円、19節負担金補助及び交付金1,355万5,937円。めくっていただきまして、28節繰出金1億7,216万円でございます。

2項1目学校管理費につきましては、1億6,775万4,537円でございます。また、1億1,543万1,000円を繰越しいたします。主なものといたしましては、11節需用費3,530万4,339円、13節委託料1,529万5,275円、また162万円を繰越しいたします。15節工事請負費3,505万7,280円、また1億1,381万1,000円を繰越しいたします。

めくっていただきまして、2目教育振興費につきましては、3,914万3,850円でございます。主なものといたしましては、11節需用費610万6,551円、20節扶助費1,985万24円でございます。

3項1目学校教育費につきましては、6,925万715円でございます。主なものといたしましては、11節需用費1,662万3,964円、13節委託料751万4,608円、めくっていただきまして15節工事請負費780万1,474円でございます。

2目教育振興費につきましては、3,103万4,800円でございます。主なものといたしましては、20節扶助費1,768万1,972円でございます。

4項1目幼稚園管理費につきましては、3億1,720万1,464円でございます。また、8,046万5,000円を逡次繰越しいたします。主なものといたしましては、7節賃金3,035万1,670円、めくっていただきまして、13節委託料2,148万6,694円、また26万7,000円を逡次繰越しいたします。15節工事請負費2,403万1,204円、また8,019万8,000円を逡次繰越しいたします。19節負担金補助及び交付金2,836万1,078円でございます。

2目教育振興費につきましては、308万3,168円でございます。

5項1目社会教育総務費につきましては、4,381万5,363円でございます。主なものといたしましては、19節負担金補助及び交付金1,559万5,681円。

めくっていただきまして、2目人権教育推進費につきましては、308万3,100円でございます。

3目文化財保護費につきましては、1,623万9,176円でございます。主なものといたしましては、13節委託料597万8,292円、19節負担金補助及び交付金799万9,000円でございます。

4目公民館費につきましては、8,778万4,373円でございます。めくっていただきまして、主なものといたしましては、13節委託料1,897万2,904円、19節負担金補助及び交付金1,443

万6,740円でございます。

5目コミュニティセンター管理運営費につきましては、911万5,211円でございます。主なものといたしましては、1節報酬264万6,507円、7節賃金257万514円、11節需用費250万5,791円でございます。

めくっていただきまして、6目文化会館費につきましては、1億5,365万9,210円でございます。主なものといたしましては、13節委託料3,990万4,004円、14節使用料及び賃借料3,278万171円でございます。

めくっていただきまして、7目図書館費につきましては、6,801万5,705円でございます。主なものといたしましては、11節需用費767万8,947円、18節備品購入費929万4,460円でございます。

8目歴史博物館費につきましては、3,931万6,616円でございます。主なものといたしましては、11節需用費634万6,509円。めくっていただきまして、13節委託料724万2,826円でございます。

6項保健体育費、1目保健体育総務費につきましては、1,804万2,770円でございます。主なものといたしましては、19節負担金補助及び交付金1,579万5,769円でございます。

2目体育施設費につきましては、1億1,582万9,226円でございます。めくっていただきまして、主なものといたしましては、11節需用費1,436万7,355円、13節委託料1,213万9,046円、18節備品購入費1,304万9,640円でございます。

続きまして、9款災害復旧費につきましては、全体で1億4,065万8,922円でございます。また、3億6,720万円を繰越しいたします。

1項1目治山施設災害復旧費につきましては、1,308万2,040円でございます。主なものといたしましては、15節工事請負費1,138万3,200円でございます。

2目農業災害復旧費につきましては、8,773万8,440円でございます。また、1,020万円を繰越しいたします。主なものといたしましては、15節工事請負費8,646万4,040円でございます。繰越明許としまして、1,020万円を繰越しいたします。

めくっていただきまして、2項1目道路橋りょう災害復旧費につきましては、358万200円でございます。

3項1目文化財災害復旧費につきましては、1,998万4,320円でございます。

2目小学校施設災害復旧費につきましては、827万3,242円でございます。

3目社会教育施設災害復旧費につきましては、5万4,000円でございます。

4目保健体育施設災害復旧費につきましては、738万5,080円でございます。また、3億5,700万円を繰越しいたします。

4項1目社会福祉施設災害復旧費につきましては、56万1,600円でございます。

10款公債費につきましては、全体で13億6,086万7,390円でございます。

1項1目元金につきましては、12億6,332万2,545円でございます。

2目利子につきましては、9,736万9,885円でございます。

3目公債諸費につきましては、17万4,960円でございます。

11款諸支出金につきましては、全体で3,191万5,863円でございます。

1項1目財政調整基金費につきましては、165万2,621円でございます。

2目減債基金費につきましては、130円でございます。

3目公債施設整備基金費につきましては、50円でございます。

めくっていただきまして、4目社会福祉振興基金費につきましては、3万9,404円でございます。

5目緑花基金費につきましては、14万6,238円でございます。

6目公営住宅基金費につきましては、3万6,464円でございます。

7目教育基金費につきましては、518万6,850円でございます。

8目土地開発基金費につきましては、16万1,661円でございます。

9目体力づくりセンター整備基金費につきましては、2,069万2,599円でございます。

10目ふるさと創生基金費につきましては、203万2,919円でございます。

11目国営十津川紀の川二期事業費償還基金費につきましては、42万1,083円でございます。

12目地域振興基金費につきましては、154万5,844円でございます。

2項1目雑支出金につきましては、支出はございませんでした。

12款予備費につきましては、7款消防費1項消防費へ8款3項教育費中学校費へ98万7,000円を充用しております。

歳出合計といたしまして、予算現額167億5,044万995円でございます。支出済額147億2,049万1,538円でございます。また、継続費通次繰越4億3,882万7,478円、繰越明許費8億2,355万8,976円、事故繰越243万円を繰越しいたします。不用額といたしまして、7億6,513万3,003円でございます。

以上で、7款から12款の説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

増田委員長 最後の歳出合計もう一度言うてください。

門口会計管理者 歳出合計といたしまして、予算現額から167億5,044万995円でございます。支出済額147億2,049万1,538円、継続費通次繰越4億3,882万7,478円、繰越明許費8億2,355万8,976円、事故繰越243万円の繰越しでございます。不用額としまして、7億6,513万3,003円が不用額でございます。

以上でございます。

増田委員長 ただいま説明願いました部分に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

内野副委員長。

内野副委員長 よろしくお願いいたします。3点お聞きさせていただきます。

ページ数は109ページ、7款4目災害対策費の中の19節負担金補助及び交付金で感震ブレーカー設置補助金なんですけども、平成30年度7件というふうにこの資料には書いてあるんですけども、これに対してその内訳、タイプが3つあると思うんですけども、内蔵型と後づけと簡易タイプとそれぞれ聞かせていただきたいということ、まずそれが1つです。

次に、ページ数112ページです。8款教育費の2目19節のことばの教室負担金ですが、前年度よりも利用が減ってるのか金額が減ってるんですけども、平成28年から3年間、大体何人の方が利用されているかというところを聞かせていただきたいと思います。

もう一つが、ページ数113ページです。同じく8款教育費の1目学校管理費の中の15節工事請負費の中の当初9,229万2,000円という予算があったんですけども、執行されている金額がここに載っている金額ということで、その内訳を教えてくださいなと思います。

まず3点、よろしく願いいたします。

増田委員長 竹本課長。

竹本生活安全課長 生活安全課の竹本です。どうぞよろしく願いします。

ただいまの内野副委員長のご質問で、感震ブレーカーの7件の実績の内訳でございますが、まず分電盤の内蔵タイプが5件で補助額10万9,000円、分電盤に後づけタイプが1件で1万円、簡易タイプが1件で1,600円、計7件の12万6,000円となっております。

以上でございます。

増田委員長 内蔵課長。

内蔵学校教育課長 学校教育課の内蔵です。よろしく願いいたします。

ただいまの内野委員のご質問で、ことばの教室負担金4,000円ということですけども、こちらについて説明させていただきます。こちらにつきましては、言葉につきまして障がいのある子どもさんが、香芝市が設置している指導教室、通級教室の方に通われておられる部分でございます。その通級教室の運営に係る経費を、香芝市の規定に基づきまして、通われている子どもさんの人数割によりまして、香芝市の方に負担金としてお支払いするものとなっております。平成28年度は手元に資料がございませんけども、平成29年度につきましては小学生2人の方、平成30年度につきましては小学生1人の方の分となっております。

以上でございます。

増田委員長 吉井課長。

吉井教育総務課長 教育総務課の吉井でございます。

3つ目のご質問になります。小学校管理費の工事請負費の内訳でございますが、主なものといたしまして、當麻小学校の礼法室の改修工事で1,803万6,000円、また小学校の遊具等の整備工事につきまして370万7,640円、また忍海小学校のプールの防水改修工事といたしまして324万円、同じく忍海小学校になります。プールの東側の目隠しフェンスの設置工事といたしまして322万6,770円等になっております。

以上でございます。

増田委員長 内野副委員長。

内野副委員長 質問の仕方が申しわけない。その今聞いた分は、小学校の整備事業の内訳はここに載ってるのでわかるんですけども、執行できなかったところの部分を次にお聞きさせていただけますか。

それと、感震ブレーカーはよくわかりました。今、千葉県の方でも停電がまだ続いているところもあるということで、この感震ブレーカー、非常に今聞かせていただいたんですけど

も、補助金を使っただけの設置件数は人数的に少ないかなと思ったんですけども、周知の方は広報でもしていただいているということなんですけれども、この感震ブレイカーというのは集合の地域でつけるのが一番効果的やとそういうように思うんですけども、今後、新しい住宅がもし建ったときに、その感震ブレイカーを補助金を使ってつけることで、そういうふうな事業もあつたらきっと皆さんおつけになって災害に対しての防止にもなると思うんですけども、今後、1度まずそういうようなところも考えていただけたらなと、そのように思います。

ことばの教室ですけども、香芝へ通っておられる方がもうちょっとおられるのかなと思つたら非常に少なく、遠いから行けないのか、葛城市に設置されてたら、もしかして行きたいと思つても近かつたら行けるんじゃないかと、わざわざ香芝まで通うのが遠いからちょっと辛抱して行けてないというのものもあるのかなと思うんですけども、そういったことはないのでしょうか。

その辺のことも聞かせていただきたいのと、それと、ことばの指導教室、通級指導教室ということで、中学校に通級指導教室をやっているんですけど、これは決算には入っていないんですけども、これはもう内々でやっておられるというふうに、決算で上がってこないというふうになるんですか。どこの箇所に中学校の通級指導教室が決算として上がっているのかどうかということも教えていただきたいのと、あとの執行されてへん部分のところもお聞かせいただけたらなと思います。

以上です。

増田委員長 杉澤教育長。

杉澤教育長 教育長の杉澤でございます。ご質問ありがとうございます。

通級についてのご質問なんですけれども、ことばの教室に通っております、今、1人、平成29年度も2人ということで、大体、私も現役におったころからこれくらいの数でございます。それで、昔は特別支援学級の中に言語というクラスがあつたんですけども、今はその言語というのはなくなりました。その後、県の方で通級というものを、まず県下で7校ほどつくられて、しばらくはずっとその7校体制で来たんですけども、私が県をやめてからぐらいいすから、平成20年ぐらいいから、言葉だけではなくてほかの情緒系統の通級もできるようになったと。

その中で、新庄中学校の通級もできてきたという感じで、質問の2つ目からなんですけれども、新庄中学校でやっている通級は県から派遣されている通級先生によって運営していますので、この予算上には載ってまいりません。それが1点です。

それから、もっと近くにあつたら、このことばの教室の利用者は多いのかという質問なんですけれども、特別支援教育関係では、就学指導委員会というもので各、例えば保育園や幼稚園から小学校へ上がる段階で、この子はこんなところでしんどい面を持っているんですけども小学校はどういうふうな教育が必要かということで、特別支援学級入級が妥当とか、それとも要観察やとか、そういう中でこういう言葉の関係も出てくるものでございます。だから、この子の場合には特別支援学級には入れなくても、通級というものをしていけば、吃音なりそ

ういうふうな言語的な障がいは取り除けるのではないかということで、香芝の方に通っていただいているということでございます。

以上でございます。

増田委員長 吉井課長。

吉井教育総務課長 教育総務課の吉井でございます。

先ほどの質問、申しわけありません。お答えさせていただきます。

当初、約9,200万円ございましたものですが、現計予算といたしまして1億4,900万円ありましたところ、こちらの平成30年度当初予定しておりましたトイレ工事、そちらの方が補助金がつかなくて、最終で減額の方をさせていただきまして、その分と、それからそのうち1億1,300万円につきまして平成31年度に、こちらの方はまた新たに平成30年度の国の第2次補正予算で補助金がついた分に対しての3月に追加補正をいたしました分を平成31年度に繰越しさせていただいております。その差し引きといたしまして、残りしました約3,500万円に対します執行が、先ほど述べさせていただきました工事費の内訳となります。

よろしく申し上げます。

増田委員長 吉村部長。

吉村総務部長 総務部の吉村でございます。よろしくお願いたします。

感震ブレーカーの設置、普及ということでございます。当然ながら、災害が起こり停電になった後に復電した際、火災が発生するというのを未然に防ぐという機能を持った感震ブレーカーというものでございますので、有意義なものというふうに認識をしておるところでございます。

そういった中で、本市と広陵町、三宅町の3町が一緒になりまして、日本建築家協会、それから大和ハウス工業株式会社との感震ブレーカーの設置に関する協定というものを、今月3日に締結をしたところでございます。その際に、報道も数社来ておられます。新聞報道等もございました。そういったことに頼るわけではございませんけれども、ホームページなり市の方でも積極的な広報を進めてまいりたいというふうに考えておるところでございます。なお、その際、大和ハウス様の方から建築戸建ハウスメーカーの会がどうもあるようで、その会の中でも普及を図るような取り組みをしていきたいというような発言もございましたので、今後そういった建売メーカーにも少しずつではありますけれども広がるのではというふうに期待をしているところでございます。

以上でございます。

増田委員長 内野副委員長。

内野副委員長 まず、トイレの改修なんですけれども、本当に子どもたちが待ちわびてるんですね。本当にいつになったら和式から洋式になるのかというところの中でアンケートも取っていただいたし、なかなか工事がいろんな状況もあって進まへんところもよくよくわかってるんですけども、本当に当該部局におきましてもいろいろご努力されていると思うんですけども、今後、進捗状況等をまたお知らせいただけたらなと思いますので、ただ、今年度中にできないと、またこの補助金等々はどうなるのかなという感じのところですごく心配するところな

んで、もう本当に全力で頑張っていたいただいているんですけど、更に頑張っていたいただいでよろしくをお願いします。

感震ブレーカーの方は、よくわかりました。簡素なもので、今、本当に3,000円ぐらい出したら結構震度5か6ぐらいで、しっかりとコンセントに差すだけでブレーカーがパチッと落ちるといような簡素なものもありますので、また市民にも周知していただきますようよろしく願いをいたします。

通級指導教室なんですけども、もうしつこく申しわけないんですけども、小学校への設置、もう本当に今、県から来ていただいている先生で対応していただいているのはもう重々わかっているんですけども、やはり教室を1つ構えていただいて、そこに児童に来ていただいて、そこでまたことばの教室もできるんじゃないかなと思いますので、よろしく願いいたします。

以上です。ありがとうございました。

増田委員長 ほかに質疑はありませんか。

杉本委員。

杉本委員 よろしく願いいたします。

まず、消防費108ページ、3目消防施設費、13節委託料、報告書の方の44ページに消火栓の新設工事委託と書いてあるんですけど、これ昨年と台数は一緒なんですけども、単価が違うのは、これはもう工事する場所で違うのかということをお聞きしたくて質問させてもらいます。

その中で、聞く場所がここがいいかなと思って聞かせていただきたいんですが、屯所、今いろいろやっていたいただいているんですけども、屯所に火事が起こりましたら、みんな集まっていたくんですけども、そのときに駐車場はどうなってるんでしょうかと単純に疑問がありましたんで、お聞かせ願いたいです。

あと次は、報告書で行かせてもらいます。49ページの報告書、公民館費中央公民館管理事業という中で、表をつくっていただいているんですけども、その前に、この前、僕、施設の紹介の件に関してホームページは間違ってますよという話をさせてもらったんですが、それはもう変えていただきましたかね。それもお聞かせ願いたいのと、この中央公民館費のこの表の中の茶室等、二上の間、葛城、これ利用者数5,000人ぐらいですが、利用料はゼロになってるんです。昨年は茶室はゼロでいいんですけども、この葛城、二上の間は5,490円となって、これはどういう意味なんか教えていただきたいです。

以上です。よろしくをお願いします。

増田委員長 竹本課長。

竹本生活安全課長 生活安全課、竹本です。どうぞよろしくをお願いします。

杉本委員のお尋ねの、まず消火栓の工事委託料の件でございますが、あくまでもこちらの事業につきましては工事委託ということで水道事業管理者の方に委託して実施しておるもので、そちらの方で設計に基づき入札管理された中での業者請負でさせていただく関係で、その設置箇所等によって多少は変わります。基本的に、予算では1カ所90万円当たりの概算費

用として計上させていただいた中で、その中で今年度では約60万円前後から70万円前後での最終委託料という形で請負されているという状況です。

それと、屯所の駐車場ということで、招集する団員の駐車場のことかということなんですけど、基本的には屯所の敷地内にある敷地のところにとめて、そこからポンプ車に乗って出動する。全団員の分があるかと言うたらそこまでないんですけども、あとはその周辺で、細かいところまで、中にはタイミングによっては直接自家用で、ポンプ車には乗れる人数も限られますので、それ以外の者はそのまま自家用で現場へということもありますので、そういう形での対応かと思います。よろしいですか。

以上でございます。

増田委員長 吉田館長。

吉田中央公民館長 中央公民館、吉田です。よろしくお願いします。

ただいまの杉本委員のお尋ねで、中央公民館の利用状況についてということで、ホームページの案内と利用状況の表、先日は条例改正のところでは5部屋だったんですが、ホームページの方では4部屋ということで案内をさせていただいてるんですが、構造的には研修室2、3が1つの部屋になっておりまして、2、3で借りられて利用状況に応じて中で区切られたりされる場合があります。ただし、各々の料金を決める必要がありますので、条例の方で2つに分かれているということで、実際、受付は4室ありますがということでの案内をさせていただいて受付をさせていただくと、条例上は5部屋の料金があるということでご理解をお願いしたいと思います。

それと、茶室、二上の間でございます。その時点の団体であつたりでご利用の場合で、利用料金の免除ということになっておりまして、その関係で全て市の団体ということでの免除で使用料がゼロ円ということになっております。

よろしくお願いします。

増田委員長 杉本委員。

杉本委員 ありがとうございます。消火栓に関して、この3カ所の場所を教えてくださいのと、あと屯所の方なんですけども、火事の現場に直接行かざる場合は、駐車していただいても、それは緊急を要する場合はいいと思うんですけども、屯所に集まってきた場合、皆さんの車がわちゃわちゃと、緊急を要してんのにみたいな、ちょっとイメージですけど、誰かがそう言ってたというわけじゃないんですけども、そういったこともあると仮定して、屯所駐車場というの也要るかと思うんですよ。僕、どことは言いませんけども、横に空き家がバーンとあるところで、ここ駐車場にできたらなと思いついてたんです。

そういう前向きなご意見がないのかと、あとポンプ車には何人乗られるんですかね。というのが屯所の話で、あと公民館に関しては、ちょっと今ややこしいことになってるなと思うんですけども、公民館というか、この文化会館とか全体的に言わせてもらおうと、いろいろ調べましたけども、利用人数調べたら、減ってるってところ、ふえてるところあって、その年数によってはどうかというところもあるんですけども、やっぱりいろんな利用者の方に、こんなことありますよと、こういう施設ありますよと、きのうからも散々言ってる必殺ホームページなん

ですけども、全体的にこういう施設があるというふうにもっとわかりやすくぜひしていただいて、知っていただくのもそうやし、利用者をふやすという意味でも10月にリニューアルされると聞いてるんで、その辺のことをしっかり考えて、来年に向けて頑張っていたきたい。

この2つをよろしくお願いします。

増田委員長 竹本課長。

竹本生活安全課長 生活安全課の竹本です。よろしくお願いします。

まず、消火栓につきまして、設置場所は昨年度の新設3カ所は、勝根大字、兵家、葛木の3カ所の地下式を3カ所に設置させていただいております。

屯所の駐車場についてでございますが、いただいている部分で、基本的にその屯所の駐車場は敷地内ということで、中には周辺で6分団でしたら當麻小学校の駐車場が横にある部分と、あと2分団でしたら歴史博物館の駐車場、それはポンプ点検時にもイベント等の加減であいてる場合は利用はしてるということは聞き及んでおります。もちろん、その参集に当たっては留意しながらということではございますが、あとそれ以外には今後に向けてその駐車場確保ということで、状況を聞きながら、必要に応じてまた検討させていただきたいと思っております。

あと、乗車人数につきましては、はっきり今あれなんですけど、前列2名、2列目3名の5名の定員になるかと思っております。

以上です。

増田委員長 吉田館長。

吉田中央公民館長 中央公民館、吉田です。

ただいまのご質問で、ホームページでのわかりやすく表示というお話です。現状ですと、別のe 古都奈良で予約の場合は、部屋の一覧で仮予約していただいて、実際には予約していただくのは窓口に来ていただいて予約していただく。窓口では平面図なり間取り図ではお知らせしてるんですが、ご指摘のとおり、ホームページの方でわかりにくい部分はあるかと思っておりますので、今後、平面図であったり、わかりやすいように工夫をしていきたいと思っておりますので、よろしくお願いします。

増田委員長 杉本委員。

杉本委員 最後、そしたらお願いします。

消火栓に関してはわかりました。屯所に関しては、ポンプ車に5人乗るということは、最大か最小かわからないですけど、5台車が来る場合があるということなんですけども、5台とめれるのかなというところもありますし、先ほども言いましたように、現場はしょうがないと思っております。屯所に駐車したらあかんところにとめてたという苦情が来たら、それはそれで問題やと思うんで、その駐車場のカードを頭に入れて、次からよろしくお願いします。

あと、公民館とか施設に関しては、もうこんな時代になってきまして、はっきり言いまして、いまだきその予約の表であったり、空きはこんだけありますよって、多分結構簡単にできると思うんですよ。それが難しいかどうか人それぞれやと思うんですけども、それぐらいぱっと見たときにできるように写真がどーんとあって、和室があって空き状況、これ、結構携帯見ててもすっと出てくるような仕組みやと思うんで、多分それが作り方わからんかっ

たら奥本議員が教えてくれると思うんですよ。そういうふうにして、ちょっとでも改善して
いって、いろんな人に借りてもらうように、すばらしい施設がそろってますと僕は思ってま
すんで、10月、もう超楽しみにしてますんで、よろしく申し上げます。森井部長、よろしく
申し上げます。

増田委員長 森井部長。

森井教育部長 教育部長の森井でございます。

先日来、ホームページのご指摘ありがとうございます。まず、e 古都奈良を先ほど紹介さ
せてもらいました。こういったシステムが従来からございます。それに対しまして、原始的
な方法で今も窓口に来てもらって図面見てもらってという手順を踏んでおります。教育委員
会もそれぞれの課がばらばらで動いたんではいけませんので、一旦ある程度フォーマットを
統一させていただいて、そういうページにしていくという形にまずはしていきたいと考えて
おります。そこからまたご指摘いただいて、次のステップへ進めるという、今、まず費用を
かけずにできることを職員で検討したいと考えております。

以上です。

増田委員長 ほかに質疑はありませんか。

川村委員。

川村委員 すいません。お先でございます。

そしたら、私は107ページの消防費、2目の非常備消防費の中にございます11節需用費の
中にございます服装整備費262万7,347円、この服装整備費、どんな内容かというところでご
ざいますが、特にお聞きしたいのは、女性消防団の服装に係る内容についての部分を、もし
あればお聞かせいただきたいということで、そして次、8款教育費の中にございます教育振
興費、これは小学校の方だと思うんですけれども、114ページ、2目教育振興費の小学校の
標準学力調査業務委託料、そして中学校の方は116ページ、教育振興費の中にございます13
節委託料の標準学力調査業務委託料、ここは2つ関連でございます。

今回、平成30年度決算に当たりまして教育の評価等に報告していただきました。我々も、
葛城市は子どもたちの教育環境設備を充実させるために、もちろんエアコンはいち早く整備
をし、またもちろん学校の耐震等も終わってございます。子どもたちが伸び伸びとそこで教
育を受けて、やはり学力というものは基本的にはしっかりと身につけて大人になっていただ
くということでございますが、教育長もここ何年か来られてる中で、私も、更生保護女性会
という団体がございまして、そこで市内の校長先生、教頭先生なんかがお越しになられまし
て、教育現場のいろんな話をお聞かせいただく機会を何度か経験させていただきました。や
はり、子どもたちが今、各学校でどんな現状なのかということ、さすがにいろいろと先生た
ちのご事情によって地域によって個性があるようでございますが、でも葛城市全体としてこ
の学力を向上させていく、これからたくさんの教育指導要領のもとに勉強していってもらわ
ないといけない、私たちはもうずっとずっと手を叩いて応援していくわけでございますが、
この教育の成果について、この平成30年、子どもたちの学力がどの程度なのかというところ
をお聞かせいただきたいと思っております。

増田委員長 竹本課長。

竹本生活安全課長 生活安全課、竹本でございます。よろしく申し上げます。

ただいまの川村委員のご質問で、服装整備費でございますが、こちらにつきましては、消防団員の活動服なり装備する品物についての購入費用でございます。昨年度は市基準に基づく消防団員の活動服の夏服の貸与のかえということで購入させていただいた分がございます。それ以外には、長年にわたりやっていた方の中には、法被であったりヘルメットであったり、その消耗により買いかえの必要な分について適時貸与のし直しを行ったという状況でございます。

女性消防団の方にも活動服の貸与はさせていただいております。

以上でございます。

増田委員長 杉澤教育長。

杉澤教育長 教育長の杉澤でございます。

この決算委員会ということで、テスト結果は今回持ってきておりませんので、具体的な数字がないということでご承知おきいただきたいんですが、毎度、葛城市の方で実施しております学力テストについて少し説明させていただきたいと思うんですけども、ご承知のとおり、文部科学省指導で小学校6年生と中学校3年生でテストをします。これに基づいて、よきものか悪いものか知らないんですけど、平均点で福井県がトップや、秋田県がトップや、どこが最低やということになってますけれども、私の個人的な考えと見ていただいたらいいと思うんですけど、そんな大差ないんですね。そこでランクづけをしているということでございますので、その数値にこだわると問題は出て来るとは思うんですが、葛城市はほぼ平均並みというような感じでご承知おきいただけたらありがたいなというふうに思います。

それで、ほかのところは、その文部科学省のテストだけなんですけれども、葛城市の場合は、長年にわたりまして小学校2年から、今言いました6年生と中3を除いた学年全てにわたって、国語、算数、理科、社会、このテストを毎年しておりまして、2年生のときの結果を出して、そこで弱いところを補強して、また3年生で見る、3年生ではまた図って弱いところを次の学年に送っていくという考えで、システム的には弱いところを見つけて治療する道筋はつけております。そこがまだ十分に機能してないのか、もっとこの場で、全国の平均よりもどっと上ですよというようなお話ができたらいんですが、ほぼ平均並みのところ、それからちょっと落ちるところもあるというあたりで、今、5小、2中というのが実情でございます。

以上です。

増田委員長 川村委員。

川村委員 消防、夏服の整備ということで、夏服が中心であったというふうに理解させていただいております。私も女性消防団をずっと気にかけているんですけども、いろんな活動が徐々にふえて充実した形で活動していただいていると思っております。服だけ整えたらそれでええという、そういうことを言うわけじゃないんですよ。やっぱり、春夏秋冬いろんな活動の中で、夏服も一番最初に貸与されたものがそれですと行けるわけでもなく、夏服も要りま

すし、ただ防寒のことで団員たちが、私たちが出初式等出ますね。出初式にそれが防寒を着ることということはもう皆さんされてないということなんですけども、女性の、こんなこと弱音を吐いたらいけないんですけども、強靱な体ではないという中で、ぜひ女性消防団の方たちにいろいろ聞いていただきまして、何が必要かということ、これから先もこういうものがあれば非常に活動しやすいというような服装整備を、ぜひまた要望を聞いてあげてくださって、積極的な活動が広がられますように願っておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

それから、学力テストのことです。葛城市の子どもたちがいろんな学力テストをもって、テストを受けてどうかという評価は教育長なりにしていただいております。もちろん、勉強だけではない、スポーツ、体を動かすことも心の勉強も全てが教育だと思うんですけども、学力を向上させる、教育のまちであったという葛城市、旧新庄町もそうだったと思います。非常に教育環境が整っている成果をぜひとも出していただきたい。そのために、子どもたちも、私らは頑張らんとあかんまちなんやというような、とにかく弱い学力の部分もしっかりとケアをしていただくということで、このたびいろいろと聞きますと、やっぱり平均を大きく上回ることはないということは、教育現場にプレッシャーかけてるわけじゃないんですけども、しっかりと勉強していただきまして、葛城市、奈良県からも優秀な人材がこれからも出て行ってくれる。プログラミング教育とかいうまた新しいジャンルも出てまいります。しっかりと勉強させる癖ということが私たちも願うところでございますので、どうぞ今後とも学力向上に切磋琢磨していただきますようお願いいたします。

以上です。

増田委員長 ほかに質疑はありませんか。

岡本委員。

岡本委員 それと、107ページ、消防費の関係ですけども、広域消防費5億1,000万円という形で、昨年より500万円ほどふえとるわけやけど、人件費でふえているんか、内容がわかれば教えてもらいたいのと、消防団の話がちょっと出てますけども、広域になって5年目かな。今年で6年目か。その中で、前々から私も感じとったわけやけど、消防団員130名おられる中で、火災現場へ行ったときに、消防団が来ながら本当に活動できてんのかと、放水1つにしたかて。一部聞いてみたら、だんだん広域になることによって消防団排除ではないですけども、現場に指揮隊長が来られたときに、本当にその指揮隊長から団に指示が出てんのか出てないのか。そこへ団長が来て、団長から出してるんか。指揮隊長はここにおって、現場の指揮はやってる。しかし、消防団はそっちのけやと。お宅ら勝手に、極端には消火しなはれというような状態になってんのと違うんかなと。せつかく消防団がありながら、日ごろから訓練をやってもらいながら、現場で本当に活動できる体制が取れてんのかなというようなことで、そこらは広域と1度話をしてもろたらなというふうに思います。

それから、非常備消防をいつも聞くんですが、基準財政需要額は幾らかということで、消防が広域になった、非常備消防がある。その中で基準財政需要額に対して支出がどのぐらい出てるんかというようなことはいつも聞くわけですけども、その中で需要額を教えてください

きたいというふうに思います。

それと、この非常備消防にかかわって、今、杉本委員が質問された各屯所の駐車場はどうなってるのかという話をされたときに、その竹本課長は、「今後検討します」というふうな答弁をされたように私聞きましたけども、今既に屯所の設計に入ってんのに、今に例えばそれを決めないと、建物の配置、恐らく今の話の感じでは、今ある敷地のところに建て替えるという考え方やと私は思います。もし、今、杉本委員が言われてるように、例えばこの駐車場は敷地が狭い、やっぱり緊急のときも駐車場を確保せなあかんとなったら、今のときにきちっと設計をして、用地まで今、手に入れよとは言わんけども、「将来この土地を手に入れますよ」という中で設計すんのやったらええけども、建物建ってしもうてから、「隣の敷地買いに行きまんねん」、いや、「今、建物建つとんねけど、ここ建ったら買いに行きまんねん」と、そんなんでは具合悪いん違うかと。だから、答弁にいちやもんつけてんの違う。やっぱり答弁するときに、今何をしてんねんと。例えば、今、設計に入ってんねやったら入ってるような答弁をしてもらわないと困ると思うし、今言うたように設計に入ってる中で、「全然そんなん勘定に入ってませんねん」という答弁されるんか。やっぱり今、設計に入ってんねから、どの屯所を指して言うてくれてはんのか知らんけども、例えば6分団あるわけやから、事務局としては屯所はどこにあんねん、どの位置にあんねんと皆掴んでるはずや。そやから、この屯所では狭いねんとか、この屯所では十分行けんねんとか掴んでるはずやから、それをもって答弁をしてもらいたいというふうに思います。

それと、消防施設費の関係ですけど、今、杉本委員も消火栓の話をしてはるわけやんな。結局、私聞きたいのは、防火水槽が最近本当に設置工事がされてないように思う。本当にこの消防水利の基準から言って、恐らく基準だけの数字を見たら達成できとんの違うんかなと思うわけやけども、各大字の中を見た段階で、建物が密集してるところに防火水槽がないというようなことがあるんで、やっぱり費用もかかりますけども、計画的に、大字からの要望だけやなしに消防の方と協議をしながら計画を立てて防火水槽もつくっていくということの姿勢やないと、災害のときに間に合わんの違うんかなというふうに思いますんで、その辺1つ答弁をお願いします。

増田委員長 吉村部長。

吉村総務部長 総務部の吉村でございます。

ただいまの岡本委員の質問のうち、消防費に係る基準財政需要額ということでございます。平成31年、令和元年度の一本算定で申し上げますと、5億8,743万1,000円という数字でございます。なお、平成30年度も、たまたまでございますけども同額というものでございます。

以上です。

増田委員長 竹本課長。

竹本生活安全課長 生活安全課の竹本です。どうぞよろしく申し上げます。

ただいまの岡本委員のご質問についてでございますが、まず広域消防組合の負担金に係る増額に伴う人件費ということでございますが、まず平成29年度分の負担金では自賄い分の職員数は49名、広域後に採用された職員の共通経費になる部分は9名、そして平成30年度分の

負担金につきましては、自賄いの職員数は40名、共通経費の分については13名となっております。トータルで58名から53名と減っておりますけれども、あくまでも負担金につきましては、人件費だけではなく、消防施設等の管理部分と、平成30年度についてその部分で実質上がったかどうかその細かい精査はできておりませんが、軽トラックの買いかえの1台の分がありますので、そういった部分の備品購入の追加項目がふえてる部分も原因の1つかなというふうに推測されます。

次に、消防団の消火活動でございますが、こちらにつきましては、広域消防本部からの出動指令に基づきまして、消防団員の一斉メールなり、広域消防の方の各所からの9台の出動が同時にされて、早い段階でついて、まず消防団の方につきましては、消火栓等の水利ではなく自然水利を活用しての消火活動ということになっており、消防団の方が先に消火活動をして、その後に広域消防がついた場合の消火活動の体制になった場合、その段階で随時広域本部の方に消火の主導権を交代という形になり、消防団の方については後方支援に順次変わっていくということになっております。その中で、まず鎮圧を主目的に消火活動をされて、鎮圧した段階で隊の現場では消防団の撤収の方は指揮本部の方からあった中でされます。あと、消防団と広域本部との指揮隊本部との連携でございますが、もちろん指揮隊本部が立ち上がり、その横で到着しました消防団の団長、副団長、正副団長につきましては指揮本部のそばに配置し、我々、事務局の方もそのそばで配置していただき、その中で指揮本部の命令により、団長なり副団長の方から各分団の方にその指揮命令を伝達するという形の流れで連携をさせていただいているところでございます。

あと、屯所の駐車場でございますが、この分につきましては、今現在、今年度設計から入っております屯所の建替えにつきましては、3分団を除く5カ所の屯所の建替えを、今年度、来年度計画しております。今年度、まず全体の設計とプラス1分団と5分団の建築工事を予定しております。その中で、建替え設計に当たりまして、当初の発注の段階からですが、建替え位置等は地元なり各団との調整しながら、今現状の敷地の中での建替え、その建替え後も、今、敷地の中で駐車できるスペース、余剰スペースについては建替え後も最低限それは確保できる状況でさせていただいております。建替え位置計画はさせていただいております。

後述につきましては、今現在、今年度の計画の1分団と5分団につきましては取り壊しての建替えということで、その活動中は、以前にもご説明させていただいた経緯がございますけれども、ポンプ車も違う場所にその工事期間中は移動させていただいて、詰所がわりは近くの最寄りの施設なり、地区の公民館を活用した中であるという形で、そのあと残りの2、4、6分団につきましても同じような計画で、基本的に敷地内で建ててというところもございまして、そのあたりの駐車場については、計画しながらの確保は工事中の部分については確保させていただき、今後につきましてもそのあたりも踏まえ、先ほどの答弁でありましたけれども、今現在、今回にあわせて敷地を広げるところはございませんが、1カ所2分団につきましては、現状の敷地の関係上、隣接する歴史博物館の駐車場の方の一部敷地を削るといふか、利用させていただいた中で建て替えて、残りの敷地をまた招集場所の駐車場にという計画で

させていただいております。

あと、消火栓の中の防火水槽の基準、設置でございますが、例年、消火栓の新設工事につきましては大字の要望なり、あと設置箇所につきましては、広域消防本部の葛城署の方でも全体の消火栓の配置位置等も鑑みながら、不足する部分等を調査していただいた中のその部分等も踏まえた中で設置の方を進めているところでございます。

あと、防火槽については、今現在、計画が大事で、その辺の不足、基準的な部分等も踏まえて、今後、関係機関とも確認しながら必要な部分については進めたいというふうに思っております。

以上でございます。

増田委員長 岡本委員。

岡本委員 それぞれ答弁していただきました。広域消防の場合については、人数は5人減ってんのかな。5人減って500万円ほどふえとると。軽トラ1台購入されたんでふえたん違うかと、こういうことやって、詳しい内容はわからへんと思うからええとして、その今言うてる消防団との指揮命令系統、今言われたのは、本に書いてある指揮命令系統や。今言われたように、「正副団長は横におりまんねん」と言うけど、いたかて、私見たようにないし、「そういう指揮命令系統になってまんねん」と言われたら、いかにも団長が団員に指示出してないということにもつながってくる。そやから、やっぱり自分らもすぐにそなんサイレン鳴ったかて現場につくわけやないけども、やっぱりその辺を見て、火災の状態を見ながら、あんたが指揮でけへんねから団長とか言うて、やっぱり隣に類焼せんように、一般市民が団員と心やさいかい言うて、こっちかけたらな延焼するというようなことを言われてしてると、これはほんまは違反や。団長の指揮命令聞いてらんとできひんわけや。そこらを団にも言うて、広域もちょっとやってもらわんと、私だけが思うてんのやない。市民が関心あると行かはったら、現場で大概そういう話が出てくるわけや。「せっかく団来てくれてんのに、こっちへ回ったってくれたらええのにな」と。ところが、勝手にそなんんでけへん。その辺があるんで、一遍わしの言うてることが嘘やと思うたら、ほかも一遍聞いてもうたらええと思うけども、やっぱり団員も一緒に訓練してはるわけやから、現場へ行ってくれはったら活動してもらうようにひとつお願いしたいと思います。

それと、さっきの杉本さんやないけども、今の課長の話聞いてったら、例えば2分団、狭いさかい言うて、土地は横にあるさかい何ぼでも行けるやん。ただ、今の4分団、1台のとめるとこもないわけや。平成記念館借りてるさかい、それはええやんか。今、4分団をほかへ持っていくんだったら知らんで。場所を移動するんやったら、それは広いところへ行かはったらそんでよろしいやんか。今の課長に聞いたら、今のどの分団も、今のところで建て替えんねんということ言うてはるわけやから、その今言うてはる駐車場が狭いでどないすんねんと言うてはるにもかかわらず、今の4分団のところへ建てんねやったら、自転車1台ぐらいしかとまらんとこや。そこへまた建て替えんのかいな。「いやいや、4分団は別やからほかへ行きまんねん」と言うんやったら、それはわからんこともないけども、その辺をきちっとやっついていかないと、十分なことしたれといということやないけども、やっぱりみんな車

乗ってくるわけやから、火事ばかり違うて、会議とかしたらみんな車で来はるわけやから、その会議したときにとめる場所がないというようなことのないように、今のときに検討する必要があるん違うんかなと。今もうそれは設計に入っていってはるさかい、今ごろ言うのは遅いんか知らんけど、そういう配慮はしたあんのかなと思うとったけども、今、話聞いたら、そんな配慮が全然ないと言うたらまた怒られるかわからんけど、どうもあるように聞こえへん。だから、そこらをきちつとしないと、「今後検討して行きまんねん」となったら遅い。

それと、今言われた防火水槽、それは消防署とも協議せなあかんけども、もうここ5年か6年ほど工事が無いと思う。本当にそれでええのかと。「大字要望なかったら、うちはしまへんねん」ということじゃなしに、それは負担金も要るやろうけども、やっぱり地元へここは必要やというところは、地元もこっちから行って、言うたら、「ここへしはったらどうでっか」という話もすべきではないんかなというふうに思いますんで、何かいちゃもんつけたみたい質問してんのか知らんけども、やっぱり防災に強いまちづくりということになってきたら、そういうことも考えた中でやっていかないとあかんの違うんかなというふうに思いますんで、ひとつそういうことで、できるかでけへんか、もう一遍答弁だけお願いします。

増田委員長 竹本課長。

竹本生活安全課長 生活安全課の竹本です。よろしくお願いします。

駐車場につきまして、まず4分団につきましてですけども、先ほど詳細な説明ができなくて申しわけありません。4分団の建替えにつきましては、こちら地元改良区とも協議、もちろん団等もさせていただいてる中で、今おっしゃっていただいている足田区の横にあります平成記念館の敷地の前に空き地スペースがあります。そちらに建てさせていただいて、今現状の分は取り壊して、その跡地利用はそのあたりの利用で代替という形でさせていただいてると。

招集の団員等の駐車場につきまして、先ほど来から今の答弁では説明不足ではあったんですけども、基本的に団員の招集具合とかの駐車台数の必要登録等も、今回、建替えに当たって協議する中で、その駐車場の問題で特に声がなかったという部分がございますが、改めて確認はさせていただきますけど、招集に当たっては必ずしも車とは言えずに2輪、バイク等々ということも想定され、近くの方であれば、特に4分団であれば足田区の団員も多いとお聞きしておりますので、もう徒歩での招集もあるというふうに認識させていただいておりますので、そういった部分も踏まえて考えたいと思っております。

防火水槽についても、広域消防との協議ということで、今現在も引き続き連携しながら、設置場所等についても協議をさせていただいてるところでございます。

以上でございます。

増田委員長 岡本委員。

岡本委員 今度言いつぱなしやけど、4分団は移動さすわけやな。ところが、今言うてる4分団は、今建ったある分団の西側の土地を購入して建てるということか。それと向いの平成記念館か、記念館に建てるわけか。

増田委員長 竹本課長。

竹本生活安全課長 説明不足で申しわけございません。

平成記念館の建ってる敷地の東側に、今現在空いてる敷地があります。そこにまず新たに建てさせていただいて、そこが今現在建ってる敷地もそうなんですけど、土地改良区名義の底地になっております。そのあたりで土地改良区なり地元区の方との協議をさせていただいておりますので、そういう話は既に協議済みで、現在の屯所の部分については建替え後に取り壊すという計画をさせていただいております。なので、今の敷地を利用されてる部分についても、廃品回収等でのトラック等の搬入があるというのを聞き、それを調整にも問題ない範囲で計画させていただいておりますということで、よろしくをお願いします。

増田委員長 岡本委員。

岡本委員 一応、4分団はわかりました。あと、防火水槽についても検討するということやけども、やっぱりある程度計画立ててやっていくという方向で検討してもらいたいというふうに思います。

増田委員長 ほかに質疑はありませんか。

杉本委員。

杉本委員 僕以上に岡本さんしゃべっていただき、ありがとうございます。初めて応援させていただきました。初めてじゃないです。ずっと応援してますよ。

駐車場について、今答弁の中で、声を聞かないというふうに聞いたんですけども、そんなことないと思います。僕、単純に屯所の前を通っただけでも、シャッターの向き1つ見ても、緊急に出ていくのにこの向きかとかいっぱい思うことあって、団員の方々もっと思ってると思います。ちゃんとそれを聞いてほしいです。ちょっと僕、それ気になりまして、やっぱり緊急を要する場合で集まってるんで、飲みに行くんじゃないんで、急いでの場合は車で来てもらわなあかんし、そういうふうに配慮というか、駐車場も多かったらもうすぐとめてすぐ出れるという話になりますし、車で邪魔で出られへんかったというのも、聞いたことはないんですけど、僕イメージとしてありそうな気いしたから言わせていただいたんで、もう一回ちょっと皆さんの声を聞いていただいて、よろしくをお願いします。すいません。

増田委員長 ほかに質疑はありませんか。

吉村始委員。

吉村始委員 教育費につきまして、3点お伺いをいたします。

まず109ページなんですけど、これが教育費全体のことについてまず伺います。成果報告書であれば3ページなんですけども、まず1点目が不用額です。今、1億円を超える不用額が出てまして、特に執行率、不用額もさることながら、執行率が昨年度よりも落ちているというふうに思いますが、その原因、いろいろと中にはやむを得ない理由等もあったと思います。全体としてどうなのかということ、森井部長も4月から理事で入って来られてまして、今、部長で執行率を上げるということについてはいろいろと今努力はされてると思うんですけど、これについてまず伺いたいと思います。

それから、2つ目に、112ページ、学校管理費の中の8節賃金です。臨時雇用賃金というのがあります。2,928万円何がし、これは何なのかということをご答弁願います。

それからあと、113ページ、同じく学校管理費の備品購入費、庁用備品購入費ということで、これは新庄小学校、磐城小学校などの机、椅子が足りないということで購入、當麻小学校の礼法室の備品とか、あと各小学校の古くなった机、椅子の入れかえとかあったと思うんですが、この入札の経緯、それについてご答弁をお願いいたします。

増田委員長 森井部長。

森井教育部長 教育部長の森井でございます。

ただいまの吉村始委員のご質問にお答えさせていただきたいと思っております。

まず、先ほどご質問いただきました成果報告書の3ページ、教育費におきまして、不用額が1億1,200万円、それと執行率が83.3%についてでございます。これにつきましては、確かに教育委員会の執行率と言いますのは、以前から70%台から90%台という数字が出てくるかと思うんですが、私、過去5年分を資料として今手元に持っております、平成25年は76.3%、2年飛ばしまして平成27年のときは94.8%という数字がありまして、平成28年は79.57%、去年は93.43%、今年は83.3%、これは繰越額が入ってないために執行額というのが昨年より10%近く下がってる状況でございます。

ただし、それでも教育委員会の不用額の金額が1億円を超えてるというご指摘でございます。実際、この1億円を超えて、昨年より幾ら不用額がふえたかと言いますと、大体2,700万円ほどふえてございます。その原因ということをお問いただと思うんですね。これは、全体的に行きますと、教育委員会という場所でございますので、人件費、それと施設の量、グラウンドとかあいつたところ辺もそうですし、施設なんかは光熱水費が上下しますんで、毎年一定額の上がり下がりが発生します。

ただし、その中でも昨年の平成30年度は多いのではないかというご指摘だと思われるんですが、この中で教育費の中の全体の中で行きますと、やはり突出して去年多く出ておりますのは、130ページ、6項2目体育施設費の部分で、需用費の方が約1,700万円ほど残ってございます。これは、通常であればこんだけ残らなかったはずではないかというご指摘をこの後皆様からされるかもしれませんが、先に説明させていただきます。

今回の残額の理由としましては、体力づくりセンターの計画的な修繕などを計画してた部分が未執行となっております。それと、体育施設関係は全体的に未執行が多くございます。それは、先日の8月28日にも皆様にご報告させていただいた職員の職務懈怠の部分があったということでございまして、ある程度周りの職員も協力はしてます。台風がありましたし、そういったいろんなことがありましたが、この部分についてはやはり執行がきちっとできてなかったと言わざるを得ないなと考えておりまして、その影響があるのが、130ページの15節の工事請負の部分でありますとか16節の原材料費の残高なども、こういった残った原因になってるのかなと考えております。

あと、4月から私、理事として行かせていただいて、いろんなそういった部分をチェックさせていただきました。それと同時に、「理事なのに、なぜ教育委員会にいずに体育館の方にいるの」という質問もよくお受けしたんですが、皆様ご存じのとおり屋根の関係、第1健民グラウンドの芝生の関係、それとワールドマスターズゲームズの関係、来年にはオリン

ピックもございます。

(「質問してない」の声あり)

森井教育部長 そういった部分もありましたので、そういう部分も含めて、今後、教育委員会としましては、職員同士の連携を密にするため、毎月1回、部課長会を開きまして、こういった進捗の把握に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

増田委員長 よろしいか。答えありましたか。そんでよろしいか。ほか。

内蔵課長。

内蔵学校教育課長 学校教育課の内蔵です。よろしくお願いたします。

ただいまの吉村委員のご質問にお答えさせていただきます。

まず、アルバイト臨時雇用賃金の内訳でございます。こちらにつきましては約3,000万円ということでございますけれども、特別支援学級の先生、こちらの補助をしていただく特別支援補助というアルバイトの方が5校全体で14人、それから図書館司書教諭の補助をしていただく図書館司書補助、こちらの方が各校に1名ずつおられますので5名、それから、新庄北小学校の方で、平成30年度につきまして葛城人権教育研究会の事務局校が新庄北小学校ということで、その関係で人権担当の非常勤講師が新庄北小で1名おられました。それから、外国籍の方の関係で、日本語指導の非常勤講師、これが1名おられます。合計21名となっております。この21名分の臨時雇用賃金というのが2,467万1,521円となります。それから、残りの引き算いたしますと461万7,020円となるんですけれども、こちらの分につきましては、平成29年度まではシルバー人材センターの安全下校指導員の方に委託しておったんですけれども、平成30年度からはこの臨時雇用賃金の方で支払いしております。

あともう一つですけれども、備品購入、これの入札の経緯ということでございます。こちらの書類の方を確認いたしました。読み上げさせていただきます。平成31年2月20日の起案なんですけれども、小中学校の管理備品の購入についてということで、納入場所が新庄、磐城、當麻小学校及び新庄中学校、それから納入期限の方が契約の日から平成31年3月31日となっております。それから、契約方法につきましては指名競争入札、それから購入理由が現在の管理備品、机、椅子等の老朽化による買い換え、また新設教室設備拡充に伴う新規購入が必要のため。それから選定理由につきましては、市内指名業者の事務用調度品で登録のある業者市内4社を選定となっております。

ということで3月12日に入札予定となっておりますが、全社が入札辞退届を提出されております。辞退理由といたしましては、納入期限内に全品納品することができない、それから一部商品の取扱いがないとされております。

そこで、今年度中に調達する必要がある備品ばかりであるが、もう一度入札を行う時間がないため、指名した業者それぞれに辞退理由を確認し、納品できるものごとに調達物品の組み合わせを調整した上で見積もり合わせを行うことで調達するとし、その結果、7種類に分割し、先ほど申しました市内4業者による見積もり合わせを実施し、予定どおり備品につきましては、全品3月31日までに納入済みとなっております。

以上でございます。

増田委員長 吉村始委員。

吉村始委員 まず最初に、先ほどの森井部長がご答弁いただきました、職務がきちっと執行していない職員がおられ、これで処分もされたというふうに向っておるんですが、わかりました。こういう理由があったということで。その職員の下で働いておられた方で、特に体育館の今、屋根の問題もあったり、それからあと芝生のこともあったり、もう周りから聞いた話の中では、直接担当されていた職員は11時超えても連日仕事をされていた、それから休みもほとんど取っておられなかったと、倒れるか寸前だという中で仕事をされていたというふうに聞いております。あわせまして、こういった執行率を上げていただくのと、あとそれから職員の健康管理、そのあたりもよろしく願います。

それから後、このシルバーの件ですが、下校が今までシルバーに委託されてましたと。それが通常の臨時雇用賃金という幅を広げられたというふうに向ったんですが、この理由について1つ伺います。

それから、もう一つが先ほどの見積もり合わせの入札の件なんですが、結局、今聞いてますと、1社に任せると期限内にできませんよということと、それから一部揃わないというふうなことがあるので、やむを得ない事情として個別に分けることによって随意契約で結ばれたというふうな理解でよろしいでしょうか。これも伺います。

増田委員長 内蔵課長。

内蔵学校教育課長 学校教育課の内蔵です。

ただいまの吉村委員のご質問です。シルバーの関係なんですけれども、平成29年度までは安全下校指導ということで、シルバー人材センターの方に業務委託、13節の委託料の方で予算組みさせていただいておりました。しかし、警備業法の関係で、シルバー人材センターの上部団体の方から、それをするには警備業の資格が必要であるということで、シルバー人材センターの方はお持ちでないということでございましたので、13節の委託をやめて平成30年度の方からは直接7節賃金の方でお支払いさせていただいております。

それから、後の質問につきましては、そのとおりでございます。

増田委員長 吉村始委員、よろしいか。

吉村始委員 よくわかりました。終わります。結構でございます。

増田委員長 ほかに質疑はありませんか。

谷原委員。

谷原委員 それでは、私は3つほど最初にお伺いいたします。消防の件なんですけれども、107ページ、7款消防費の1目ですけれども、県広域消防組合負担金というふうに出ておりますけれども、この広域消防の負担金、これが年々上がってるように私は思うんです。私、過去、議員になって3年間の分しかありませんけれども、決算書なんかを見ましても、以前は大体人件費等も入れても4億円代で新庄町でやってた時代があると思いますが、それが今は広域消防で5億1,000万円というふうに向ってきてると。これ、どういう理由でこの広域消防費が年々増加してるのか。これが、私見ましても、経常収支比率を悪化させる1つの

大きな要因になってきてるなというふうに思いますので、少しその点についてお伺いいたします。

それから、先ほど来から出ております108ページの消火栓のことであります。3目の消防施設費の13、19のところにかかわるところでありますけれども、この消火栓につきましては、地元負担というのがありますよね。これがどの程度なのか。それから、先ほど来から出ております貯水槽、これの大字負担、これがどれぐらいの割合で、実際どれぐらいの費用がかかって、それで補助率が何ぼで、大字負担が一体どれぐらいあるのかということをお聞きしたいと思います。

3つ目になりますけれども、これも関連で行きますけど、先ほど来から出ておりました体育施設の工事費の件でありますけれども、130ページ、吉村委員が聞かれたことと関連になります。15節、16節の工事請負費原材料費というところがあります。これにつきましては、きのうから非常にいろいろとぎくしゃくしてるというか、流用どうのこうのということいろいろとなっているわけですけど、私、初めてこの決算書を見ましたときに、はっきり言ってちょっと異常やなと思いました。工事請負費が、当初予算は270万5,000円、これが補正予算で593万5,000円になってるわけです。ところが、不用額として463万2,000円余りですから、何のために補正したんやと。それから、原材料費も同様ですわ。当初は47万円しかないのに、700万円近い補正を議会で認めて、議会で認めておきながら不用額がこの当初予算で済んだじゃないかと。これ一体議会は何決めたんやと、補正は何でなかったんやと、これはどういうことになってるんやということがあるわけですよ。議会軽視やないかということなんです。

それで、先ほどおっしゃったように、それについては職員を処分いたしましたと。それで私、納得したんですけど、当初これ決算を見たとき、だからいろいろなところで、こちらも過敏になってるわけですよ。「ほかにそんなのがあったんか」と、「どうなってるんや、この予算は」と、そういう経過で来ておりますので、これは一体補正とかできなかったのかどうか、そこら辺の把握はどうだったのかということについてお伺いいたします。

以上3点。

増田委員長 竹本課長。

竹本生活安全課長 生活安全課の竹本です。どうぞよろしく申し上げます。

ただいまの谷原委員の質問で、まず広域消防組合の負担金の増額でございますが、先ほど岡本委員のときの説明でも説明させていただいた、正式な増額理由はまだ認識、把握できてないところではございます。あと、ここ平成28年から3カ年で、先ほど平成29年、平成30年の人件費の分で説明してもらいましたが、改めてその部分で説明させていただきますと、平成28年分で、自賄いの職員が48名、うち退職者ゼロ、共通経費で5名、トータル53名、平成29年につきましては、自賄いの職員が49名で、退職者3名、共通経費で9名、合わせて58名、平成30年におきまして、自賄いで40名の、退職者2名、共通経費13名で53名。この人件費の人数を見る中でも、平成29年、平成30年と退職者が3名、2名とゼロからふえてる部分と、共通の部分で9名、13名と増員になってる部分も要因の1つかということで、その詳細については把握できてないところで、今後、改めて確認させていただきたいと思います。申

しわけございません。

あと、消火栓の工事に伴う地元負担ということですが、基本的には一般寄附という形で受けておりまして、この負担割合というのは特に決めてるものではございません。

以上でございます。

(「防火水槽聞いてはんの違うか」の声あり)

竹本生活安全課長 失礼しました。負担割合ですが、一般寄附ということで1割ということがございます。失礼いたしました。間違えました。訂正させていただきたいと思います。

そして、一般寄附につきましては、消火栓も防火水槽の工事もあわせてという同じ考えになっているということです。

以上です。

増田委員長 植田課長。

植田体育振興課長 体育振興課の植田でございます。

体育施設費の工事請負費の不用額463万2,088円についてご説明申し上げます。

まず、当初予算で當麻スポーツセンタースロープ改善工事として270万5,000円を計上させていただいておりました。また、高槻のコンクリートブロック塀の倒壊事故を受けまして、9月補正で當麻スポーツセンタープール側のコンクリートブロック塀の改修とテニスコート側のコンクリートブロック塀の改修として323万円の、合計593万5,000円を予算化したわけですが、決算額といたしまして、當麻スポーツセンターの屋根が倒壊したことによります工事として、當麻スポーツセンター災害復旧工事71万9,712円と當麻スポーツセンター屋根緊急対応工事32万4,000円、それから當麻スポーツセンター屋根ルーフィング撤去、西屋根ロープ固定工事25万9,200円の合計130万2,912円を執行いたしまして、残りの463万2,088円が不用額となったわけでございます。

それから、原材料費でございますけども、これにつきましては、新庄第1健民運動場の芝生の管理に係る部分の原材料でございます。まず木枠を購入したわけでございます。木枠につきましては、予算で150万円を見込んでおりましたが、決算額が29万5,920円となりまして、不用額120万4,080円となっております。次に、目土につきましては、当初予算で550万円を見込んでおりましたが、決算額として目土170万1,000円と真砂土72万9,000円となり、307万円が不用額として発生したわけでございます。

以上でございます。

増田委員長 吉村部長。

吉村総務部長 総務部の吉村でございます。よろしくお願いたします。

先ほど、広域消防の負担金という話がありました。過去、平成26年が4億7,489万5,000円、それからいたしますと約4,000万円弱上昇してるということにはなるわけでございますけども、そもそもこの奈良県広域消防組合負担金と申しますのが、もともと葛城署の経費、例えば署の維持管理経費ですとか光熱水費等々のもの、それから当時、葛城市消防本部としてたどきの起債の残高の償還、こういったものにつきましては自賄い方式というものでございます。それから、当時、葛城市消防本部の職員というものも自賄い方式の経費の中に含ま

れていると。それ以外に、広域本部ができました後に、その本部経費というものがござい
ます。そういったものは共通経費といたしまして、各構成団体の消防費の基準財政需要額案分
というものでほぼほぼ決定をされるということになってございます。そういったこともござ
いますし、そもそもの広域化した際の目的でございます機能強化という部分が大きく影響し
てるのかなというふうには思うわけでございますけども、何分、今手元に詳細な資料がござ
いませんで、その辺は改めて精査をして、後刻報告をさせていただきたいと思えます。

それからもう1点、防火水槽の事業費、それから地元負担が大体どれぐらいになるのかと
いうお問い合わせだと思います。ここ数年、防火水槽の設置をしておらないということで、先
ほども答弁を生活安全課長がしておりますけども、私の記憶の中での話にはなるんですけど
も、それぞれ設置箇所によって工事費が多少増減をいたします。過去ですと、900万円台か
ら、多いところで1,200万円程度の工事費がかかっていたのかなというふうに記憶をいたし
ております。そういったことから、工事費の負担1割相当を地元でお願いするというような
形になろうかと思えます。

以上です。

増田委員長 森井部長。

森井教育部長 教育部長の森井でございます。

先ほどの原材料費の減額の補正をなぜしなかったかという件でございます。まず、この原
材料費、12月に予算をいただいてから、いろんなところに職員たち、芝生の管理の方法、そ
して木枠の設置の方法、グラウンドの整備の仕方、調べながらやっておりました。木枠も当
初の考えてた木枠よりも小っちゃ目の木枠に、小っちゃ目というのは直径が小さな木枠に変
わっております。これも皆さん、ご見学に行かれて気づいておられると思うんですが、グラ
ウンドの面積的にはそれだけの土が必要だったんですが、斜めにおろすことによって土の量
が全然変わってまいります。それと、当初、目砂でやるということでやっておったんですが、
そこへ真砂土を混ぜております。真砂土も利用させていただいて組み合わせる形に変わ
りました。そうしますと、目砂に関してはすごく高い砂なんですけど、真砂土は安い土、それ
がわかってまいりましたのが、申しわけございません、3月補正に合わすことができなかつ
たというふうに伺っております。そうしたことで、この決算で不用額として上がってきてい
るという状況でございます。

よろしく願いいたします。

増田委員長 谷原委員。

谷原委員 広域消防の件につきましては、詳しくわかったら、またそれからじゃないと議論できない
と思えますので、またよろしく願いいたします。

それから、防火水槽、消火栓の件でありますけど、これちょっと質問したいんですけど
も、市長は5万人構想というふうにおっしゃってます。それで、住宅開発がどんどん進んで
いっております。そういうときに、やっぱり消火栓の問題、防火水槽の問題が出てまいりま
す。これについてどのようなお考えを生活安全課等が持っておられるのかについてお伺い
いたします。それから、最後の体育施設の問題ですけど、芝生の件はそうやって経費節減で大

きな不用額が出たというふうに理解したいと思うんですけど、その前のブロック塀の問題とか、これはもう耐震にかかわる問題だから早急にやらなければいけない問題で、ずっと停滞してしまって、その点について執行できなかったということで、中身が全然違うということであろうかと思えます。そちらの方にはご説明なかったんでありますけれども、この間、具体的にその点について予算の執行はどうかということで詰めてまいりましたが、実際、具体的に見てみないとわからないなと思ったんですけども、このようなことが起きた場合に、何らかの形で早くわかって手だてが打てる、先ほどほかの議員もおっしゃったのでもうこれ以上言いませんけれども、またそれはよろしく願います。消火栓の件についてお伺いします。

増田委員長 竹本課長。

竹本生活安全課長 生活安全課の竹本です。

5万人構想の住宅開発等でふえることに対する消火栓等の整備についてでございますが、この部分につきましては、住宅開発なりそういった形でふえるもの、最近でしたら大きいところでは吉本病院等もありますけれども、そういうものにつきましては、そのケースケースで周りの設置状況と人数等に合わせて消防署の方との協議もされた中で、必要に応じて消火栓の設置であったり、今言いました吉本病院では防火水槽も設置されているような状況で、その人口等がふえる、密集がふえるということの中に合わせた中で、それに合わせてふやして整備はさせていただいているという現状でございます。

増田委員長 谷原委員。

谷原委員 消火栓、防火水槽の件でありますけれども、1つは先ほどありましたように、広域消防の中の計画で、この位置にふさわしいと、この位置がいいだろうというふうなことを把握されていようとありますので、そうであるならば、地元で1割負担というのは、経済力、それから世帯数で大字によって非常に格差があります。この間の市民体育祭でもそうでありますけれども、もう小さい大字はおおよそテントもなかなか出すのが難しいと、選手出すのは難しいという大字もあるわけですよ。一方で大きい大字もあって、財源もたくさん持っておられるところもあって、100万円ぐらいだったら出そうかというふうなところもありますけれども、小さいところはおよそできないわけでありますから、その計画でここというふうなところで、大字の状況を見て相談していただいて、ぜひこれは100%市が負担して、必要なところは配備していただきたいと思えます。

それから、消火栓につきましてはですけども、私が気になってるのは開発なんです。今、非常に新興住宅地が建っておりますけれども、一定まとまった戸数のところは、これは開発規制だと思いますけども、中にちゃんと公園つくりなさいと、それから貯水槽もつくりなさいというふうなことがあって、そういうところはお子さんが、住宅内の小公園で、今、機能的に人工芝張ってやっておられるところが多いんですけども、そこで子どもさん方がよく遊んでおられるところよね。「ああ、子どもの声がするな」と。ところが、ミニ開発のところはそういうところがないわけであります。ミニ開発のところはそういう公園をつくる必要はありませんから。だから、これは葛城市の10年後、20年後、30年後を見たときに、どうい

うまち並みをつくるか、どういう居住環境をつくるかいうときに、私は基本的にある程度まとまった開発しか許可させないとか、何らかの方針が要るんじゃないかと。そのときに、開発と一緒にあって、要は防災についてもその中で開発の中に費用として入れていただくか何かするとか、何か私はちょっと工夫が要るのかなと思います。人口増加というビジョンを立てられていくんだったら、その点の開発とか防災の方もある程度両輪でやっていただきたいと思いますので、よろしくお願いします。意見ということで述べさせていただきます。

増田委員長 よろしいですか、市長。今の発言に対して、別にご意見ございませんか。もしあったらお聞きしますけど。

阿古市長 全く同じで、懸念しているところがございます。ミニ開発につきましては、法の規制をうまく抜けられるんですね。例えば、分割した開発をされたりですとか、ですからその部分について、どの程度市の方でそういう開発を防げるのかというところを研究するよという指示はもう出してあります。ですから、果たして条例でどの程度縛れるのかという話になるんですけども、そこに踏み込んでいくようにしたいと思っております。委員ご心配いただいております。ただ、それを検討しながら、現実としては進んで行ってるというのが実情でございます。いい結論が見つかるように頑張りたいと思います。

以上です。

増田委員長 ほかに質疑はありませんか。

岡本委員。

岡本委員 それと、112ページ、小学校管理費の中で、まず工事請負費の中で3,505万7,000円執行した、當麻小学校の礼法室で聞くねけど、中身よくわからぬので聞かせてほしいと思います。

それから、問題の備品購入費、吉村議員が質問されました。私は、12月に補正したあることは皆、百も承知やと思うけど、その学校の生徒数を掴むときに、いつの時点で生徒数を掴むんか。例えば、学校に1年生が入ってきたら次2年に上がっていくわけやから、当然2年は何人というのはわかるやろうし、例えば転入もありやあ転出もある。大体、これ3年平均ぐらい行かなあかんやろうと、そういうようなことで予算要求されたと私は思うてます。ところが、これ急に12月に、台風やないけど、増額補正したある。ほんで、ずーっとなってきた今聞いてたら、3月12日に入札したけどあかんようになった。それでずるずる来た、日にちおまへんねんと、3月末まで入れやな4月から生徒入ってきまんねんと、こういう話やわな。その12月に補正したときに、どんな計画してたんやということやんな。

それと、事務的に情報公開もろたけども、それは決裁は確かに市長まで皆行ったある。そやけど、この開札録見たら、そのときに予定価格と言われる金額を誰がどうして決めたんか。予定価格に対して確かに落札率がかなり低い。それで、同じ業者ばかり4者したあるわけやけど、これ順番に取るようになったあんねんというような言い方やったら悪いか知らんけども、金額的な中身見たらそういうふうになつとる。もう切羽詰まって追い込められて、「もうこの方法しかないねん」というようなことになったあんの違うんかな。何で教育委員会だけそうなんねん。ほかもそれはそうか知らんけども、前もこんなあったと思うねん。12月に補正して、「もうなかなかでけへんねん」と。それは台風で忙しかったんかもわから

へん。しかし、台風で忙しいけども、学校の生徒というのは待ってくれへん。4月の時期が来たら必ず入学するわけやから、入学したわ、座るところがないねんというようなことできひん。あわててやっ行って行かはった。その今の現実を見て、平成31年度どうされるんか知らんけども、それと今、内野委員言わはったんかな、洋式トイレ。これ、国の3月補正で来たあるから、恐らく入札は皆終わったあんねんから、何ぼの金額で落札になってどの業者が取ったんか教えてもらいたい。

それと、すみません、委託料の中で測量設計委託料399万円出たあるわけやけど、これどこの測量設計なんか、これ礼法室の設計委託になるわけかいな。それも含めてお答えをいただきたいと思います。

増田委員長 吉井課長。

吉井教育総務課長 教育総務課の吉井でございます。よろしくお願いいたします。

ただいまの岡本委員のご質問で、まずは礼法室の工事についてでございます。こちらのところの内容といたしましては、當麻小学校にございます、もともと當麻小学校当初からございました礼法室というのがございまして、木造の建築でございました。こちらにおきましては、小学校の先生とかの会議室として使用されていたものでございますが、耐火または耐震について心配があるということで改築の方をいたしまして、当初建替え等についても検討いたしました。経費のこと、いろいろ検討した上でリフォーム工法を使いまして、柱、それと柱部分を主に残して後はやりかえるということで、耐震等につきましては、柱の補強、それと窓の数を減らして補強する、また屋根を瓦から軽い素材に変えるという形、それと防火につきましては、外壁についてのこれまでのいわゆるトタン張りのようなものからサイディングボードに変えるというような形で、大小2つの会議室というのは変化ございませんが、内装の方も変えまして、そういう改築を行いました。

それと、一番最後にご質問いただきました測量設計委託料でございます。399万600円、こちらの内訳でございますが、先ほど委員おっしゃっておられました礼法室、ただいま説明いたしました礼法室の改築の設計といたしまして139万8,600円、それと、これも先ほどちょっとお話が出ておりましたが、本年度トイレの改築工事に伴います北小学校、磐城小学校、當麻小学校のトイレの改修に伴います設計としまして259万2,000円の執行となっております。

以上でございます。

増田委員長 森井部長。

森井教育部長 教育部長の森井でございます。

ただいまのご質問の、備品購入費の分の予定価格についてでございます。この備品購入費、教育委員会の中、学校教育課の中でも過去からすごく苦勞しております。この備品の購入の仕方なんですけれども、それぞれ各学校の先生方からどういう備品が欲しいというのが順番に集まってきて、ひとまとめにして入札をしてしまう。その結果、落ちなかったと。これ、分析しますと、実はそれぞれの先生方から来るものはすごく特殊なものが多いものですから、入らない業者の分が混ざってしまう。そういうことがわかったために、分解して入れられる業者に4者見積もりするというのを最終的に取ったというのが、先ほど、課長の方から説明さ

せていただいた内容です。

金額でございます。これにつきましても、各それぞれの学校から上がってくるときに、これ幾らという形で入ってきたものを集計させていただいて予定価格とさせていただいてやっております。したがって、落札率はすごく低くなってる。要は、そういった品物ですので、その値段を教育委員会でまとめて予定価格とさせていただいてるということでございます。

今後、これにつきましては検討していく必要があるのではないかと考えておりますが、先ほどの特殊なやつが混ざることによって入札が不調になるということも含めまして、課題であると考えております。

以上でございます。

増田委員長 吉井課長。

吉井教育総務課長 教育総務課の吉井でございます。

トイレの改修工事についてのことでございますが、4月からトイレ改修工事について入札を行ってまいりましたが、4月、そして6月、7月と3回、内容を変えながらも、一般競争入札、または指名競争入札、契約の本数を1本にしたり、それぞれ1個にしたりという形で変えてまいりましたが、残念ながら現在のところ入札には至っておりません。ただ、今後につきましても、委員おっしゃっておられますように、前倒しで補助金をいただいておりますので、3月末までに完成できるように、また工事の工期の方につきましては3月末を目標に完成するような形でたまたま検討し、事務の方も進めているところでございます。

よろしく願いいたします。

増田委員長 岡本委員。

岡本委員 まず1点目の礼法室は、昔、天皇陛下が建てたところか。忍海小学校の講堂のど真ん中にあつたあれが礼法室と言うたと思うわけやけど、そういう部屋やつたということやねんな。木造やてそれが残ったあると、そういうことでええわけですか。それを、今、会議室に使うてんねんと。目的外やけど、何か失礼な使い方やな。そないところ議論したらあかん。わかりました。

それともう一つ、備品。予定価格のやつで答弁あつたけど、教育委員会として各学校から出てきまんねんという話わかる。お金まで各学校で出てくんのかい。そういう答弁をわしにせんといてほしい。教育委員会の仕事は何やねん。各学校で要望を聞いて、予算要求するときは参考までに幾らやというのはわかる。そやけども、まとめたら教育委員会として金額は何ぼやと積み上げて出すわけやろう。もうその苦肉の答弁が出るというのはようわかつたあるわけや。ほんで、備品も「難しい備品ありましてん」。これもようわかつたある。そんな理由を今こんな言うたらあかんちゅうわけや。わしの言うたんは、何でこれになったんかということや、これをとやかく言うんやなしに、やっぱり教育委員会として、もう悪いけど教育長筆頭に何で教育委員会はこんなことになったんやと、私が言いたいのはそこやんか。こんな大の大人が、こないしてわざわざ、わし嫌味言うとのん違うわけや。学校の生徒はい

つ人数わかりまんの。それは転入も転出もそれはあるやろう。それでもっと早ように発注をせなあかん。12月に生徒ふえた言うてんか知らん、金額ボンとふやしてきて、ほんで「いつしはりましたん」て、「3月になりましたん」。議会終わって、3月まで何カ月あんねや。何もせんとずっと放つといた言うたら失礼か知らんけど、置いといて際になって、「いや、できやしまへんねん」と。これ、いろんなこと聞くから、「情報公開で資料ください」と。見たら、全く4業者一緒やんか。みんな入札入れてるわけやろう。順番に取ってるわけやねん。これ、談合という言葉使うたらあかんのか知らんけども、言われてもしゃあない。これ、100%談合やろう。そうか、今、部長の話であつたら、「この業者はこのメーカー入らへん」、「このメーカーが入る業者に取ってもらいましてん」、それはええ説明やと思う。本当にそうであつたんかということやんな。

わしはいつも、決算使うてしもてんから、何ぼ要ろうと腹立たん。そやけども、この決算を今ここで審議するという事は、何のためにすんねんと。批判ばかり言うてんの違うやろう。これ審議することによって、平成31年度やなしに、令和2年度の予算編成をどうすんねんということの、お互いに参考にしてやっていくのがこの決算審査やと私は思うとるわけや。ただ、わし言うたら批判ばかりやってるとしか皆思うてない。そうやなしに、やっぱりこれやってきた、平成30年度にやってきたこの決算のやり方をそのまま使える分と、これは使うたらあかんという分に分けて令和2年の予算編成するというのが基本やとわし思うとるわけやけど、とにかく謝ってくれとは言わんけど、もうこんだけ無茶苦茶されたら、もうさっきの流用の話とはこれ別の話や。流用は、副市長、流用やって、「いや、行けまんねん」、「いや、どうなんねん」と、こんなんやなしに、もうこれ審議するに非ずやと思う。言う人間もしんどいやろうけど、聞く人間はもっとしんどいと思う。

これ、俺、処分のところに入ってたらあかんさかい、それは処分は後で言うけども、言うたら体育振興課を処分しましたと言うけど、この教育の本体、こないしといて何もなし。これがいかなんもんか。処分が妥当やと、そんなこと言うとなんと違くて、何でもかんでも失敗やつたら処分やと、そんなことせえと俺言うとなんと違くて、やっぱりもうちょっと教育委員会全体として、お手伝いするもんやつたらする、しかしこんなやり方が誰かが気いついたら、やっぱりどの課であろうと、「教育委員会としてこのやり方おかしい。こんなんしたらあかん。もっと早う入札せなあかん」と言うもん誰もおらへんのか。それが情けない言うんねん、職員の中で。今までみんな先輩やってきたけど、そんなんなかったやろう。何でこないなんねん。あんまり言うたら、また皆市長のところへ行くやんか。「市長しっかりせんかい、市長しっかりせんかい」となつたらあかんから。

(「教育委員会」の声あり)

岡本委員 ああ、教育委員会。ああ、そうでんな。えらいすんません。教育長な。そうなるわけや。1人つるし上げたところでしゃあない話や、こんなん。そがいなん違うがな。そやから、もう余計に言うても時間もないんで、もうこれからや、平成31年度ももう絶対という言葉使わんけど、これしめせんと言うのと、この洋式トレイ、今、課長に聞いたらいまだに、俺、契約できたあると思うてたけど、不調に終わったある。今、きょう何日や。議会は二十何日で

しまいや、ということは、令和元年度の1年間のうちの9月末いうたらどんだけ過ぎたあんねん。3月まで何カ月あんねん。こんなんじっと座ってて、「早うせえ、早うせえ」言うたかて、お宅ら動いてくれんかったらできひんわ。今ごろに入札できてない、これどういうことやねん。

増田委員長 もうそのぐらいでよろしいか。

岡本委員 ああ、そう。ほんなら答えてください。

増田委員長 杉澤教育長。

杉澤教育長 教育長の杉澤でございます。

今、岡本委員の言われたことは、もう返す言葉はございません。まず、その前に説明なんですけれども、10月1日ぐらいの基準で来年度の人数は確定します。それで入学通知とか出しますので、来年の人数は確定するわけです。でも、それまでにも、一応来年度の見込み人数等は調べております。そして、10月1日の時点で人数が確定したということで、新庄小学校と新庄中学校のところが、新庄小学校の場合でしたら部屋の方も足りないということで、その辺の改築と、それはもう教育総務課の方でかかわっていただき、新庄中学校の方もそれでかかわっていただきました。

それとあわせて、学校教育課の方も机、椅子等の数が足りないということも把握して、補正の方を急に上げたということになったと思います。その後の段取り、これはもう弁解の余地なしです。大変遅くて、ぎりぎりになってもう最後あせったというのが実情ではないかなというふうに思います。だから、前年度の失敗、その轍を踏まないように、今年度、先ほど、部長の方も説明しましたように、毎月の部長会で予算状況の執行、確認をしながらやっております。今後も、更に来年度の新学期に向けて、今年つけていただいたやつをうまく執行できるように、これも頑張っていきたいというふうに思っております。

最後に、今言っていたいただいたトイレの方なんですけども、これも気になっておまして、いつも課長とか部長の方と話をしに行くんですけども、いろいろこういうふうなことでやっ行っていきますという報告を受けるんですが、決してサボっているわけではありません。必死にさまざまな方法を考えてやってくれてるんですけども、今回も入札が不落になりました。不落になりました、不落になりましたということで、今、本当に困り果ててる。でも、今のまま行ってもまた当然できませんので、更に品を変えて、どうにかして今年度中に完成できるように方法を講じていきたいというふうに思っております。

以上でございます。

増田委員長 岡本委員。

岡本委員 そのことはもうわかりましたわ。その洋式トイレ、今いろいろやってまんねんと言うけども、この前から言うてるように、教育委員会がでけへんねやったら、教育委員会だけやなしに、事業課もあるわけやから、事業課へ行って、こんなこと言い合ってるのと違って、例えばこれは業者誰にせえとそんなこと言うの違うけども、やっぱり取れるような雰囲気は早いことつくらないと、今の話聞いとったら、何ぼしたって入札は、俺でけへんと思う。学童保育もそうやったやんか。笛堂もそうやんか。何でできたんや。やっぱり、みんなそれなりに

聞いて協力もろて、1つの課だけやなしに、それでみんなそないして不落のができたんと違うんか言うのや。それやったら、今、教育長がおっしゃるように、教育委員会だけやなしに、もっと建設もいてりゃあ、管財課なら管財課にある程度主になってやってもらうとか。そやさかいうて教育長がポツと放るんやなしに、もちろん教育委員会も行かなあかんけど、やっぱり知恵かりながら、そやからそういう何もプロジェクトとは言わんけど、そういうふうにしてやっていかないと、教育委員会だけでやってたら、恐らく俺は補助金返さなあかんと思う。今、副委員長がやかましゅう言うてはるやん。みんな待ってんねやったら、1日でも早う使えるようにする、だからもうほんま早急にこんな教育長せんと、10月に入ってしたら工期間に合いまへんで。今のこれ、順送りできまへんねやろう。繰越しでけへん。順送りはそれはでけんのか知らんけど、補助事業はあきまへんねやろう。そやから、そこらもよう踏まえてほんまにせんと、わしやかましういばっかり言うのやないけども、恐らくできんようになって、そやからよその課も協力者に協力していただいて、ほんまにやってもらいたいと思います。

増田委員長 西井委員。

西井委員 今、岡本委員の発言で、皆さん方、担当者から否定すべきことはきちっと否定すべきやと。談合発言もございました。こんな、「談合の話違うか」いうて言われて黙ってんのやったら、こんな承認でけへんやん。承認でけへんだけ違うやん。問題発言やん。いや、事実やったら問題発言違うで。こんな公の会議の場でそんな話聞いて、「それはありません」という答弁も教育長からなかった。「それ談合違うんか」と言われて、黙って「そうですか」て。なかったんやたらなかったと、これについてははっきり言うてもらわんかったら、わざわざそんな聞いてただけやと、その発言自身で、もし警察が聞いてたら、「談合やないか」いうて、否定してないんやたら公の談合やん。これ、ごつつう問題な発言やで。その辺ははっきりと答えてもらわんかったら、その辺は答えられへんたら休憩先に入れてもろてその辺を答弁してもらいたい。

それともう1点だけ、もう休憩後にちょっとだけ1点だけ質問したいんやけど。もう続けてやってよろしいですか。

増田委員長 はい。

西井委員 それは関連として、當麻のスポーツセンターの横っちょのプール、何かブロックみたいなあれをこぼってフェンスしてるけど、ただ市民から、利用者から聞くのは、「外から丸見えやないか」と、なぜあのブロック以上のやつを潰されたかいうことを教えてもらいたい。

増田委員長 森井部長。

森井教育部長 教育部長の森井でございます。

先ほどの岡本委員からのご発言の中で、談合ということにつきまして、私、その前にご説明の中で言わせていただいたんですが、入札ができなくて不調になった後、4者の見積もりを取ってございます。したがって、4者の見積もりをそれぞれの種類に分けてやってございますので、決して談合ということとはできない状態で見積もりを取らせていただいているということだけ念をつかせていただきたいと思います。

あと、プールのフェンスについてでございます。當麻スポーツセンターのプールにつきましては、もともとブロック塀のあった場所に対しては、今現在、目隠し式のフェンスができております。そして、今ご質問いただいているのは、東側とそれと西側、これは旧来からの、目隠しは一応あるんですが隙間があるという状況であります。今回、災害対策、震災対策と言うことで、まずはブロック塀の部分だけをさせていただいております。また、今ご指摘のある部分というのは、今回地震による影響のない場所でございますので、対応を今してない状況であります。また今後、いつごろそういうような形にしていくかは計画していきたいと考えております。今のところは、旧来どおり使えるということで置いてあるとお考えください。

増田委員長 西井委員。

西井委員 岡本委員の発言について、すぐさま答弁をすべき重要な問題。黙ってたということは認めたんやさかい。今後その辺についてはきちっと理事者側皆さん気をつけて。

それともう1点は、ブロックが、高槻の被害でブロックとして、あれ実際ブロックは耐震用で普通のブロック形でなかったと、強化するような形でブロック工事してて、そやから十分持ったと思う。実際言うて、あのプールは当時當麻町でそのブロック自身がかかなり高くついたと聞いている。そやから、実際はその辺で地震で大丈夫かどうか調査してこぼったんかどうか。通常、ブロックやったら、何段でメートル何ぼというのが基本やろう。そやけど、あれは枠つけて工事したあったと思うんや。その辺調べてこぼってはったんかどうか。

増田委員長 杉澤教育長。

杉澤教育長 失礼します。ただいま西井委員の話ですけれども、あの地震が起こった後、すぐに緊急点検をいたしまして、それから忍海小学校のブロックとそれから當麻のスポーツセンターのところのプールのブロックの方が、現在の基準で合わないということを確認した上で、ちゃんと撤去、それから再建という形を取っておりますので、当然、各担当の方で精査しておりますので、その辺は間違いないというふうに私は思っております。

以上でございます。

増田委員長 西井委員。

西井委員 かなり高うついたという話を聞いてんねけど、危険性があるんやったら撤去してもらったということは、それは理解させてもらいました。ただ、外からもうちよつと見えにくいようにと、いろんな工夫で利用者から苦情を聞かないようによろしく願います。

以上でございます。

増田委員長 再度確認しますけども、先ほどの最初の質問の、否定をしておられるということですか。談合という言葉に対しては、一切ございませんということですね。わかりました。

ここで暫時休憩いたします。

休 憩 午後3時47分

再 開 午後4時00分

(正副委員長交代)

内野副委員長 それでは、委員長にかわりまして、暫時委員長の職務を行います。

質疑を行います。

増田委員長。

増田委員長 1点だけお尋ねをさせていただきます。

先ほどの関連ということでお尋ねするわけですが、通学路に関してお尋ねをいたします。

通学路に関しては、ブロック塀から始まりまして点検をやっていただいているということで、私も一般質問でもお尋ねをした経緯もございますけれども、総点検をPTAと交えてやるんだと意見を聞いて、ところが私も夏場に1回、7月でしたか休み前に、雑草で困ってるんだと、PTAと点検される場合は、雑草というのは1カ月に60センチメートルとか70センチメートルとか伸びますんで、生きもんですんで、協議をしている間に、もう刈ったらなくなるし、1カ月たったら伸びてるし、そういう繰り返しなんで、根本的な雑草対策というものをどのように管理されてんのかなということなんですよ。

午前中の土木のところでも、私、お尋ねしようかなと思ってたんですけども、岡本委員から、「コミュニティセンターの雑草の草刈りを、県の土木の河川課に頼ることなく、施設の運営上問題があるのであれば体育施設担当もそういう汗を流すべきと違うか」と、そういうふうなご意見でした。私、教育現場に対しましても、その辺のところを同じ考えで取り組むべきと違うかなと。これ、私、具体的に言いますと、県道御所香芝線の屋敷山公園の信号から南の方向、これ通学路になっております。両脇通学路になってるんです。夏場、もう通れないんですよ。人間1人通れない。そのときは、お聞きしますとタイミングよく草を刈っていただいた。先日、またPTAと言いますか、親御さんの方から、「また伸びとるぞ」と、そういう「聞いていただけますか」というようなご連絡をいただいた。ところが、今度はなかなかそんなタイミングよく草刈りのスタッフがおらないんで、通れない状況が今、続いているということなんです。

その都度そういう連絡をしてお願いをせなあかんのか、常に雑草が伸びるという前提で管理をしていかなあかんもんか、その辺の基本的な通学路の安全確認と言いますか、安全管理と言いますか、そういうものをルール化するべきじゃないかなというふうに思うんです。

先ほど岡本委員がおっしゃられた歴史博物館でしたか、「草刈ってくれと頼みに行ったら、すぐに刈ってくれよった」と喜んでましたんですけど、私の場合、なかなか「刈ってくれ」と言うたかってすぐ刈ってくれないと。何の違いか知らないんですけど、そんなこともあって、規則的にそういうことをするべきじゃないかなと思いますんで、ご見解をお尋ねいたします。

内野副委員長 森井部長。

森井教育部長 教育部長の森井でございます。ありがとうございます。

以前にも一般質問でも出てました通学路の交通安全プログラムに基づきまして、通学路の合同安全会議を教育委員会では実施しております。それと、今年からは新たな構成員をふやまして、高田署、あとPTA協議会の副会長、あと各校の校長、それと従来から入ってます、先ほどまで出てました建設課の職員、そういったものも全て含んで一堂に会し

まして対策という形で打合せをさせてもらってます。それがありませんでしたので、今回、お話いただいています。歴史博物館の場合なんかは2カ所ございました。北側と博物館の土地の部分、県道につきましても、そういった話は連絡をすぐ入れていただいて、その合同会議のメンバーで情報共有させていただいて対応してほしいという内容を、私どもの教育委員会の方から連絡して行っています。ただ、市道の分につきましても、先ほどおっしゃいましたように、すぐ建設課と私どもの職員とで動かさせていただくことができました。それと、北側の雑草が生えたところについては、不動産屋に連絡を関係部局から入れていただいて、数日後に対応いただけたと。あと、今の県道の件につきましても、すぐ私どもの方から建設課を経由して関係部局の方へ連絡は入れていただいているという状況で対応をしているところでございます。ただ、先ほど言われましたように、去年はたまたまちょうどいいタイミング、今年はまだすぐやれていただけてないということなので、今度またそういう会議の中でもそういうお話を議題に上げさせていただきたいなど。特に、交通安全のこの合同会議のときには全然生えてなかったんですね。この夏休みが終わってすぐぐらいにはすごく生えてたという、そのときの対応のことについて、予測できるものでもございますので、そこら辺も含めて今後検討させていただきたいなと思っております。

以上でございます。

増田委員長 道路管理者が管理すべきやという責任じゃなしに、通学路として使う者が適正な利用ができるように日常管理をするという考え方になっていかなあかんのかなと。県道やから県に任すということで通学路の管理ができるんですか。雑草管理というのは、田んぼもそうですけども、1カ月に1回ぐらいの、夏場の場合ですと4回ぐらいの草刈りが必要なんですよ。そうじゃないと、池の草やないけど背丈ぐらい伸びるとというのが雑草の生育なんで、これを県に「お前とこ道路管理者やから、月に1回うちの歩道をきれいに草生えんように管理してくれ」と言うのは、私は無理やと思う。となれば、通学路として認めた教育委員会が適正な管理の手法を何とかみずから考える必要があるのかなと思います。できなかったら、それは、「いや、それは県道やから県の道路管理者に越権行為や」と言われるんでしたら、またそれはそれで適正な管理をしてもらうように促す必要もございますけど、私は適正な管理をするとなれば、なかなか県のお願いだけでは到底適正な管理はできないというふうに思うんですけれども、その辺のところはいかがですか。

内野副委員長 森井部長。

森井教育部長 ただいまの、確かに通学路でございます。管理しておられるのが県道ということでございますので、今、私どもの方ができることとしましては先ほど申し上げた内容になります。ただ、私どもがその通学路を管理するというにつきましても、今のところ考えておりません。

以上でございます。

増田委員長 もう一つ言いましょうか。その近くに漆の木があるんですよ。ご存じやと思います。それによって、これ通学路なんです。まかり間違うと漆に負けちゃうとか、そこを通学路にすること自体がいかげなもんかなというふうにも思うんですけれども、指定した以上、それは

通らざるを得んという児童の環境ですんで、今、明確なその答弁がないんですけども、私、よくこのことについては後刻検討していただいて、適切な手法を、もうどっちかの話ですわ。市が抱くんか県が抱くんかの話。県が抱いてくれはって適正に管理してくれたら、それに越した事はないというところやと思うんで、県と詰めていただけたらなと思います。

以上です。

内野副委員長 それでは、ここで委員長と交代をいたします。

(正副委員長交代)

増田委員長 何かご質疑ございませんでしょうか。

杉本委員。

杉本委員 よろしくお願ひいたします。

決算書の116ページ、教育費、1目学校管理費、15節工事請負費780万円何がしと、報告書の47ページ、これは中学校施設整備事業やと思うんですけども、ちょっと目にとまったのでお聞きしたいんですけども、煙突アスベスト対策工事とありますけども、これはどういった対策工事、そしてこの煙突、煙突と言ってもいろいろ種類があると思いますし、アスベストもいろいろ種類があると思います。詳しく教えていただきたいです。よろしくお願ひします。

増田委員長 吉井課長。

吉井教育総務課長 教育総務課の吉井でございます。よろしくお願ひいたします。ただいまのご質問にお答えさせていただきたいと思ひます。

こちらの煙突に対します対策工事ですけども、白鳳中学校の元々暖房用に使ってございましたボイラー室にございます煙突でございます。こちらの方は、ご存じのように空調設備を設置いたしましたので、もうただいまは使っておりません。ただ、煙突の内部に使ってございました断熱材につきましてアスベストを含んでいる可能性があるということで、平成29年度にアスベストを含んでいるかどうかという含有検査及びそのアスベストがもし含まれていたら浮遊していないかどうかという浮遊検査を行いました。その結果、アスベストの方が含有しているという結果が出ました。ただし、浮遊はしていないという結果も得ております。その結果をもちまして、平成30年度、こちら中学校費の工事請負費の中で534万6,000円をかけまして煙突内及び後からその結果でわかったんですけども、ボイラー室の配管のエルボ一部分という接合部分、そちらの方にもあるということがわかってございましたので、その辺を切除して排除する。煙突の中は高圧の水で排除するという形で完全な除去対策を行わせていただきました。という内容でございます。

以上です。

増田委員長 杉本委員。

杉本委員 ありがとうございます。煙突はどれぐらいの大きさなんですかね。

それともう一つは、アスベストと聞いたらもう全部が危ないみたいなイメージなんですけども、そんなことないらしくて、この前テレビで見たんですけども、危険なアスベストと、大丈夫じゃないですけど、そんなことないよというアスベスト、そういうランクがあると思うんですけど、どういったアスベストが見つかって、この煙突のアスベストは結構費用がか

かと思うんで、これぐらいかかっちゃうのかなと思うんですけども、もう1個質問は、ほかの学校にはそれはもう存在しないのか。例えば、去年見つかったということはずっと置いといた、たまたま浮遊してなかっただけで置いといたのは置いてたと思うんですけど、ほかの学校にはないのか、大丈夫なのかというのをお聞きしたいです。

増田委員長 吉井課長。

吉井教育総務課長 教育総務課の吉井でございます。

ただいまのご質問にお答えさせていただきます。アスベストの種類ですけども、ランクが大体3つあるんですけども、そのうちの一番低いランクのアスベストでございました。それと、この暖房に使っておりましたボイラー室と言いますのが、旧當麻の方でしたので、磐城小学校、當麻小学校にもございます。順次、その辺は同じ形で除去、対策工事の方に入らせていただきたいと思いますと思っています。

増田委員長 杉本委員。

杉本委員 低いランクと言えどもアスベストなんで、今の答弁でしたら、當麻と磐城にも可能性があるということですよ。それは、子どもたちのためにも、それこそいち早くやらなあかんと思うんですけども、そういったご予定も聞けないんですよ。

増田委員長 今、進めていくと言うてはる。

杉本委員 もうほんなら、それでできるだけ早くよろしく願いいたします。

増田委員長 谷原委員。

谷原委員 関連ですけれども、学校施設については全てアスベスト調査は終わっていますよね、これはね。文部科学省がやったわけですから。ただ、この間、先日のこの決算で、相撲館をやりかえるときに工事ストップしたのがアスベストが出てきたからだというふうなこと、あれ相撲館でしたかね、どっかの工事をやるときに、トイレかどっか出てきましたね。決算の議論の中で、観光関係で。それで、学校関係はもうこれは国の施策としてちゃんとやってるはずだから、これはほんまにちょっと残ってる分もあったとしても、要は人が出入りするところ、特に市庁舎とかあるいはほかの文化会館とか、そういうところ辺のアスベスト調査はなされているのかどうかということについて1つお伺いいたします。

それから、もう立ったついでに行きます。124ページの文化会館費の中の12節の役務費の中に、一番下の段に前売り入場券販売手数料というのがあるんですけども、これちょっとよくわからないので教えてください。前売り入場券を販売したら手数料を市の方が払うというのは、どうもちょっとピンと来ませんので、すいません、よろしくお願いいたします。

それから、130ページですけども、2目体育施設費の中の13委託料、委託料の中に予算では財務調査委託料というものが入っておりました。30万円ほど予算措置されてるんです。財務調査ということですから、結構重要な調査なのかなと思うんですけども、この委託料30万円が執行されてる様子はありませんので、それについて執行状態についてお伺いいたします。

増田委員長 吉井課長。

吉井教育総務課長 まず、ただいまご質問いただきましたアスベストの関係で、学校施設につきまし

てお答えさせていただきたいと思います。

先ほど委員おっしゃられましたとおり、アスベスト調査につきましては、学校施設につきましては、以前より国からの調査もございまして、先ほどの煙突以外のところ、建物に関する部分につきましては、現在のところもうアスベストはないという形で確認しております。

以上でございます。

増田委員長 建物と煙突は別なんですか。

吉井教育総務課長 すいません。煙突も確かに一部ではございますが、先ほどの煙突のボイラー室につきましては、浮遊をしてないというふうに先ほども申し上げましたが、ボイラー室自体も密閉しておりますので、あと残っております2小学校につきましては、浮遊等飛散する心配はないという形で確認しております。

以上でございます。

増田委員長 竹内館長。

竹内新庄文化会館兼當麻文化会館長 文化会館、竹内でございます。よろしくお願いたします。

アスベストに関してですが、新庄、當麻ともに調査いたしまして、含まれていないということを確認しております。

それから、前売り販売手数料の件でございます。自主事業などの有料のチケットの販売を新庄文化会館以外でチケットピア、それからローソン、奈良コープなどに委託しております。チケット売上げの8%から10%の手数料をそちらの方に支払うものでございます。今まで相殺で売上げと手数料と相殺していただいて歳入に入れてもらってございましたけれども、平成30年度は会計課からの指摘がございまして相殺はだめだということで、チケットの売上げの分とそれから手数料の分はそれぞれに計上することになり、平成30年度51万5,749円を支出させていただいたものでございます。

よろしくお願いたします。

増田委員長 植田課長。

植田体育振興課長 体育振興課の植田でございます。

体力づくりセンターの指定管理者財務調査委託30万円でございますけれども、この業務内容につきましては、指定管理者の財務管理状況を専門的な観点から確認いただく業務でございますけれども、平成30年度については未執行ということになっております。ただし、令和元年度には6月10日には契約をしております、今年度実施する予定をしております。

以上でございます。

増田委員長 松山副市長。

松山副市長 副市長の松山でございます。

先ほどのアスベストの関係のお問い合わせでございますが、今、学校関係は教育総務課長がご答弁申し上げましたけれども、委員のお問いがもし市有施設全体ということであれば、今この場に理事者側で出席をしております部局も多数ございますが、それはそういうことでございましょうか。それであれば、少しお時間もかかるかと存じますが。すいません、確認でございます。

増田委員長 谷原委員。

谷原委員 アスベストにつきましては、学校関係はもう安心と言うたらおかしいんですが、出てきましたけれども、基本的には終わってるんで安心なんですけれど、この決算の審議の中でほかの市の施設の中でアスベストが出てきたということがありましたので、そういうまず1つは調査をされてるのかどうか、人の出入り。そんな調査義務がないということであれば、それは致し方ないというものなんですけれども、安全のためにそういう調査をされているかどうかということをまずお聞きしたいと思います。それで調査した結果がどうだということがあれば、またそれをどうだったかということを、また機会があればということで結構ですので、お願いしたいと思います。

それから、体力づくりセンターの財務調査、これは指定管理をしてかなりの金額で売り上げをなさって、そして市の方にもお金を入らせていただいている、非常に経営的にもうまく行っている体力づくりセンターだろうと思いますけれども、これは言うてみれば、この財務調査委託料というのは外部監査みたいなものだと考えていいのでしょうか。そのことについて再度質問したいと思います。

それからあと、チケットの方は、これ、外に出したために結構利用されてるんだなど、ローソンとかチケットピアとかそういうところから市のいろいろチケットを買う方がいるんだなど、意外と出てきたのでわかりました。ありがとうございます。

増田委員長 松山副市長。

松山副市長 副市長の松山でございます。

アスベストのお問いでございますが、今ほど管財課長に確認したのでございますが、少しお時間をいただいて各課に確認しないと今すぐお答えができない状況でございます。少しお時間をいただきたいと思います。

増田委員長 植田課長。

植田体育振興課長 体育振興課の植田でございます。

この専門員でございますけれども、ちょっと今、資料がございませんけれども、会計士か何かそういうふうな資格を持った方にやっていただく業務でございます。

以上でございます。

増田委員長 吉田館長。

吉田中央公民館長 中央公民館の吉田です。

ただいまのアスベストのお尋ねでございます。市内設備ということで、中央公民館の方は平成30年度で公民館費の委託料で石綿含有分析委託料ということで調査をしております、含有されていないという結果が出ております。

以上でございます。

増田委員長 谷原委員。

谷原委員 これについては、まとめてまたご報告いただけるということなので、ありがとうございます。少なくとも、庁舎、當麻庁舎とかこの新庄庁舎が調査が終わってるかどうか等、主要施設についてどうかという状況をぜひお願いします。

それから、外部監査ということですので、これが去年はなかったということなので、今年度あわせてになろうかと思えますけれども、こういう形で外部監査をしっかりとやっていただいて、私も指定管理の報告の中でこの体力づくりセンターの報告書は結構立派なものだったなと思っております。ほかの指定管理者の中の報告ではちょっとどうかと思うような財務報告書だったですけれども、そういう意味では、外部監査がしっかり入るのは大事だと思いますので、どうもありがとうございます。

以上です。

増田委員長 ほかに質疑はありませんか。

吉村始委員。

吉村始委員 すいません。時間も押しておりますが、3点お伺いをします。

113ページなんですけれども、学校管理費の中の13節委託料、プール清掃委託料というのがありますけれども、これの具体的な内容について、各学校ごとにどれぐらいかかっているか費用が出せるのであれば、その数字も出してお願いをしたいと思えます。

それから、その下、ストレスチェック委託料と健康診断委託料というのがありまして、これ小学校、中学校ともに項目が上がっているんですが、これが当初予算より少なくなっております。この理由につきまして、例えば受診対象者がどなたなのか、また受診者が減っているのが理由なのか、それをお伺いします。

3つ目に、116ページです。学校管理費の14節の教育用機器賃借料というものの、389万1,756円、これの内容についてお伺いをいたします。

増田委員長 内蔵課長。

内蔵学校教育課長 学校教育課の内蔵です。よろしくお伺いいたします。

ただいまの吉村委員のご質問です。まず、プール清掃委託料ですけれども、こちらの方につきましては、毎年小学校のプール開きの方が6月の中旬でございますので、その日までに業者に清掃していただいております。市内の小学校5校におきまして、それぞれ大小2種類のプールにつきまして、プール使用前、年1回ですけれども、清掃していただいております。ただ、平成30年度につきましては、忍海小学校の小プールの方が修理をしていて清掃の必要がなかったということで、平成30年度につきましては、大プールが5つ、小プールが4つの清掃となっております。具体的に申しますと、洗浄機による低圧洗浄、あるいは高圧洗浄、それから塩素消毒、それからプール槽内の漏水点検、吐出ノズルの調整などとなっております。金額的には1校4万6,000円掛ける5校掛ける10.08消費税で24万8,400円の決算額となっております。

それから次の、健康診断委託料です。こちらにつきましては、当初予算と決算額の差でよろしかったでしょうかね。

(「受診者の数が減っている理由を」の声あり)

内蔵学校教育課長 こちらにつきましては、教職員を対象にした定期健康診断というのと、同じく教職員を対象といたしました結核の健康診断というのがあります。それから、小学校の全児童を対象とした尿検査、それから小学校1年生を対象とした心電図検査というのが、この委託

料の中に入っております。当初予算の方につきましては、子どもの方につきましては、ほぼほぼ100%受診ということなんですけれども、教職員の方につきましては、やはり人間ドックを受けられるんで、この健康診断の方は受けられないという方がおられます。当初予算の方は全教職員が受けるという形で予算を組んでおりますので、受けておられない方の分が不用となっております。これはもう小学校と中学校は理由は同じでございます。

それから、3つ目、あと教育用機器の賃借料です。こちらにつきましては、小学校の方が決算額942万9,828円、それから中学校の教育用機器賃借料の方が389万1,756円となっております。こちらの方につきましては、平成28年度に市内5つの小学校と2つの中学校におきまして教職員用とそれから各校のパソコンルームに設置しております全てのパソコン機器、プリンターも含めてあるんですけれども、更新を行った分でございます。教職員用のパソコンが250台、それから各小中学校のパソコンルームが1校45台掛ける小中で7校分で315台、計565台、平成28年度に更新しております。契約期間の方が、平成28年10月1日から令和5年9月30日までの7年間のリース契約となっておりますので、決算額につきましては、平成29年度決算額と今回の決算額は同額となっております。

以上でございます。

増田委員長 吉井課長。

吉井教育総務課長 それでは、ストレスチェックにつきまして、ご回答させていただきたいと思えます。

こちらの方につきましては、対象者は教職員の方を対象にしております、分析の内容としましては、ストレス要因やストレス反応、修飾要因というようなものを調査するものでありまして、このときには261名の方を対象としておりましたが、そのうち回答された方が約7割の192名という回答率でありました。こちらの方につきましては調査費用につきましては、単価の方としましてはそれほど不用額は当初予算にはあまり影響しないものでございますが、この中で費用が残ったものの大きな影響としましては、この調査された中で高ストレスとなった方、その方に対しての面接指導をするという項目がございます。こちらの方につきまして、単価の方が1件当たり6,000円で25名という予算を組んでおりましたが、結果のところ、高ストレスの方はいらっしゃったんですけれども、そのうち面接指導を受けに希望されたのが3名ということで、その分が予算が残った要因になったということでございます。

以上でございます。

増田委員長 吉村委員。

吉村始委員 すいません。よくわかりました。まず、プール清掃委託料について伺った意図は、これは結局、大きい小学校、新庄小学校、磐城小学校、それから児童数の少ない北小、忍海、それから當麻、これもプールの大きさは同じやということです。それから、それに係る清掃の費用も同じやということで、これもどっかで私伺ったんですが、結局、児童数が多い学校につきましては、夏休みのプールの稼働日数がかなり昔に比べて減っているということも聞いてて、これ正しいかどうかご答弁いただけたらと思うんですが、夏休みに来られるプールの数の日が減ってるということで、稼働日数も減ってるという中で、言うたら児童数の多い新

庄小学校、また磐城小学校は、再三と言うたらおかしいですけど、そこそこ行けてるんだけど、児童数の少ないところは、例えば忍海であればウエルネスの方にプールがあるので、そこで例えば専門のコーチの方に指導してもらう方が、結果的に費用的に安くついたり、あるいは学校の先生方の負担も軽くなるのじゃないかというようなそういう話も聞いたので、ちょっとそれで質問させてもらったんですが、それをまず1つお考えを伺いたいと思います。

それからあと、ストレスチェックにつきましては、今、聞いたことによれば、高ストレスの方については受けていただくようお願いをしたり、やはりその中でもっともっとストレスがたまっていくというふうなことがないようにと思いました。健康診断につきましては、これは人間ドックを受けておられるということで十分行けてるというふうなことで、これは理解をいたしました。

それからあと、パソコンについての賃借料については、奥本議員も一般質問で「7年は長いんじゃないか」というふうなことをおっしゃったと思うんですが、これにつきましては、やはりこのご時世7年というのは長いというふうに思いますので、短くするように検討していただきたい。お考えを伺いたいということと、あとこれに引っかけたんですが、プログラミング教育というのも始まるというふうなことで、この奥本議員が一般質問の中で聞かれた中で、今、20台程度、研究用として機械を取り入れられて購入されたというふうに聞いていますが、その実際の運営と言うんですか、それは準備の方は進んでいますでしょうかということをお伺いします。

増田委員長 杉澤教育長。

杉澤教育長 教育長の杉澤でございます。

プール指導の件についてでございます。プール指導の実働時間とか実働回数が減っているというような内容のご指摘でございますが、確かに私が若かりしころと比べてみると、大変減っていると思います。減っている内容は、休み中のプール指導の方がだんだんと減少傾向にあるということです。これは、教師がサボっているというよりは、昔だったら、自分が例えば5年生の担任してたら、「皆来い」と、それで済んだんです。今、「来い」と言って学校へ当校させられない。来るときに、例えば交通事故に遭ったらどうすんねん、帰りに来たらどうすんねんということで、単学級では当然無理ですね。だから、学年で集めるとなってくると、今度は低学年が無理になりますね。そういうことで、さまざまな試行錯誤を繰り返して、できるだけ多くの者が来てするというようなことで、だんだんと来る回数が減ってきていると。全県的に見ると、休み中のプール指導がないというところもめずらしくありません。ですんで、葛城市の方も、今後そのプールの稼働とかプール指導について考えていっている途中というようなお答えにさせていただきます。だから、後半に言われたプールのことに関しましては、今、決算のところと言うことと違うと思いますので控えさせていただきます。

それから、ストレスチェックのことでございますが、ストレスチェック、職員がパソコンでやっていくわけなんですけれども、困ったことなんですけれども、全員してくれと、大分繰り返し繰り返し管理職の方を通じて言うんですけれども、全員の受診には至っていない。先ほど課長の方から話がありましたけれども、261分の192ということですから、相当取ってません

ね。今年も同じような状況、ちょっと上がったかなという感じなんです。

これをして、今、県の方でもそのストレスチェックをして高ストレスの者の対応をしるというようなことになってるんですが、あと検査をするとすぐ結果は出ます。高ストレスだと判定されたら、あとカウンセラーとかのやつも受けることが可能ですよということも、そこも選択なんですね。だから、テストをして自分が高ストレスかどうかという確認はできる。その後のことに関しても、こちらの方は「医者に行きなさいよ。医者を用意しますよ」と言っていて、向こうが「要らん」と言うたら、それで終わるとというのが今のストレスチェックの対応になっております。でも、市の教育委員会としても、ちゃんとその職員の方で、ぜひ指導をお願いしたいというような申し出があれば対応できるような体制はちゃんと整えておりますので、ご報告にかえさせていただきます。

以上です。

増田委員長 内蔵課長。

内蔵学校教育課長 学校教育課、内蔵です。よろしくお願いたします。

私の方から、教育用機器賃借料の件についてお答えさせていただきます。

市全体といたしまして、このICT機器の標準的な使用期間の方は、サーバー類が5年、それからパソコン、プリンター類は7年という基準を定めておりますので、平成28年度のその当時におきましては、この基準に乗っ取った形で7年リースとさせていただいたものでございます。ハード、あるいはソフトともに日々新しく時代とともに更新されていっておりますので、生徒の皆さんにはなるべく新しいもので学習に取り組んでもらいたいということもございますので、次回の更新時にはより費用対効果のすぐれた形で更新できるよう検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

増田委員長 森井部長。

森井教育部長 先ほどご質問いただきましたプログラミング教室、教育用の20台のタブレットのことでございます。先日の一般質問でも奥本議員からご質問いただいてまして、このタブレットは今年の令和元年度の予算で購入しておる内容でございますので、20台購入させていただいて、この9月から順番に先生方に貸し出しをして使っていただいている状況でございます。

以上でございます。

増田委員長 吉村委員。

吉村始委員 いろいろとよくわかりました。さっき、私、聞き方がまずかったんですが、パソコンの年限については基準で規約みたいなんがあるということですので、また恐らくそれは年限については再考していただくというふうなことだろうというふうに思います。

プールについては余計なことを言ってしまいました。また今後いろいろとご検討いただけたらと思います。

以上です。

増田委員長 ほかに質疑はありませんか。

内野副委員長。

内野副委員長 時間も押してますんで、早くやりたいと思います。2点、よろしく願いいたします。

1点は、ページ数114ページ、8款2目教育振興費の中の20節扶助費、要保護、準要保護の対象人数はこちらの方の成果報告書に載ってるんですけども、特に就学前の準要保護の方がこの平成30年度から補助を受けれるということで進んだ事業なんですけども、人数が41名ということになっております。できれば、お一人の金額を教えてくださいたいのと、重ねて中学校の方も金額を教えてくださいたいと思います。

それが1点と、もう一つは126ページです。8款教育費の7目図書館費でございます。図書館費の中の127ページ、図書購入費なんですけども、こちらの資料の方にこの図書購入のページ数が54ページなんですけども、ここに新庄図書館の蔵書の冊数の中にデジター図書を含む冊数がここに書いてあると思うんですけども、このデジター図書、今、新庄図書館の方でも前の方に置いていただいているんですけども、このデジター図書の貸し出しの人数がわかれば教えてくださいたい。できれば、ここ何年間かの貸し出しをお願いいたします。

増田委員長 内蔵課長。

内蔵学校教育課長 学校教育課、内蔵です。よろしく願いいたします。

ただいまの内野委員のご質問にお答えさせていただきます。

新入学学用品費の入学前支給ということで、小学校の方が41人の認定ということで、金額につきましては、平成30年度の単価に基づいて計算しております。単価が1人当たり4万600円でございますので、4万600円掛ける41人分、166万4,600円でございます。

あわせて、中学校の方でございます。中学校の方につきましても、同じく平成30年度の単価で計算ということで、認定の方が46人、中学校の方の単価が1人当たり4万7,400円ですので、46人掛ける4万7,400円で218万400円。この分が、新入学の入学前の学用品費の分となっております。

以上でございます。

増田委員長 吉村館長。

吉村図書館長 図書館の吉村でございます。どうぞよろしく願いいたします。

ただいまの内野委員からのご質問にお答えさせていただきます。

デジター図書におきましては新庄館のみでの運用となっております、人数の方については今わかりかねるんですが、平成30年度についての冊数についてですが、一般書につきましては1冊、児童書につきましては11冊、合計12冊の貸し出しを行っております。また、過去にさかのぼりまして、今わかっている範囲のところでございますが、平成27年度でございますが、一般書につきましては1冊、児童書につきましては2冊、合計3冊でございます。そして平成28年度につきましては、児童書のみで3冊でございます。そして、平成29年度につきましては、一般書3冊、児童書1冊、合計4冊でございます。

以上でございます。

増田委員長 内野副委員長。

内野副委員長 ありがとうございます。まずデジターなんですけども、やっぱりなかなか周知の方が

まだできてないかなという部分と、できれば年々ふえていってるなという感じの中で、非常に障がいをお持ちの方は、合えばすごく効果的だと思います。できれば、當麻にも設置、ただ部屋が要りますから、當麻の方にあるかどうかわからないんですけども、それとデイジー図書の方も年々ふやしていただけたらなと思うんですけど、なかなかふえてないのかなとも思うので、よろしく願いいたします。

それと、準要保護の方、人数と単価を聞かせていただきました。これは、いつ支給されるのかというところをさっき聞き洩らしたんで、そのところをひとつお願いいたします。

増田委員長 内蔵課長。

内蔵学校教育課長 学校教育課、内蔵です。

支給時期につきましては、3月に支給しております。平成30年度の3月に支給しております。

内野副委員長 3月の何日ですか。日にち。

内蔵学校教育課長 日づけの方は今持っておりません。すいません。また後ほどお知らせいたします。

増田委員長 内野副委員長。

内野副委員長 というのが、やはり入学準備に1年生になる方はランドセルと制服、中学校もそうです。制服を買わないといけないんで、支給時期を早くできるんならば2月中にしていればありがたいと思いますので、今後またご検討をよろしく願いいたします。

以上でございます。

増田委員長 ほかに質疑はありませんか。

それでは、先ほどお尋ねをしましたアスベストの調査について。

吉田課長。

吉田管財課長 管財課の吉田でございます。どうぞよろしく願いいたします。

先ほどのアスベストの施設の使用状況でございますが、アスベストの使用状況及び除去状況に関する調査というものがございまして、その中で25施設が調査済みとなっております。いずれもアスベストはなしということで、その施設の内訳でございますが、新庄、當麻両庁舎、それから新庄健康福祉センター、當麻保健センター、忍海集会所、それから消防の6分団、それから水道の竹内浄水場、兵家浄水場、それから保育所の磐城第一保育所、當麻第一保育所、それから児童館になりますが、磐城、當麻両児童館、それから山麓公園の管理事務所、それから火葬場、相撲館、ゆうあいステーション、いきいきセンター、それから當麻温泉にあります農業者健康管理休養センター、それからシルバー人材センターとなっております。25施設、アスベストがないという調査報告です。

以上です。

増田委員長 25言うてくれはったんやけど、してないところ聞いた方がよかったかな。ありがとうございます。

それでは質疑に入ります。

谷原委員。

谷原委員 アスベストの件ではありがとうございました。また引き続きお願いします、ということし

かないですけど、内野委員の関連で、要保護・準要保護家庭の児童生徒への就学援助費なんですけれども、新入学の児童生徒のためにも前倒しで平成30年度からやっていただいたということなんですが、所得、これは住民税非課税世帯とか、所得で基準が、この準要保護児童の家庭世帯についてはそういう基準でやってると思うんですけど、これは年度はいつの年度ので掌握されてるのかということをお聞きしたいんです。確定申告した後になりますから、当然、前々年度みたいになってしまうわけですよ、その所得の捕捉が。そうすると、あけて入学しました。ところが、6月ぐらいになると確定申告がわかります。そうすると、「うちは、これ、もらえてたな」とか、要は「準要保護家庭に当たるな」ということで申請した場合、入学支度金、準備金はもう3月に実は支給してるんですが、それについてはその家庭については支給されるのかどうか。

非常に細かいことなんですけど、それについてお伺いしたいのが1つと、それから準要保護家庭児童生徒の家庭に対する援助、これは入学金以外のことになるんですけども、この周知の仕方なんです。この周知の仕方はどういうふうにされているのかということなんです。実は、これは前にも私、紹介しましたけれども、文部科学省が子どもの貧困対策ということで、わざわざ文部科学省のホームページにポータルサイトを設けて、全国の市町村、全て一覧表になってます。どれだけ支給してるか、それから入学前支給をやってるかどうか、その基準はどうか、全部書いてあるんですね。その中の問題として、例えば転入学の問題とか、それはちゃんとフォローできてるかということも含めて市町村に調査しているところがありますので、これは先ほど葛城市の成績のことで平均点を上げるためにということがありましたけど、やっぱり一番早いのは、貧困家庭のお子さんの生活を安定させることで、学習集中ということがあって平均点が上がるということがよくあることなので、この子ども貧困対策は国を挙げての施策ですので、そこら辺がどうなってるかについて少しお伺いします。

増田委員長 内蔵課長。

内蔵学校教育課長 学校教育課の内蔵です。よろしくお伺いいたします。

先ほどの内野委員の支払日なんですけれども、3月5日でございます。すいません。

それと、要保護・準要保護の所得の状況ですけれども、平成30年度の支給につきましては平成30年度の課税分で判定ということでよろしいでしょうか。そういうことですかね。ではなくて……。

谷原委員 すいません。よく考えたら決算に直接関係ないので、後でお伺いに行きます。すいません、どうも。時間もないので。

増田委員長 ほかに。

杉本委員。

杉本委員 僕もちよっと最後に簡単に、130ページ、教育費、2目体育施設費、この報告書をまた見てもらって、58ページになると思うんですけども、生涯スポーツ振興事業というのがありまして、表を比較しますと、ここの金額、今年は決算額が下がっているんですけども、子どもたちのスポーツに限らせてもらいますが、少年柔道とジュニアバドミントンがなくなってると思います。一般では、健康トレーニング教室とかランポボックスがなくなってるので、こ

れなぜなくなっただけでしょうか。生徒が少ないからかなと思って見たんですけど、結構人数もいてるみたいですが、先生がいないとかそういう問題なんですか。教えていただきたいです。

増田委員長 植田課長。

植田体育振興課長 体育振興課の植田でございます。ただいまのご質問に答えさせていただきます。

まず、少年柔道教室につきましては、半数に満たなかったため開催しないということでございます。それから、健康トレーニング教室とトランポビクス体操教室、ジュニアバドミントン教室につきましては、総合型地域スポーツクラブに移行したため、平成30年度はやっておらないということでございます。ジュニアバドミントン教室は、総合型地域スポーツクラブに移行しております。

以上でございます。

増田委員長 杉本委員。

杉本委員 ちょっとわからなかったんですが、半数というのは何の半数なんですか。

あと、もう一つついでに、このスポーツ教室をやっていただいていると思うんですけども、例えばツイッターで拡散して、「こういうことをやってます」みたいな、ちょっとまた同じような話になるんですけども、蓮花ちゃんのツイッターもありますし、個人情報とかあるんですけども、例えば子どもたちの何か後姿を撮って蓮花ちゃんがツイートしたら結構評判になりそうな気がするんですけども、その辺どうお考えかお聞かせください。

増田委員長 植田課長。

植田体育振興課長 少年柔道教室の件でございますけども、募集人員の半数に満たなかったため開催しなかったものでございます。

それと、今後の周知の方法につきましては、ホームページとかSNSとかいろいろありますので、十分活用した上で周知していきたいと思っております。

以上でございます。

増田委員長 阿古市長。

阿古市長 議員の方から、よくツイッターなり、媒体をいろいろ使った形でのコマーシャルと言いますか、宣伝について意見をいただいております。実は、もう部長会の席で、次年度というか、すぐにできるものをまず考えるようにという話をしております。観光しかりでございます。文化ホールしかりでございます。全ての分野、保険分野も含めまして、通信媒体を使ったウェブコマーシャルを考えるようにという指示を出しておりました。非常にウェブコマーシャルにつきましては低コスト、実はもう宣伝費としてはほとんどかからないんですよ。そして、非常に効果が大きいということがほぼわかっておりますので、葛城市の全分野についてそのような検討するようにという指示はもう出しました。委員ご指摘のとおり、非常に大きな分野であると感じておりますので、ご意見ありがとうございます。

増田委員長 杉本委員。

杉本委員 初耳なんで、先言うてほしかった。2日間ずっと言うてたんですけど、かなり僕より先に進んでやっていただいてかなりありがたいし、僕ほんますごくウェブというものの力はやっ

ぱり遅まきながら感じていまして、市長も先に考えてはったということで、楽しみ待って見させていただきます。ありがとうございます。

増田委員長 ほかに質疑はありませんか。

岡本委員。

岡本委員 それと、120ページ、社会教育総務費の関係ですけども、ここは社会教育で団体補助がかなりあるわけですねけども、前から問題になってるアートフェア、当初は補助事業やって、これは単費に変わってきたと。これがええか悪いかというのは議論されて、最終的になつとるわけやけど、1つ、私、夢フェスタのところで言わなかったわけやけど、そのイベント開催をある程度まとめてでけへんのかなと。ただ、文化祭もありますやん。またアートフェアもありますやん。夢フェスタもある中で、固めないで、これ職員が非常に何回も何回も出ていかなあかんということで、別に職員から苦情は出てないけども、なかなかしんどいねんということも耳にするわけで、絶対こないせなあかんというのやなしに、その辺も考えた中で、今、合併してますんで、2町ですんで、新庄が多いとか當麻が多いとかいうようなことも出てくるやろうから、例えば當麻で開催すりゃあ、新庄にするとか、もう方法はいろいろあると思うんで、そういうようなこともひとつ考えてもらえたらなというふうに思っております。

それから、121ページですけど、文化財の委託料の中で、また緑化植栽やないけども、どうも古墳の伐採とか、これ見てますと、どうも見積もりで落札ちゅうんか契約してあるようにも思う。恐らく設計はされていないやないかなというふうに思うんで、今すぐには出えへんと思うんで、少のうても5年間ぐらいいわゆる文化財にかかわってるんですね。伐採関係の開札録というんか、それを一応、後で結構ですんでもらいたいというふうに思います。

それから、簡単なことやけど、この役務費の中で、当初予算で新庄のくみ取り手数料、それから通信運搬費が予算計上されとったわけやけども、今、これ決算見てますと、労働災害保険料だけ執行されてあと執行されてないねけど、このくみ取り料とかそんなやつがどうなったんかなということをお聞きしたいと思います。

それから、保健体育、130ページですけども、いろいろ聞かれています。私が聞きたいのは備品購入、この問題は随意契約されてるわけですけども、あんまり偉そうにばかり言うてもあれであかんで、これも教育長に電話で、「早う契約しないと間に合いませんよ」ということも言うたわけやけど、結果的にはぎりぎりなるまで発注できなかったということで、随契約された。結果はわかってるわけやけど、先ほど私聞くのを忘れたわけやけど、この市の契約規則というのはきちっとあると思うわけよな。どうも、また教育委員会になるかわかんけども、例えばこの契約は2者以上取らなあきませんよ、これは3者以上取らなあきませんよ、あるいは一番最後見たら、50万円以上は管財課の決裁を取らなあかんよと書いてあるわけやけど、この条項が、いただいたこの資料を見ますと、決算の中でそういうようなことが漏れてるとしか言いようがないと思う。きちっともらわなかったとは言われへんからな。だから、やっぱりきちっと事務をやってもらいたいということで、あえて聞き忘れたからそれ言うとかわけやけど、その辺でもしきちっとできたあると言うんだったら、できてますよと言うてくれはって結構やけども、持ってる資料が違うたあるんだったら違います言うてく

れはっても結構やけども、どうも資料見る限り手続が漏れてんの違うんかなというふうに思うんで、そういう話をさせてもらいました。今、備品購入費、いつに業者選定かけてどうしたということがわかるんなら、おっしゃっていただいたら一番ええと思います。

増田委員長 阿古市長。

阿古市長 イベントの方は非常に多うございます。もう特に春とか秋とか、夏もあるんですけども、葛城市も各部課とも、もう毎週土曜日、日曜日、何かの行事をやってるんですよ。市民全体を対象にしてるものもあれば、ある一定の年代の方やとか、ある一定の環境の方、子育ての方やとかいろいろ分野は分かれるんですけども、非常にイベントが多いというのは事実でございます。

その中で、大々的にやってるイベントを集約というような、実は現場の方からは話をいただいている。文化祭なんかですと、文化祭をやられてる方がちょっと年齢的に上がってきたというものあるんですけども、何かと一緒にできないのかというようなご相談は実際にもう出てきております。ただ、いろんな理由があって伝統があって今までやってこられてるイベントが多うございますので、その辺はやはりそのイベントをやられた当初の趣旨も思いもあると思いますんで、その辺を少し丁寧に情報収集した中で、何か2つのものを1つにできるのかどうかというような検討は常にやっていきたいなと思っております。もうすぐに来年からこうしますねんというような話にはなっていないんですけど、ただ、ご相談を受けてるということは事実でございますので、検討していきたいと思っております。

以上でございます。

増田委員長 森井部長。

森井教育部長 教育部長の森井でございます。

先ほどの岡本委員のご質問の備品購入についてでございます。

まず、この備品購入、皆様にも何名かご見学いただいた芝刈り機、それとスーパー、それとコア抜き用のトラクターについてる特殊な機械、この3台のことでございます。手続の漏れというものにつきましてはございません。それと、これ随意契約してるということにつきましては、監査でもご指摘をいただいております。ただし、そのときもご説明差し上げたのですが、12月の議会でも議論になってましたトロという機械、これは3台のうち2台までがトロの機械になっております。特殊な機械でございますので、私どもの方で発注できるところが、指名願いが上がっているところがございませんでした。それで、直接取り引きさせていただいたという経緯になっております。

それと、スーパーにつきましても、同じく初田というメーカーの日本製のものであるので入札できたのではないのかという確認を取ったんです。ところが、これにつきましても皆様見られてわかったと思うんですけど、すごく特殊な機械でして、そう簡単に手に入るものでもなかったものです。ただ、これについても、そういった意味では3つをワンセットにして同じところに将来的な保守も考えて発注するという考えで随意契約を行ったというふうに確認しております。書類的にはそういった意味できちっと全部そろっている状況と把握しております。

以上でございます。

増田委員長 岡本委員。

岡本委員 イベントにつきましては、市長の方から答弁いただきました。すぐに、「はい、やります」と、それはでけへんのわかつとるから、できるだけ団体の意見も聞きながらやっていただいたらというふうに思います。

文化財は後で触れるさかいに回答はないわけやな、担当どこか知らんけど。今、教育委員会の備品の話があって、教育委員会は教育委員会の言い分があるやろうけども、これも12月に補正したわけやんな。だから、あんたは今、担当そのとおりでけたからこういうふうに聞いてるといことやけども、やっぱり早う発注せなあかんといことかまず第一の問題や。だから、舶来やからどうか、それは理由にならん。だから、そういうこともわかりながら答弁しとるといことも俺もようわかつたあるわけや。

ただ、そこで今、きちっとやってる言うたって、恐らくこの契約事務の手引きの中で、例えば予定価格を決める、これをどういような形で決めたんか非常に難しいと思うけども、「全部やってます」言うてんの違うで。それは難しいのはようわかるけども、やっぱりそこらをきちっとできたあんのかと聞いてるわけや。文句ばっかり言うてんの違うて、だから、言わんとすることをわかりながら聞いてるわけやから、もう難しかったら難しいでそんでええから、やっぱり次のところからこういうふうにしますといことを参考にしてもうたらそんでええわけで、そやからやっぱりこの契約手引き、わしもうっかりしとったけど、びゃーっとめくってたら出てきたけど、きちっとここには書いてあるわけ。やっぱりこれに基づいて仕事をするとい基本を忘れんとやってもろたらええといふうに思います。結構です。

増田委員長 ほかに質疑はありませんか。

吉村始委員。

吉村始委員 済みません。最後、図書館のことについてちょっと、もう手短に行きます。126ページで、使用料及び賃借料で、図書検索ソフト使用料といのと、図書館システムクラウド使用料といのがあります、その中身について聞いておきたいなと思います。もし今無理やったら後でも結構です。

それからあと、備品購入費で同じく図書館の図書購入費があるんですけども、これでちょっと決算の出てる数字とこちらの報告書の数字が若干違ってまして、まず図書購入費の中にカテゴリーとして書籍、視聴覚資料、雑誌といのがあると思うんですが、これらが含まれているのかどうか。あと、できたら新庄、當麻それぞれの金額を教えてくださいなと思います。

以上です。

増田委員長 吉村館長。

吉村図書館長 図書館の吉村でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

ただいま吉村委員からのご質問でございますが、お答えさせていただきたいなと思います。

まず、図書の検索ソフトの使用料といことかございまして、図書館では資料検索する際に、現在2種類のシステムを使用しております。これにつきましては、当館で使用している

検索システムが、書誌情報や図書を購入している図書館流通センターのシステムということで現在使用しております。

そして、その1つでございますが、TOOL i という図書館流通センターのオンラインサービスを使用いたしまして、葛城図書館の蔵書とあわせまして現在図書館流通センターで所有する360万件の書誌情報について検索することのできるシステムでございます。これにつきまして、使用料でございますが、新庄図書館、當麻図書館と2館でございます。この2館分について、年間52万8,000円の使用料を支払っております。

そして、もう一つでございますが、この膨大な書誌情報の中から、迅速に検索できるファイルソフトを使用しております、その中で葛城市の図書館では典拠ファイル、それから内容細務ファイル、そして目次情報ファイルを使用しております。使用料につきましては、年間20万円でございます。

続きまして、2点目でございますが、図書の購入冊数と購入金額でございますね。これにつきまして、まず平成30年度でございます。実績でございますが、購入冊数は5,416冊でございます。そして購入金額でございますが、929万4,460円でございます。

そして、これの内訳でございますが、新庄館でございます。一般書2,121冊、370万8,897円、そして児童書でございますが1,097冊、181万6,114円、そして視聴覚ですが、12冊、そして金額が8万8,976円、合計でございますが、新庄館3,230冊、561万3,987円でございます。

當麻館につきましては、一般書が1,253冊、218万6,633円、そして児童書でございますが923冊、143万1,920円、そして視聴覚でございますが、10冊で6万1,920円でございます。そして、合計でございますが、2,186冊、368万473円でございます。

なお、今申し上げましたこの金額の中でございますが、大和ガスに昨年寄附をいただいております。この大和ガスの寄附金で購入した資料費49万8,420円も含まれております。

以上でございます。

増田委員長 吉村館長。

吉村図書館長 先ほどの図書のこの購入費の中ですが、これにつきましては雑誌は含まれておりませんので、つけ加えておきたいと思っております。

以上でございます。

増田委員長 吉村委員。

吉村始委員 わかりました。数もいただいておりますので、一般質問で、私、當麻図書館と新庄図書館同じように入れていただいていると思っておりますが、メリハリのつけた運用ということと、それからあと、當麻についてはこども・若者サポートセンターとの連携ということで、非常に前向きな検討もいただいておりますので、またそれもよろしく願いいたします。

以上です。

増田委員長 ほかに質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

増田委員長 ないようですので、7款消防費から12款予備費までの質疑を終結いたします。

次に、歳入の説明を求めます。

門口会計管理者。

門口会計管理者 会計管理者の門口でございます。よろしくお願いいたします。

それでは、歳入歳出決算書事項別明細書の歳入の説明を申し上げます。

12ページをお開きください。なお、説明につきましては備考欄に記載しておりますので、ご了承賜りたいと存じます。左から、款、項、目、予算現額、調定額、収入済額、不能欠損額、収入未済額、備考となっております。

1 款市税につきましては、全体で40億9,715万6,437円の収入でございます。1 項1 目個人につきましては、1 節現年課税分、2 節滞納繰越分合わせまして16億1,125万4,080円でございます。2 目法人につきましては、1 節現年課税分、2 節滞納繰越分合わせまして2 億8,377万2,300円でございます。

2 項1 目固定資産税につきましては、1 節現年課税分、2 節滞納繰越分合わせまして18億7,403万4,037円でございます。2 目固定資産等所在市町村交付金につきましては、291万9,200円でございます。

3 項1 目軽自動車税につきましては、1 節現年課税分、2 節滞納繰越分合わせまして9,713万3,597円でございます。

4 項1 目市たばこ税につきましては、2 億2,804万3,223円でございます。

2 款地方譲与税につきましては、全体で1 億228万8,000円の収入でございます。1 項1 目地方揮発油譲与税につきましては、2,953万3,000円でございます。

2 項1 目自動車重量譲与税につきましては、7,275万5,000円でございます。

3 款利子割交付金につきましては、1,019万4,000円の収入でございます。

4 款配当割交付金につきましては、3,203万3,000円の収入でございます。

めくっていただきまして、5 款株式等譲渡所得割交付金につきましては、2,582万3,000円の収入でございます。

6 款地方消費税交付金につきましては、5 億9,687万5,000円の収入でございます。

7 款自動車取得税交付金につきましては、3,489万8,000円の収入でございます。

8 款地方特例交付金につきましては、4,472万4,000円の収入でございます。

9 款地方交付税につきましては、41億3,855万9,000円の収入でございます。

10 款交通安全対策特別交付金につきましては、424万7,000円の収入でございます。

11 款分担金及び負担金につきましては、2 億5,726万2,048円の収入でございます。

1 項1 目農林商工費分担金につきましては、153万8,000円の収入でございます。

めくっていただきまして、2 目災害復旧費分担金につきましては、286万3,868円でございます。

2 項1 目民生費負担金につきましては、2 億5,286万180円でございます。

12 款使用料及び手数料につきましては、全体といたしまして、1 億9,387万1,234円の収入でございます。

1 項1 目総務使用料につきましては、1,227万8,707円の収入でございます。

2 目民生使用料につきましては、39万円の収入でございます。

3目衛生使用料につきましては、639万5,000円の収入でございます。

4目農林商工使用料につきましては、321万3,720円の収入でございます。

5目土木使用料につきましては、7,396万2,252円の収入でございます。

6目教育使用料につきましては、2,649万7,255円の収入でございます。

めくっていただきまして、2項1目総務手数料につきましては、1,273万650円の収入でございます。

2目民生手数料につきましては400円の収入でございます。

3目衛生手数料につきましては、5,791万2,750円の収入でございます。

4目農林商工手数料につきましては、1万5,200円の収入でございます。

5目土木手数料につきましては、47万5,300円の収入でございます。

13款国庫支出金につきましては、全体で20億6,141万7,474円の収入でございます。

1項1目民生費国庫負担金につきましては、13億795万7,329円の収入でございます。

めくっていただきまして、2目災害復旧費国庫負担金につきましては、収入はございませんでした。

2項1目総務費国庫補助金につきましては、1,766万6,920円の収入でございます。

2目民生費国庫補助金につきましては、2億9,657万2,877円の収入でございます。

3目衛生費国庫補助金につきましては、913万3,000円の収入でございます。

4目農林商工費国庫補助金につきましては、収入はございませんでした。

5目土木費国庫補助金につきましては、3億9,429万9,271円の収入でございます。

めくっていただきまして、6目消防費国庫補助金につきましては、7万5,000円の収入でございます。

7目教育費国庫補助金につきましては、1,204万2,000円の収入でございます。

8目災害復旧費国庫補助金につきましては、1,398万9,000円の収入でございます。

3項1目総務費委託金につきましては、26万4,000円の収入でございます。

2目民生費委託金につきましては、941万8,077円の収入でございます。

14款県支出金につきましては、全体で9億301万1,297円の収入でございます。

1項1目民生費県負担金につきましては、4億8,857万6,152円の収入でございます。

めくっていただきまして、2項1目総務費県補助金につきましては、67万2,000円の収入でございます。

2目民生費県補助金につきましては、2億2,637万6,484円の収入でございます。

3目衛生費県補助金につきましては、855万7,000円の収入でございます。

4目農林商工費県補助金につきましては、4,916万5,549円の収入でございます。

めくっていただきまして、5目土木費県補助金につきましては、10万円の収入でございます。

6目消防費県補助金につきましては、49万3,500円の収入でございます。

7目教育費県補助金につきましては、391万1,000円の収入でございます。

8目災害復旧費県補助金につきましては、5,496万8,032円の収入でございます。

3項1目総務費県委託金につきましては、6,876万5,580円の収入でございます。

2目農林商工費県委託金につきましては、142万6,000円の収入でございます。

めくっていただきまして、15款財産収入につきましては、全体で2,312万399円の収入でございます。

1項1目財産貸付収入につきましては、172万819円の収入でございます。

2目利子および配当金につきましては、445万4,429円の収入でございます。

2項1目物品売払収入につきましては、1,694万5,151円の収入でございます。

2目不動産売払収入につきましては、収入はございませんでした。

16款寄附金につきましては、全体で1,172万7,560円の収入でございます。

1項1目一般寄附金につきましては、459万8,000円の収入でございます。

2目土木費寄附金につきましては、4万4,560円の収入でございます。

3目ふるさと応援寄附金につきましては、198万5,000円の収入でございます。

4目教育費寄附金につきましては、510万円の収入でございます。

17款繰入金につきましては、全体で1億8,523万1,263円の収入でございます。

めくっていただきまして、1項1目財政調整基金繰入金につきましては、9,000万円の収入でございます。

2目教育基金繰入金につきましては、2,163万3,420円の収入でございます。

3目体力づくりセンター整備基金繰入金につきましては、618万9,148円の収入でございます。

4目国営十津川紀の川二期事業費償還基金繰入金につきましては、2,829万7,655円の収入でございます。

5目地域振興基金繰入金につきましては、3,818万7,040円の収入でございます。

2項1目住宅新築資金等貸付金特別会計繰入金につきましては、92万4,000円の収入でございます。

18款繰越金につきましては、1項1目繰越金でございます。3億4,892万7,298円でございます。

19節諸収入につきましては、全体で2億6,290万3,989円の収入でございます。

1項1目延滞金につきましては、1,116万3,014円の収入でございます。

2項1目預金利子につきましては、32万511円の収入でございます。

3項1目滞納処分費につきましては、収入はございませんでした。

2目弁償金につきましては、2,853円の収入でございます。

めくっていただきまして、3目過年度収入につきましては、3,564万3,763円の収入でございます。

4目雑入につきましては、2億1,577万3,848円の収入でございます。

飛びますが、34ページでございます。20款市債につきましては、全体といたしまして17億5,640万円の収入でございます。

1項1目総務債につきましては、7億5,270万の収入でございます。

2目衛生債につきましては、1,510万円の収入でございます。

3目農林商工債につきましては、2億4,490万の収入でございます。

4目土木債につきましては、2億320万円の収入でございます。

5目教育債につきましては、910万円の収入でございます。

めくっていただきまして、6目災害復旧事業債につきましては、2,350万円の収入でございます。

7目臨時財政対策債につきましては、5億790万円の収入でございます。

収入合計といたしまして、予算現額167億5,044万995円、収入済額150億9,066万9,999円、不能欠損額1,124万8,092円、収入未済額12億6,657万8,667円でございます。

以上で歳入の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

増田委員長 ただいま説明願いましたが、歳入に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

杉本委員。

杉本委員 よろしく願いいたします。

僕からまずは33ページ、19款4目雑入のダーツと並んでますけど、33ページの上から3分の1ぐらいのところに職員駐車場使用料572万3,000円とあるんですけども、すいません、何回も同じようなことを聞いて。これ、単純に職員の方、1,000円払っていただけのと思って1万2,000円で割ったら477となるんですけども、職員の数そんなになんないと思うんですけども、どういった方が借りられてどういう仕組みになってんのか、これが1点と、あともう1個、この前ちょっとお聞きして蓮花ちゃんのスタンプが今リニューアル中なんですけども、これまでどれぐらいの人が購入されましたかと言われたのが、ちょっと関係なかったんかお答えもらえなかったんで、今、あれも歳入になると思うんですけど、それはどこになるのか。その蓮花ちゃん関係です。スタンプを購入された何年か分でもいいんですけど、教えていただいたら助かります。

増田委員長 吉川部長。

吉川企画部長 企画部の吉川でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

職員駐車場の使用料の払ってる人間でございますが、職員とそれから嘱託職員、それからアルバイトの職員、それからあと一部県の栄養士とかの給食センターの関係の職員、それからあとクリーンセンターの委託業者の方の収入もでございます。それらを合わせてそういう収入になっているということでございます。

以上でございます。

増田委員長 吉村課長。

吉村商工観光課長 商工観光課の吉村でございます。どうぞよろしくお願いをいたします。

昨日お問い合わせの蓮花ちゃんスタンプの件でございますが、過去の売上件数のみになりますけども、ご報告させていただきます。

平成27年度が284件、それから平成28年度が44件、平成29年度が45件、平成30年度が14件、

このようになっております。

観光協会の方に売り上げとして収入というふうになりますので、直接この一般会計の方には入ってございません。

以上でございます。

増田委員長 杉本委員。

杉本委員 ありがとうございます。駐車場の件はわかりました。

あと、蓮花ちゃんのスタンプですね。なかなか急激に下がっていった感じなんで、また10月にリニューアルされると先日お聞きしましたんで、次はまた件数ふやすように、歳入に関してちょっと頑張ってくださいようによろしく願いして、以上です。

増田委員長 ほかに質疑はありませんか。

岡本委員。

岡本委員 市税についてお伺いいたします。市税について、合併後、市県民税徐々に上がってきたある。あるいは固定資産税についてはほぼほぼ横ばい、法人税については下がってきた、軽自動車については乗りかえという形でふえてきてる。それで今後、どういう考えを持ってはりまんのかなかなか難しいことやと思うけども、わかる範囲で5年ぐらいまででも、大体横ばいかどうかぐらいを教えてくださいたいのと、毎年すんねけど、この滞納繰越しの徴収、いつも予算、例えば個人であれば2,500万円予定してますよということに対して、これ個人の場合は2,000万円であれやけども、固定なんかやったらなかなか滞納が予算どおりに入っていない、約半分ぐらいしか入っていないと。今、滞納整理について、いわゆる収納促進課中心に仕事してもらってる。また都合によったら管理職によって滞納整理に回ってるということになってるわけやけども、例えばそういうことをやっていただいた実績として、実際その収納促進課以外の職員で滞納整理回った分で、どのくらいお金が集金できるんかということをお教えしてもらいたいというふうに思います。

増田委員長 吉村部長。

吉村総務部長 総務部の吉村でございます。

市税の直近5年の状況ということでございます。平成26年の市民税、個人、法人、固定、軽自、たばこ税、全て含めまして40億576万8,000円と、それから平成27年度につきましては39億5,536万8,000円、平成28年度が40億3,638万7,000円、平成29年度が41億1,880万3,000円、それから平成30年度が40億9,715万7,000円ということで、ほぼほぼ横ばいかなというふうな状況でございます。

それぞれの税目ごとにつきましては、先ほど岡本委員お述べのとおり、個人市民税については微増かなというところでございます。それから、固定資産税につきましては、ほぼほぼ変わらずといったところで、土地は下落してるものの、新築家屋がありますので同じような状況で、なおかつ償却資産の課税については税務署の申告書類等の閲覧等でアナウンスをさせていただいて、少しずつではございますけども収納がふえてきているのかなと、申告がふえてきているのかなというところでございます。軽自動車税につきましては、税率改正等もございますので、少し上昇をしたと。たばこ税につきましても、それほど、喫煙者が減って

いるものの税率の改正ですとか、あと電子たばこの課税の適正化と言いますか、そういったものも含めましてほぼ横ばいといった状況でございます。

以上です。

増田委員長 和田課長。

和田収納促進課長 収納促進課の和田でございます。どうぞよろしく願いいたします。

岡本委員ご質問の収納促進課以外での収入という部分でお答えさせていただきたいと思っております。

特別滞納整理ということで、毎年5月の出納閉鎖時期と年末の12月の2回にかけまして、部課長2名1組で特別滞納整理を実施しております。実績といたしましては、平成30年度5月につきましては、市民税、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険税合わせて50万2,700円を収納いたしました。12月につきましては、4税合計で39万3,350円を収納いたしまして、年間合計で89万6,050円の収入実績となっております。

金額的に考えた場合、全体の滞納額から考えた場合、数字としては小さい部分と捉えられるかもしれないんですけども、それぞれ2週間の期間のうちに、今年でしたら44名の部課長で22チームを、期間の間に1回の訪問になりますので、なかなか思ったほどの収益は上がってないのが現状なんですけれども、時期として5月と12月というのは、5月は出納閉鎖の時期に当たります関係と、あと年末の12月というのはボーナスの支給される時期を見越してというようなことでこの時期を設定しているということに考えておりますけれども、12月は当然、部課長は議会と重なる部分もありまして、なかなか2回、3回と行っていただくことは難しいかと思うんですけども、昨年度の実績としては以上でございます。

増田委員長 岡本委員。

岡本委員 税の方は大体わかりましたよってにあれやけども、その滞納の方、どういうチームの組み方をしてはるんかどうかわからんけども、やっぱり部課長が44人出て、それは手当はつかへんのか知らんけども、年に2回やって、こない言うたら失礼やけど、金額的に非常に少ない金額しか集まらん。だから、そのチームの組み方を考えないと、我々も滞納の経験は持っているわけやけども、やっぱり行く人間によって、お金を盗むんやなしに、何とか説得する方法、説得して、たとえ1万円の金をいただく方法、これを収納課は私は教えるべきやというふうに思います。旧新庄の職員なんかやったら、そういう教育を受けてた。だから、ノルマやないけども、出て行ったら何ぼやというぐらいに課せられてた。今はどういうふうにされてるか知りませんよ。だから、「我々がおるときと同じようにせえ」と言われたら、「お前、(削除)——か」と言われるさかいに、それは同じようにせえとは言わへんけども、今のやり方で、例えばそういうような、「こういう方法でやったら集まりますよ」ということも知恵出していかと、ここの決算で県から来ていただいて収納率が上がったと。通常の実績率はそれは上がってるかわからんけども、今これ市税だけポッと見たら、全体予算の30%切れてるわけやんな、この分で。だから、お宅に責任あると言うんじゃないわけやけども、やっぱり合併してきたら、全体予算の30%切れるということのないような格好にせなあかんようになってきたら、税金で稼がんと稼ぐところがないということで、そういうようなこともよ

ろしくお願いしたいと思います。

増田委員長 先ほどの発言の中で一部不適切な発言がございましたので、議事録訂正をさせていただきます。

ほかに質疑はありませんか。

谷原委員。

谷原委員 3点ばかり、お伺いいたします。

岡本委員とかぶるところはあるんですけども、歳入の市税のところであります。1つは、細かく見ていきますと横ばいというふうにおっしゃったんですが、細かいところでは、例えば個人市民税は調定額で見て昨年と比べて約1,400万円ほど増加しておりますし、法人住民税は調定額を見ても約600万円ほど減っていると、固定資産税は4,600万円ほど減っているということで、かなりでこぼこがあるんです。特に私が気になってるのは、固定資産税が何か大きく4,600万円ぐらいへこんでるので、これがちょっとどういうことなのかよくわからないんです。要は、償却資産が大きい企業等、償却資産があれなのか、把握ができているのかどうか。その分析がどんなことになってるか、わかりましたらお願いします。難しかったらもう、無理なことをお願いしているのかもわかりませんが、よろしくお願いします。

それから、2つ目は18ページになりますけれども、3目の衛生手数料のところですが、廃棄物等処理手数料ですけど、この内訳をお願いできたらと思います。

最後になります3つ目ですけども、34ページになりますけれども、雑収入のところでありまして、下から6、損害賠償金7,100万円余りのこの内訳についてお願いいたします。

増田委員長 椿本課長。

椿本税務課長 税務課の椿本でございます。よろしくお願いします。

ただいまの谷原委員、固定資産税が減額してるということでございますが、平成30年度決算におきましては、土地が7億2,978万9,800円と、前年度比マイナスの183万5,900円、家屋が8億490万1,900円と前年度比マイナスの1,974万700円、償却資産におきましては、3億4,473万6,100円、前年度比マイナス1,599万4,700円となったところでございます。

まず、土地につきましては、時点修正によりまして価格が下落しているところでございます。評価変動割合におきましては、宅地で年平均約1%の減となったところでございます。

家屋につきましては、平成30年度は評価がえの年でございまして、在来分家屋についての見直し、いわゆる評価がえの作業を行ったところでございます。これによりまして、評価額で在来分家屋の評価額33億5,950万6,000円、税額にいたしますと約4,700万円のマイナスとなったところでございます。新增築家屋につきましては、平成29年度が226棟、床面積で3万1,013平方メートル、決定価格21億7,677万3,000円であったのに対しまして、30年度は249棟、床面積3万1,187平方メートル、決定価格で言いますと22億7,259万4,000円となっております。また、減失家屋につきましては、平成29年度が153棟、床面積1万772平方メートル、決定価格7,130万1,000円に対しまして、平成30年度は137棟、床面積1万57平方メートル、決定価格で9,446

万6,000円となっております。このように、新增築家屋が増加しておりますが、評価がえによります在来分家屋の減価が大きく影響いたしまして、全体といたしましてマイナスとなったところでございます。

償却資産におきましては、主要企業の設備投資の傾向はやや増加している企業も見受けられますが、全体的に見れば昨年に比べますと大きな減少傾向は抑えられているように思われます。しかしながら、その他中小企業におきましては依然減少傾向でありまして、平成29年度と比較いたしまして1,599万4,700円、4.4%のマイナスとなっております。納税義務者におきましては16人の増であり、横ばい状態でございます。

以上が平成29年度に比べて減少している理由でございます。

以上でございます。

増田委員長 白澤課長。

白澤クリーンセンター所長 失礼いたします。クリーンセンターの白澤でございます。よろしく願いいたします。

廃棄物処理手数料の内訳でございますが、こちらは許可業者の方から約3,027トン、金額にいたしまして4,249万6,710円でございます。あと、一般事業者の方から約487トン、金額にいたしまして679万3,170円でございます。あと、一般持ち込み、こちらの方が716件ありまして、トン数が約85トンでございます。金額にいたしまして106万4,510円、あと動物の持ち込みの方もございまして、こちらが14件、こちらが金額にいたしまして15万1,200円でございます。

以上でございます。

増田委員長 松本部長。

松本都市整備部長 都市整備部の松本でございます。よろしくお願いいたします。

損害賠償金の内容について説明させていただきます。

この損害賠償につきましては、道の駅整備に伴う周辺整備工事、それと道の駅駐車場ほか周辺整備工事とあと葛城川東側線の道路改良工事の3件の工事におきまして、工事請負業者の役員が刑法第96条の6公契約関係競売等妨害罪の刑を受けたことによりまして、3件の建設工事請負契約書第52条第1項に基づき損害賠償請求を行ったものでございます。

金額の内訳につきましては、同条より請負金額の10分の2に相当する金額と定められておりますので、まず1つ目の道の駅整備に伴う周辺整備工事につきましては、請負金額1億3,005万3,600円の10分の2、2,601万720円、道の駅駐車場ほか周辺整備工事につきましては、請負金額1億3,062万2,760円の10分の2、2,612万4,552円、葛城川東側線道路改良工事につきましては、請負金額9,761万2,560円の10分の2、1,952万2,512円の、以上3つの合計で7,165万7,784円を工事請負業者に対して請求したものでございます。

また、この請負業者におきましては、11月29日に葛城川東側線道路改良工事が竣工、12月21日に農林課所管の中戸新池の災害復旧工事が竣工し、それぞれの請負代金の支払いの後払いにおきまして、東側線につきましては6,632万560円、農林課所管の分につきましては1,254万840円の、合計7,317万3,400円の支払いを予定しておりました。

この請負業者の役員の刑が12月26日に確定されたことを受け、支払いの保留を通知し、2月12日に工事請負業者に対し損害賠償請求書及び納入通知書を送付しております。これを受け、2月13日に工事請負業者の方から工事請負代金を損害賠償金に充て、残金の151万5,616円については早急に支払いしてほしいと通知を受けておりました、2月21日に工事請負代金を損害賠償金として納入し、残金を支払いしております。

なお、この損害賠償金の対象となりました3件の工事につきましては、交付金の事業でもあるため、受け入れた損害賠償金について奈良県及び地方整備局に報告をしております、一部については返還の必要がございます。この点につきましては、現在、道の駅の精算も含め協議を行っております。

以上でございます。

増田委員長 谷原委員。

谷原委員 ありがとうございます。最初の市税の件につきましては、大変詳しく、またその傾向も含めて説明いただきまして、ありがとうございます。

自主財源ですので、一番大事なところだろうと思います。葛城市は、今、地方交付税の方が収入としては若干上回りつつあるのかなと、非常に窮屈な財政になりつつありますので、税収をどう上げるかというのは、私は皆さんの大変ご努力されてるところだと思いますけれども、固定資産税が大きく下がった理由は細かくお話しいただいたのでわかりましたけれども、やはり償却資産の問題、特に企業活動における償却資産の問題が、減少しているということで、これは工場誘致の問題もありますけれども、私が1つ気になっておりますのは、要は事業継承ということが今、問題になっております。つまり、中小企業の方の事業を継承していく。つまり、それがもう継承できずに廃業されるということで、M&Aという形でそういう中小零細企業の事業継承をやろうというふうな業者も出て、テレビでも紹介されてると思うんですけども、今後、高齢化の中で事業継承がどんどん進んでいって事業者がどんどん少なくなっていくというのは避けなければならぬと私は思うので、政策的にこれは市長にはお願いしたいと思うんですけども、その中小企業の事業継承について市としてできることがあれば、とりわけ税収の面で多少なりとも維持できるのかなと思いましたが、よろしくお願いたします。

それから、廃棄物の件についてはありがとうございます。質問だけで終わっておきます。

あと、最後にありました損害賠償金の件ですけれども、言ってみれば、これは交付金を受けてるので、それは戻さなければいけないということになるわけですね。その金額ですけれども、損害賠償金を上回ることがあるのかどうか。つまり、10分の2ということですので、契約金額の10分の2でありますから、場合によっては10分の4ぐらいが国庫負担金としてもしおけるとすれば、上回ることがあるのかなと単純に思ってしまうんですけども、そこら辺はどうなのかお聞きします。

増田委員長 松本部長。

松本都市整備部長 補助率が55%、50%でありますので、10分の2の50%、55%ということでございます。

谷原委員 ありがとうございます。

増田委員長 ほかに質疑はありませんか。

岡本委員。

岡本委員 それと、最後ですけども、15ページ、地方交付税の関係ですけども、今、普通交付税35億8,035万6,000円となつとる、この中に特例債の分は幾らぐらい入ってんのか。それと、令和2年が一本算定に変わってしまう。そうなってきたら、普通交付税はどのくらいの金額になるのかなということと、それから29ページの一般寄附金459万8,000円、これの内訳です。それから、32ページの過年度収入3,564万3,000円、これの内訳を教えてくださいと思います。

増田委員長 米田課長。

米田総務財政課長 総務財政課の米田でございます。どうぞよろしくお願いたします。

岡本委員のご質問にお答えさせていただきたいと思ひます。

まず、普通交付税の中で、合併特例債の算入額はどれくらいあるのかというようなご質問であったかと思ひます。平成30年度の分につきまして、4億2,800万円程度の算入があるということでございます。

続きまして、一般寄附金のご質問であったかと思ひます。この分につきましては、平成30年度の実績といたしまして459万8,000円でございます。内容といたしましては、ダイドー薬品工業株式会社様から100万円、また宗教法人ほんみち様より300万円いただいております。そのほか、市内の4つの大字よりいただいておりますのが、今在家からは40万円、兵家区からは5万9,000円、勝根区からは6万7,000円、葛木区からは7万2,000円ということで、合計が459万8,000円となるところでございます。

以上でございます。

増田委員長 新澤課長。

新澤保険課長 保険課の新澤です。よろしくお願いたします。

過年度収入の内訳ですが、3,564万3,763円、そのうち169万6,050円、こちらの方が保険課の分で12月議会の方で補正させていただいた過年度収入になります。乳幼児医療費県補助金、また未熟児医療費国庫負担金、これについて前年度による決算見込額から補助金をいただいておりますけれども、決算確定により、それぞれ乳幼児医療費県補助金につきましては129万1,653円、未熟児医療費国庫負担金におきましては40万4,362円の追加交付をいただいたものであります。

以上です。

増田委員長 安川課長。

安川建設課長 建設課の安川でございます。よろしくお願いたします。

過年度収入のうちの165万円については建設課の所管であります。165万円の内容としましては、平成29年度に実施しました尺土池の貯留浸透事業に係る県からの補助金ということですので。165万円の内容としましては、全体事業費の3分の1については国庫補助、残りの3分の2の8%について県から補助がいただけるという内容の金額になっております。

以上です。

増田委員長 林本課長。

林本社会福祉課長 社会福祉課の林本です。よろしくお願ひいたします。

過年度収入のうち、平成29年度の障害福祉サービスの国庫負担金及び県費負担金の精算ということで、12月補正でさせていただいてる分について説明をさせていただきます。

まず、国庫の方で、特別障害者手当の分が6万322円、障害自立支援給付費が379万7,931円、障害児入所給付費国庫負担金の過年度収入が1,477万5,847円、これら国庫負担金全部合計させていただきますと1,863万4,100円、それと今度、県費負担金なんですけども、こちらは障害者自立支援給付費の県費負担金のみで189万8,965円、それらを全て足しますと2,053万3,065円となります。それに加えまして、平成27年度、平成28年度の事業所の中で人員欠如がありまして、介護報酬の返還金がありました。それは、合計いたしますと、平成27年度、平成28年度分合わせて46万5,665円、全て合わせますと、社会福祉課所管分としまして2,099万8,731円となります。

以上です。

増田委員長 井上課長。

井上子育て福祉課長 失礼いたします。子育て福祉課の井上でございます。

過年度収入の子育て福祉課分についてお答えをさせていただきます。

こちらの方なんですけれども、市内在住の児童が入所している市内私立保育園、市外の公立、私立保育所に対して費用として支弁をします。子どものための教育・保育給付費、こちらにつきまして、こちらの平成29年度分につきまして増額でいただいている部分でございます。国2分の1、県4分の1の費用負担の部分でございまして、子どものための教育・保育給付費国庫負担金分が676万8,813円、そして県の分、施設型給付費等県費負担金平成29年度分が325万1,346円、合計で1,002万159円を追加いただいたものでございます。

以上でございます。

増田委員長 米田課長。

米田総務財政課長 総務財政課の米田でございます。

先ほどの答弁、修正の方お願ひいたしたいと思ひます。私、違うところを見ておりまして、先ほどお答えさせていただいた特例債の交付税算入額を、「4億2,863万9,000円」とお答え申し上げたかと思ひますが、この数字を「3億3,770万6,000円」と訂正の方をよろしくお願ひいたします。先ほどお答えさせていただいたのは、令和元年度の普通交付税の算入額を申し上げたところでございます。申しわけございませんでした。

増田委員長 以上ですね。

岡本委員、よろしいですか。

ほかにございせんか。

(「なし」の声あり)

増田委員長 ほかに質疑はないようですので、歳入に関する質疑を終結いたします。

本日はこれにて委員会を終了いたします。

なお、週明け24日火曜日、午前9時30分より委員会を再開いたしますので、よろしくお願

いたします。

本日は、どうもご苦労さんでございました。

延 会 午後6時07分